

平成20年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成20年3月10日 開会

平成20年3月19日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 0 日

平成20年第1回身延町議会定例会(1日目)

平成20年3月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育委員長教育方針
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 松 浦 隆 | 2番 | 河 井 淳 |
| 3番 | 望 月 秀 哉 | 4番 | 望 月 明 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 上 田 孝 二 |
| 7番 | 福 与 三 郎 | 8番 | 望 月 寛 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 望 月 広 喜 |
| 11番 | 穂 坂 英 勝 | 12番 | 伊 藤 文 雄 |
| 13番 | 渡 辺 文 子 | 14番 | 奥 村 征 夫 |
| 15番 | 川 口 福 三 | 16番 | 近 藤 康 次 |
| 17番 | 笠 井 万 沱 | 18番 | 石 部 典 生 |
| 19番 | 中 野 恒 彦 | 20番 | 松 木 慶 光 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員（3人）

6番 上田孝二
8番 望月寛

7番 福与三郎

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（21人）

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	佐野武司
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2人）

議会事務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

おはようございます。

それでは、朝のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成20年第1回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

寒気も徐々に緩み、このところ日を追って暖かくなり、春らしくなってきました。議員各位には何かとお忙しい中をご出席いただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会は平成20年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、町長から提案されます諸議案は、平成20年度予算および平成19年度補正予算ほか条例の改正と57件を数え、町民生活に重大な関連のある、かつ、その内容も多種多様にわたる膨大なものであります。

議会といたしましても、町民の福祉増進の見地から十分の審議を行い、町民の要望する諸施策に、積極的に反映すべく努力をいたしたいと思うところであります。

議員各位におかれましては、慎重なご審議により、適正にして妥当な結論を得られますようお願いする次第であります。

ときすでに早春とは申しながら、余寒なお去りがたい折から、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、

6番 上田孝二君

7番 福与三郎君

8番 望月 寛君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、平成20年3月10日から3月19日までの10日間とすることに異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成20年3月10日から3月19日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から今期定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、お手元に配布のとおり、各種行事等に参加いたしましたので、ご了承ください。

次に各委員長より研修報告等、閉会中の調査の報告書がお手元に配布してありますので、ご了承ください。

日程第4 町長の施政方針を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

皆さん、おはようございます。

「白梅のあと紅梅の深空あり」、いよいよ春が本格的に近づいてまいりました。大変いい季節を迎えるわけでございますけど、身延町議会第1回定例会を迎えるにあたりまして、ごあいさつをさせていただきます。

本日ここに平成20年第1回身延町議会定例会が開催をされるにあたりまして、提出をいたしました議案の概要と併せて、平成20年度を迎えるにあたり、町政の状況と今後の施策の一端について、説明をさせていただきます。

町民の皆さんの負託を得て、町長に就任をして3年4カ月、私は政治信条として、公平・公正・誠実の基本姿勢を堅持し、旧町の枠組みに捉われない施策の展開を行ってまいりました。平成20年度は、私に与えられた町政運営の仕上げの年であります。これまでの町民の皆さんとともに築いてまいりました新しいまちづくりを継続しながら、身延町総合計画に掲げた、やすらぎと活力ある開かれた町の実現を目指し、明日に向かって、さらに前進する年にするべく決意を新たにいたしております。

平成20年度の主要な施策につきましては、第1次身延町総合計画事業実施計画、初年度計画に基づいて実施をしてみたいと思います。それぞれの事業に関わる予算につきましては、当初予算に計上させていただきました。議員各位のご理解を、よろしく願いを申し上げます。

まず課題といたしまして、町政の大きな課題でございますが、行政改革の推進について。集中改革プランに基づき、職員ともども意欲的に、行政改革に取り組んでいるところでございますが、平成19年度については、早期退職優遇措置の活用による人員削減、ノー残業デーの設定、時差出勤制度創設などによる残業時間縮減、職員給与格付けの厳格な運用、宿直制度の見直しなどによる人件費の削減、滞納整理の積極的な取り組みによる税込確保、公用車削減、こまめな消灯などによる消費電力削減等の、経費削減等々に取り組んでまいったところでございます。

加えて、行政改革への職員の意識向上を促すための研修などにも意を用いるとともに、窓口対応の改善などにも取り組み、一定の成果を挙げていると評価をいただいております。窓口対応の改善などにも取り組んでいるわけでございますが、平成20年度以降についても、集中改革プランに基づき、より一層、危機意識・改革意欲を職員と共有し、さらに積

極的な取り組みにより、行政改革を推進してまいりたいと存じておるところでございます。

行政改革推進の中、組織のスリム化は特に重要であり、行財政改革推進の目玉として、平成18年度に町民課と税務課を統合したところでありますが、しかしながら、その後における国の国民健康保険制度の大幅な改正に伴う、後期高齢者医療保険の分離計画や医療費高騰による安定化計画の策定、また滞納整理問題、県の滞納整理機構の立ち上げ等、国の制度改正や県の新たな制度制定などに伴う複雑困難な新たな業務に的確かつ迅速に対応し、より効率的に業務を進めるためには、現在の町民課一課での対応は、極めて困難な状況に陥っておるところでございます。

このため、庁内で慎重に検討を重ね、さらに有識者等による行政改革推進委員会に提議をし、議論をしていただいた結果などをふまえて、平成20年度から町民課を町民課と税務課、2つに分け、窓口対応・住民サービスの維持向上に努めるとともに、それぞれの業務に適切に対応してまいりたいと存じております。

申し上げるまでもありませんが、町民が主役の身延町を実現するためには、行政に携わる職員すべてが強い使命感を持ち、責任感と誇りを持って仕事に取り組むとともに、常に能力開発を図り、組織の総合力を向上させていくことは重要であります。

行政改革大綱や総合計画など、いくら優れた計画をつくっても、熱意ある優秀な人材を育て、活用しなければ機能をいたしません。組織の総合力を高め、諸計画の実行を図るため、平成19年度に身延町人材育成基本方針を策定いたしました。この身延町人材育成基本方針は、職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めることを目的として、策定をいたしましたものでございます。

この基本方針は、本町が目指す職員像や能力、要件を明らかにするとともに、職員の能力開発のための取り組みを総合的な視点から定めることで、地方自治の新しい時代に適切に対応することができる人材を育成するための指針となるものでございます。

また、人事評価制度の進捗状況につきましては、人事評価は職員の持つ能力を最大限に引き出し、職員の意欲や能力を客観的・継続的に把握、評価し、人材育成や能力開発を行うため、行政改革推進の中においても特に重要と考えております。

一昨年以來、職員の共通理解のもとに制度導入を行うため、調査・研究を行い、平成18年度試行、19年度実施の方向で各職員の自己評定調書の各所属長による評価を実施いたしました。この評価については、すでに人事における職員配置や昇任、昇格の基礎資料として活用をいたしておるところであります。

しかしながら、人事面ばかりでなく、給与にも反映させていくという、当初の方針を完全に実施しているか否か、大変、難しいところでございますので、当初方針どおり進められない大きな理由は評価のバラツキ、公平性確保等により慎重さが必要と考えたからでございます。今後、早急に課題整理に取り組み、早期に人事評価制度を完全に実施していく考えでございます。

次に町税、使用料の滞納問題についてでございますが、三位一体改革による税源移譲により国に納めていた所得税の一部が地方自治体の個人住民税に振り替えられ、地方自治体の自主財源としての地方税は、一段と大きな役割を果たすことになってまいりました。地方財政に大きく影響するばかりでなく、税負担の公平性、行政サービスの質の維持などから、さらには納税者の信頼確保のためにも、町税の滞納については、特に適切な対応が求められております。

現在、固定資産税、町民税、軽自動車税や国民健康保険税をはじめ、介護保険料、保育料、

給食費、下部CATV使用料、町営住宅使用料などで総計5億円余りの滞納がございます。これらの滞納整理が緊急的な課題となっておりますのでございます。

このため、昨年11月から臨時的に税徴収担当職員を2名配置し、平成19年度分の町税を中心に滞納整理に取り組んでいるところでございます。併せて各課の課長など、全所属長と税務担当職員とで班編成を行い、年末年始年度末などに滞納者の自宅を訪問し、滞納整理を行ってきたところでございます。

新年度からは、新たな体制のもとに、資産調査や財産の差し押さえ処分まで視野に入れ、支払い能力があるにもかかわらず、支払いを拒否するなどの特に悪質な滞納者対応をスタートをさせ、長期的には滞納ゼロを目指してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、滞納をなくすため、また新たな滞納者を生じさせないためにも、滞納整理を当面の間における町の重点課題の1つとして位置づけ、あらゆる手を尽くし、取り組んでいく考えでございます。

次に中部横断自動車道についてでございますが、中部横断自動車については、早期全線開通を目指し、平成19年9月議会における町議会の国の各機関への意見書提出をはじめ、建設促進連絡協、期成同盟会活動の中で、国や県選出国會議員への要望活動を重ねるなど、積極的に取り組みをしているところでございます。

六郷増穂インター間については、昨年末、起工式が執り行われ、いよいよ中部横断自動車道が身近に感じられるようになってまいりました。身延町区間についての用地交渉が本格化するが、町では事業推進のため、支援体制を整え、引き続き事業促進を目指してまいりたいと思います。

また、中部横断自動車道開通を視野に入れたインター周辺の地域開発構想推進の中で、下山地内の富士川河川敷についても開発構想区域として位置づけ、利用計画を検討してまいりました。この河川敷の一部は、現在、地元の皆さんが河川占用により水田耕作地などとして利用をしておいでであります。町の開発構想に基づく河川敷利用計画にご理解を頂戴し、国等の協議の中で、地元の皆さんが耕作のために占用していた区域について、町が将来的に占用による土地利用のため占用許可を受け、当該地は国が特定砂利採取事業を導入し、砂利掘削を行い、その後今年度から開始される中部横断自動車道の工事残土により基盤造成を行い、当面、町では、そこを防災広場や公園やグラウンド整備などにより、町民の憩いの広場として利用をし、将来的には国から払い下げを受け、公共用地、あるいは商工用施設用地として、さらに土地の高度利用構想を推進していく考えであります。

次に産業でございますが、まず観光振興について申し上げたいと思います。

本年度から観光庁が発足をいたします。富士山静岡空港も来春には開港予定。横内知事は観光立県を目指し、年間宿泊客700万人目標など、7項目の数値の設定をふまえた新しい観光振興基本計画の素案を公表いたしました。

特に富士山観光客の国際化と来訪者の増加が進む中、今春4月から6月にかけて、JRグループ6社との共同した国内最大規模の観光キャンペーン、やまなしデスティネーションキャンペーンが開幕をされます。このキャンペーンは、JRグループが地元公共団体や地元観光関係事業者、全国の旅行会社と一体となって、かつ継続的な観光宣伝事業を展開するものでございます。

昨年のNHK大河ドラマ「風林火山」の放送では、全国の多くの方々に本県を知っていただ

きました。山紫水明の豊かな自然と温泉資源を活用し、観光・健康・環境・文化をテーマとした都市農山村共存型の地域づくりを進めていくことが、まず第一であろうかと思うわけでございます。

観光の振興については、本町の地域経済の活性化に果たす観光の役割は大変大きく、観光交流客を拡大する取り組みをさらに強化するとともに、観光や交流に関連して、地域経済効果を生む仕組みづくりが課題でございます。

こうした中、町と商工会とで、新しい身延の観光振興ビジョンを策定し、短・中・長期の行動計画を定め、観光事業のマネジメント組織となるNPO、身延観光センターの立ち上げ、身延ブランド構築、モデルツアーの実施、人材育成などの具体的な事業化の検証に動き出しております。

今後、観光や交流、田舎暮らし等の情報発信をさらに強化をするとともに、自然相互の連携による観光プログラム、開発など観光の魅力強化し、来訪者を迎える環境づくりや受け入れ態勢の整備に努めることが必要であろうかと思っております。

町民みずからが楽しめる観光地づくりを目指しつつ、観光客誘致を促進し、観光交流客を地域活性化に効果的に結びつけていく必要がございます。豊かな自然と歴史文化、多様な地域資源を生かした観光の魅力づくりを促進するとともに、観光推進体制の強化や観光関連事業を推進し、観光振興による地域経済効果を生む仕組みづくりを一層強化し、観光立町を実践してまいります。

次に工業の振興についてでございますが、身延工業団地や峡南地域中核工業団地にはメツ、ジオトップ、山梨応化、ユニプレス、リスパック等、金属、電気、プラスチック等の工場が立地をしており、農村地域工業等導入促進法等の活用により、税制面での支援をしておりますが、この企業進出により町内雇用の場の拡大に、大きな役割を果たしてまいりました。製造業における厳しい経営環境の中で合理化が進み、雇用の増加には制約が大きい現状にあります。また、より迅速な物流が求められる中で、交通条件の改善が課題となっております。

現在、製造業は経済のグローバル化、情報化の進展などにより、世界規模での激しい競争の時代に置かれており、急速な技術革新や産業の情報化に対応するため、経営の改善、人材育成、異業種間交流などによる、新たな事業展開への支援が必要であります。

今後、中部横断自動車道の整備をはじめ、国道52号や国道300号の防災工事を進め、降雨の通行規制を緩和するなど、企業進出の基盤整備の推進を図るとともに、企業誘致の積極的な推進や既存事業の育成を図っていくことが必要であろうかと思っております。関係機関等の連携により、各種支援制度を活用しながら、既存工業の経営安定化の促進、企業育成に努めてまいりたいと思っております。また立地環境の充実に努め、環境負荷の少ない企業等の誘致活動を進めてまいりたいと思っております。

このたびは、中核工業団地に岐阜プラスチックの進出が決まりまして、3月29日に起工式が執り行われるということで、ご案内をいただいております。

次に新たな事業起こしについてであります。定住促進のためには、就労雇用の場の創出が不可欠となります。交通環境の変革など、町の有利な条件を生かした企業等の誘致も重要でございますが、企業の合理化が進む中で、雇用にも制約があるとともに、わが国の経済状況からも地域外の他力に依存する対策は、厳しい状況があります。このためには、観光立町によるまちづくりを推進し、観光の充実に図り、それらに伴う企業と就労雇用の方向付けを行う必要が

ございます。また各産業間、事業主が横断的に連携をしながら、町が保有する資源に改めて目を向けて、新たな付加価値を生み出す、事業分野の開発による産業づくりが重要な課題になります。

本町は、すでに身延竹炭企業組合、企業組合 身延ゆばの里豊岡、NPO法人 エコクラブ 身延、農事組合法人 下部特産食品加工組合、大島農林産物加工所管理会などの特産品生産施設と直売所を運営する、先導的な事業体が活動しております。このような、住民みずから取り組む事業、コミュニティビジネス起こしをさらに活発化し、就労雇用の場をつくり出ししていくことが必要であろうかと思えます。産業間連携による新規事業の開発やコミュニティビジネスの企業など、新たな産業創造と就労雇用の場の創出につながる事業起こしへの積極的な支援を進めてまいりたいと思えます。

次に就労環境の充実についてでございますが、本町の定住促進にとって、就労環境の充実は大きな課題でございます。これまで地域産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など、雇用労働対策を進めてまいりました。

今後も、より働きやすい職場環境、福利厚生改善などを促進していくとともに、町内での身近な就労、雇用の場の創出に取り組むことが必要であろうかと思えます。また、交通網の整備など、周辺地域の通勤、就労の環境改善も重要な取り組みとなるわけでございます。さらに高齢者層、特に団塊世代等の退職後の就労、雇用の場をつくり出すとともに、女性の就業志向、働く女性の拡大に対応する職場や就労環境、子育て環境の改善が重要でございます。またU・J・Iターンを促進するとともに、経験を生かし得る就業や企業および定住を支援し、地域産業の担い手を育成することが重要でございますので、関係機関と連携しながら勤労者が働きやすい職場づくりを促進するとともに、町内企業の安定化、企業等の誘致、通勤環境の整備、また高齢者や女性の就業機会の拡大など、定住促進と連携する就労雇用の場の充実にも努めてまいりたいと存じております。

次に環境問題でございますが、環境問題、大変、気になるところでございます。北極の氷が溶け出している。局地的に大雨など、地球温暖化が進んでいるわけでございますが、温室ガスの排出削減目標を定めました京都議定書の約束期間が、本年からスタートをいたすわけでございます。私たちができることはなんなのか、エネルギー消費のあり方を見つめ直し、知恵と工夫のすることから取り組む環境元年に本年をいたしたいと、そんなふう考えているところでございます。

先の全員協議会でもご報告を申し上げました、身延町地球温暖化対策実行計画2006の報告書でございます。身延町はチームマイナス6%に参加して、みんなで止めよう温暖化、身延町チームということで、努力をいたしておるところでございますが、峡南衛生組合を拠点といたしまして、この環境問題については鋭意、皆さん方ともども進めてまいりたいと存じておるところでございます。

次に災害に強いまちづくりの推進についてであります。大地震、台風などによる災害から町民の皆さんの生命・身体・財産を守るため、地域防災計画の制定や富士川洪水ハザードマップなどの作成など、これらに基づき災害から住民を守ることにしておりますが、災害対策には最大限、意を用い、引き続き災害に強い地域づくりを目指していく考えでございます。

その一環として、災害発生時、またはそのおそれのある場合における町が管理する道路などの機能の確保や回復を迅速に行い、もって町内各集落の孤立化を防ぐため、地元建設業者と応

急対策に関する協定締結を行うよう、検討を行ってきたところでございますが、地元建設業者と細部の協議を進め、年度内に協定の締結を行うことにしてございます。

また、災害時における各地域の情報収集、安否確認、救急活動の迅速な展開などが特に重要であります。アマチュア無線家との災害時における協力・支援体制を整え、災害に備える準備も進めており、新年度早々からスタートさせる計画としてございます。

次にデマンド交通システム導入計画についてでございますが、全協でもご説明を申し上げておりますが、利便性の高い地域交通の実現や住民の皆さんが利用しやすい公共交通手段の構築について、かねてから調査・研究を重ね、アンケート調査などを行ってきたところでございますが、検討の結果、特に高齢者の方々にとって利便性が高く、しかも行政経費的にも有利といわれている、デマンド交通システム導入の方向で諸準備を進めております。

デマンド交通システムの導入は、ただ単に住民の皆さんの移動手段の利便性向上のみならず、高齢の方々の積極的な外出による、入院や介護状態になることの予防にもつながり、さらに地域の活性化にも貢献できるものと考えております。今後、細部の詰めを急ぎ、早期に実施に踏み切りたいと存じておるところでございます。

次に下部CATVのPFI導入事業計画の進捗状況についてでございますが、平成23年7月には電波法改正により、テレビがアナログからデジタル放送に切り替えられ、旧下部地域では、大半がテレビを見られない状態になってしまうこととなります。町としては、このような状態を回避するため、検討を重ね、財政の現状などを勘案し、多大な初期投資の必要のない民間資金の活用によるPFI方式の導入によって、テレビ放送は受信できるようにすることが現実的な対応と考え、デジタル化対応の具体的な事務を進めてきたところでございますが、事業スケジュールに基づき、昨年12月末に事業者を募ったところでありますが、応募事業者がなく、残念な結果となっております。

原因は下部地域の地理地形、人口集積状況などの自然的・社会的条件が厳しいことや構築施設内容など、町で提示した要求水準のレベルが高く、応募者がなかったと理解いたしておるところでございますが、このため、施設構築内容などについて再検討・見直しを行い、改めて再公募を行うこととし、現在、要求水準の内容等について、再公募の具体的な調査・検討を進めているところであります。年度末には改めて、公募プロポーザル方式により、応募事業者を募る計画としております。

なお、事業の全体計画、スケジュールへの影響については、特に心配はないものと判断をいたしておるところでございます。

次に空き家バンク制度についてでございますが、町内において日常的に利用していない空き家が数多くございます。これらの空き家の有効活用をとおして、身延町民と都市住民との交流拡大や町内に定住を希望する方々の、町内への定住を支援できるような仕組みづくりを検討しているわけでございますが、検討の結果、空き家に定住し、または定期的に滞在し、経済・教育・文化・芸術活動などを行うことにより、地域の活性化に寄与できる人や身延町の自然環境・生活文化などに対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる人などに空き家の情報提供・斡旋など、身延町内に住みたい人を支援するため、平成20年度から空き家バンク制度をスタートさせます。この制度を地域活性化策の1つとして位置づけ、少しでも多くの皆さんに身延町内に住んでいただくため、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

次に平成19年度着工の大型工事の進捗状況などについて、ご報告を申し上げます。

身延福祉センター建設の建築工事については、すでに建物本体、付属施設工事ともに完成し、電気・機械設備の調整、試運転についても完了をしております。3月14日までには、完成検査と消防署による防災機器類の点検検査をします。3月20日までには机、イスなど備品類の配置を終え、3月25日は竣工式の予定となっております。4月1日からは、この建物を社会福祉の拠点施設として、高齢者福祉、子育て支援などに幅広く活用してまいりたいと思います。

次に大野下水道処理場建設工事については、現在、機械設備の工場製作、水処理層の躯体コンクリート工事や管理棟工事が本格化をしております。地域の皆様のご協力をいただきながら工事を急いで、平成21年1月末の完成を目指しております。

なお、新聞情報などにより、ご承知のとおり、この工事を請け負っております共同企業体の1社である長田組土木株式会社が債務超過により、2月22日、民事再生法の適用を申請しました。町では、これによる被害や影響を避けるため、対応策検討の中、去る2月26日、28日に共同企業体の構成3社から事情聴取を行ったわけですが、影響は10日程度の工程の遅れのみであり、被害や影響がないことが判明をいたしております。これら工事工程、品質管理などの現場管理をより一層強化し、予定どおり平成21年1月末の完成を目指してまいります。

次に柿島団地の建築本体工事については、昨年9月上旬に本格的に工事を始め、今、3階部分の床コンクリート打設工事を進めております。引き続き平成20年秋の完成を目指し、工事を進め、21年初頭から入居できるよう、工事を急いでおるところでございます。

なお、かねてから建設計画を進めておりました西嶋公民館については、現在、建築確認申請手続き中であり、平成20年度初頭には工事着手、年度末完成の計画で、建築事業が進められておるところでございます。

次に、ご承知のように鴨川市との姉妹都市協定締結についてであります。日蓮聖人ゆかりの地として、旧身延町と旧天津小湊町は昭和46年に姉妹都市協定を結び、交流を重ねてまいりました。両町ともに合併により新生身延町、ならびに鴨川市となつてまいりましたが、合併以降においても身延町議会と鴨川市議会の議員の皆さんの交流の中で、姉妹都市協定の機運が高まり、早期協定締結に向けた強い働きかけを受けていたところですが、鴨川市との各分野における交流は、身延町にとっても意義深いものがあると考え、姉妹都市協定締結の準備を進めてまいりました。

このたび、姉妹都市協定締結の諸準備が整い、去る2月20日、身延山久遠寺において身延町議会、鴨川市議会の議員各位立会いのもと、協定締結式を行ったところでございます。今後は協定締結の理念を尊重しながら、文化・教育・産業など、あらゆる分野において交流を深め、協力し合いながら、身延町の活性化発展を目指していきたくと考えております。議員の皆さん方には大変、ご苦労さまでございます。

ご報告等については以上でございますが、次に本日、提案をいたします議案につきましては、お手元にお届けをしてございます議案第3号から議案第23号まで、条例の制定、条例の一部改正、条例の廃止等、21件であります。また議案第24号 平成19年度身延町一般会計補正予算(第7号)ならびに議案第25号から議案第34号まで、平成19年度各特別会計補正予算10件であり、そして議案第35号 平成20年度身延町一般会計予算、さらに議案第36号から議案第57号まで、平成20年度各特別会計予算22件、また議案第58号 工事請負契約の一部変更について、議案第59号は身延町過疎地域自立促進計画の変更について、

以上57案件でございますが、議案第57号でございますが、とりあえず議案第35号から議案第57号までの、平成20年度の予算に関わるものについて、その概要を説明させていただきたいと思っております。

平成20年度は、新たな地方財政健全化制度の実質のスタートの年になります。戦後半世紀以上にわたって見直されることのなかった、地方財政再建制度の抜本的な見直しは、昨年6月の地方公共団体の財政健全化に関する法律の成立で実現をいたしました。

財政金融情勢、そして経済環境が大きく変化する中で、地方分権改革の推進とともに、今回の見直しは自治財政権と、それに基づく自治責任を確立する上で重要なものとなります。今回の見直しは、単に財務会計上の問題として捉えるのではなく、自治体経営の再生に向けた取り組みに結び付けていくことが、重要となってくると考えております。

健全化法に基づく新しい財政指標においては、公会計改革とともに財政情報を開示し、透明なルールのもとに、早期健全化措置を導入することで、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促すことを意図としています。開示する財政指標が各地方自治体の財政状況を比較・検証する上で必要にして十分であり、かつ分かりやすいものであることが前提となっているところであります。

特に連結実質収支比率や実質公債比率、さらには将来負担比率等、今までの財政指標による概念の普通会計に留まらず、本町で言う簡易水道や下水道会計等の公営事業会計、峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等の一部事務組合、広域連合会計、さらには本町にはありませんが、中央公社や第三セクターの会計にまで及ぶこととなります。

国での地方財政対策に向けた最大の課題は、財政力格差への対応であると思っております。昨年9月就任した福田総理は、都会だけで国民生活が成り立つわけではなく、地方と都会が共に支え合う共生の考え方のもと、地方みずから考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限委譲と財政面からも地方が自立できるよう、地方財政の改革に取り組むことを表明したところでございますが、われわれ地方の側から見たとき、これに大いに期待せざるを得ません。

いずれにいたしましても、極めて厳しい地方財政の中、国・地方を通じる歳入歳出一体改革の必要性をふまえ、引き続き地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立し、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の見直しによる抑制と重点化を進め、また歳入面でも自主財源について、積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急がれております。

平成20年度の身延町一般会計予算は、総額9億4,390万1千円で、対前年比3.5%の減としたところであります。この主な要因といたしましては、身延福祉センター建設事業の完了に伴い、減額となるものであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計ほか21の特別会計により、総額7億7,969万9千円で、後期高齢者医療特別会計が1会計増となったところであります。

本町の一般財源の主となる地方交付税につきましては、前年と同じ42億円の計上で、1月末に県主体で開催された市町村予算編成会議で、前年度とほぼ同じ交付税額の試算が県から示されたことによるものであります。

本年度の主な事業につきましては、デマンド交通システムの導入、梅平団地宅地分譲事業、公民館西嶋分館建築工事等で、梅平団地の宅地分譲につきましては、山梨県土地開発公社に土

地の取得、造成工事を委託するための債務負担行為を設定いたしました。また、西嶋分館については、平成19年度より設計業務等を進めてきたところであります。柿島団地の建設については、今年度、最終年度となり、本年秋に完成し、順次、入居者を募集していく予定であります。

さらに下水道事業特別会計予算につきましては、身延処理場の建設が最終年度となっており、本年度中の完成、供用は平成21年秋を予定いたしております。

以上、身延町一般会計予算、ならびに特別会計予算の主なものの概要について、説明をさせていただきます。

次に議案第24号から議案第34号までの、一般会計ならびに特別会計の補正予算の概要について、説明をさせていただきます。

今回、提案をさせていただいております一般会計補正予算、特別会計補正予算につきましては、事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたって、減額等の補正をさせていただきます。

まず歳入ですが、平成19年度分の地方交付税につきましては、普通交付税分1億7,650万円を追加補正させていただきました。また、国庫支出金に町営住宅柿島団地建設事業に伴う国庫前倒し分の追加配分として、5,800万円。総額6,314万1千円を追加いたしました。また、この柿島団地建設事業の国庫前倒し分の増に伴い、町債は公営住宅整備事業債が7,700万円の減。災害復旧事業債や過疎対策事業債と合わせ、1億2千万円の減額補正とさせていただきます。

次に歳出ですが、諸支出金、財政調整基金に2億5千万円。減額、減債基金に1億5千万円を基金発生利子以外にそれぞれ積み立てし、利子分を合わせて4億2,96万4千円を追加補正いたしました。当初、財政調整基金は4億円、減債基金は3億円を取り崩しておりますので、平成19年度当初に比べ、財政調整基金、減債基金合わせ、年度末で3億円の減となります。

以上、身延町一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算の主なものについて、その概要を説明させていただきましたが、20年度の予算、また補正予算等につきまして、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、議会最終日には追加提出議案として、人事案件、追加提出をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

大変、長くなりましたが、ご清聴をいただき、誠にありがとうございました。

日程第5 教育委員長の教育方針を求めます。

教育委員長。

○教育委員長（佐野武司君）

本町の学校教育、社会教育が関係各位のご努力と熱意によって、着実に成果を挙げておりますことに、まずもって感謝を申し上げます。

さて、平成20年身延町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員長として、平成20年度の、本町の教育方針を述べさせていただきます。

最初に、学校教育についてであります。

教育基本法の改正に引き続きまして、学校教育法をはじめとする教育三法も改正され、さらには学習指導要領改訂の動き、教育再生会議の最終報告など、教育界は今、大きな節目を迎え

ています。

こうした中で、義務教育は一人ひとりの人格を形成するもととなる場であり、国家・社会を形成する国民として必要な資質を身に付けるために、すべての教育と学習の基礎となるものです。このため、教育委員を先頭にして、関係職員が一丸となって、子どもたちが生き生きと活動できる場づくりを進めていくことに、努力を惜しまない所存でございます。

平成20年度の重点項目としまして、学校の適正配置計画の策定および具現化、特別支援教育の推進、複式学級の解消および教科専任講師派遣の3点を設定しました。

まず、学校の適正配置問題は避けて通れない状況にあります。このため、昨年5月に審議会を立ち上げ、現在、調査・審議が続けられておりますが、答申をいただいたあとは、早期にこの具現化に向け、取り組んでいくことにしております。

次に学習障害、多動性障害、自閉症等も含めた障害などを持った児童生徒が増加傾向にあり、学級経営が困難な状況に陥るケースがあります。このため、特別支援学級の開設のほか、特別支援教育支援員を配置し、TTの活用などにより、個々の障害の状態、発達段階や特性に応じた特別支援教育の推進に努めます。

このほか、いじめ、不登校、暴力行為等の未然防止と問題発生時の早期対応のために、スクールカウンセラーの設置や道德教育の充実を図ります。

3点目の項目として、児童生徒数の減少は本町においても例外ではなく、山梨県の学級編成基準に満たない学級を持つ学校が誕生することから、昨年度から複式学級解消のための財政措置を講じておりますが、このまま推移すると、対象校は次第に増加し、この対策に奔走しなければならないようになるのは明らかです。

本年度も町採用教員の配置によりまして、複式学級解消の措置を講じるものの、学校の適正配置計画と整合させ、適正な規模を持つ学校の適正配置を進めることが求められています。また特色ある学校づくりのため、引き続き教科専任講師派遣の財政措置も講じます。

もちろんこのほか、たしかな学力を育むため、豊かな心を育むため、健やかな体を育むため、図書教育の充実、情報教育の推進、国際理解教育の推進、食育の推進、教職員の資質向上のための研修、学校の安全、児童生徒の安全の各項目についても、それぞれの学校現場において、多様な特色ある取り組みを、積極的に推進できるような教育環境をつくっていく所存です。

このため、各学校においては国や県が示した教育に関する方針や施策を深く認識しながら、特色ある教育課程の編成に工夫し、学習意欲を高める指導と評価の工夫・改善を図り、創意ある教育活動に努めることが必要であります。それを担うのは教師の力量です。教師は授業の内容・方法について絶えず研修し、みずからの資質の向上に努めなければなりません。幸い本町には、教育研修センターが設置されておりますので、この機能を最大限に発揮し、側面から、また後方から教科指導・児童生徒指導のほか、教育活動全般を支援するよう配慮します。

全14校を網羅する学校経営研究会、学校運営研究会、学校司書連絡会、養護教諭連絡会、学校事務職会議などの組織を強化して、学校間の連携、また教育委員会との連携を密にし、情報を共有しながら、未来を拓く子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、創意工夫を生かした特色ある教育活動を積極的に展開していくこととします。

学校は常に家庭、地域社会と連携し、それぞれが持つ教育力を発揮して、「生きる力」を育む学校づくりを目指し、教育活動を展開していかなければなりません。同時に自己点検、自己評価を行いながら、地域に開かれ、地域から信頼される学校づくりに努める必要があります。

先の法律改正により、教育委員の選任にあたっては、保護者を含めることの義務化、合議制の教育委員会の責任体制が明確化されたことから、教育委員相互の連携を密にし、情報を共有し、またできる限り、学校現場に足を運び、学校や教職員が抱えている課題、子どもたちが直面している課題を発見し、解決への道筋を見出し、今、考えられる最善の教育を子どもたちに与えることが大切と考えています。

次に社会教育について、申し上げます。

急激な社会構造の変化に対処しながら、郷土への誇りと明日への活力を培う文化づくりを進め、創造と活力を生む生涯学習社会構築のために、次の6項目を重点目標として事業を展開していきます。

最初の項目は、青少年の健全育成の推進であります。

次代を担う青少年の健全育成のために、家庭・学校・地域社会が一体となって、育成活動の推進と指導体制の確立と充実に努めます。

まず青少年育成を地域ぐるみで推進するために、青少年育成身延町民会議の活性化を進め、育成会や子どもクラブ等の活動を活発にして、青少年が地域活動に主体的に取り組むようになります。そのため、指導者の育成や指導体制の充実に努め、なかとみ青少年自然の里など、町内各施設を活用して、青少年の育成に努めます。

また、子どもたちの安全確保のため、「地域の子どもは地域で守り育てる」との方針のもと、地域をあげての取り組みに努めるとともに、「声掛け、あいさつ運動」を推進して、たくましく心豊かな青少年の育成に努めます。

2つ目は、生涯学習の推進であります。

近年、物質よりも心の豊かさを求める志向が高まる中で、余暇時間の増大や長寿化に伴い、機会あるごとにさまざまな分野の学習や、趣味を生涯にわたって求める人が増えています。このような住民のニーズに応えるために、誰もが気軽に参加できる学習会や講座などを住民の希望に配慮して、場所や時間を設定して開催するとともに、自主的な学習グループ、サークル団体、ボランティア団体の育成、各分野の指導者の育成に努めていきます。また、地域住民のふれあいと学習の拠点となる集落公民館の整備を進めます。

3つ目は、生涯スポーツの推進であります。

健康で生きがいのある人生を送るため、健康づくりへの関心が高まっている中で、明るく豊かなで活力に満ちた社会を形成するために、スポーツの振興は欠かすことができません。このため、体育協会の活性化を図り、体育指導員を中心として、みんなで楽しくできる運動や誰もが身近に親しむことができる軽スポーツ教室を開催し、健康づくりと体力づくりを目指していきます。さらに各種大会を開催していく中で、指導者の育成、スポーツ少年団の育成・支援などに努めます。

4つ目は、芸術・文化の振興と文化財保護の推進であります。

総合文化会館、なかとみ現代工芸美術館を生涯学習および文化活動の拠点として、優れた芸術・文化とのふれあいの場を提供するとともに、人と人との交わりを広げ、自主グループづくりの支援体制を推進します。特に芸術・文化は人々に感動や生きる喜びをもたらす、豊かな人生を送る上での大きな力になります。このため、事業の推進にあたっては、町民の意見を取り入れた事業展開に努めます。さらに文化協会の活性化を進めるとともに、総合文化祭を中心としたイベントの充実に努めます。

一方、本町には国宝をはじめ、国指定、県指定、町指定などの多くの文化財が多岐にわたり存在しており、これらを適切に保存し、後世へ伝えていくことが求められています。そのような中、着工から7年が経過し、いよいよ最終年度を迎えた「大野山本遠寺本堂・鐘楼堂」の保存修理事業が終了します。また国史跡、「中山金山」のガイダンス館である湯之奥金山博物館の活動等を通じ、文化財を活用して郷土の豊かな歴史や文化に触れる機会を創出し、ふるさと意識や郷土愛を育む取り組みを進めてまいります。

次は、高度情報社会への対応についてであります。

近年の情報化の進展には、目を見張るものがあります。著しい情報通信技術の普及は、個人や家庭生活に大きな恩恵を与える反面、トラブルや犯罪につながるなど、さまざまな問題点もあります。このため、パソコン教室等を開催して、情報機器の活用技術を学ぶと同時に、情報化社会を生き抜くための心構えについても、学ぶようにしていきます。

また総合文化会館、町立図書館の効率的運営のため、県内の文化ホール間、県内外の公立図書館と町立図書館および学校図書館とのネットワークサービスにより、多くの情報提供に努めます。図書館においては、現在、行っている地域資料のデジタル化を継続し、地域資料の収集と活用を行います。さらに町内各施設のホームページを充実し、いち早く情報を提供し、広く活用できるよう、住民サービスの拡大を図ります。

最後は、家庭教育の充実と推進であります。

家庭は、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、基本的な生活習慣や思いやり、善悪の判断などを身に付ける重要な教育の場です。しかし、社会の著しい変化の中で、少子化や核家族化が進み、地域の人々のつながりが減少したことなどにより、家庭の教育機能の低下が指摘されています。

このため、改めて親や家庭の役割や責務を認識して、充実した家庭教育の実践のために学校や地域社会、関係諸機関と緊密に連携して、公民館活動や研修会などに主体的に参画するように啓蒙・啓発に努め、家庭教育の充実と連携を図っていきます。

以上、前段は学校教育について、後段は社会教育について、それぞれの事業の概要を申し上げながら、平成20年度の教育方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ここで、暫時休憩いたします。

開会を10時20分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時20分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続き、会議を行います。

日程第6 提出議案の報告、並びに上程を行います。

議案第3号 身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議案第4号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

- 議案第 5 号 身延町まちづくり振興基金条例の制定について
- 議案第 6 号 身延町児童館条例の制定について
- 議案第 7 号 身延町乳幼児医療費助成に関する条例の制定について
- 議案第 8 号 身延町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10号 身延町定住促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15号 身延町保健センター及び高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17号 身延町老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22号 身延町身延福祉健康拠点施設整備基金条例を廃止する条例について
- 議案第 23号 身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例について
- 議案第 24号 平成 19 年度身延町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 議案第 25号 平成 19 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 26号 平成 19 年度身延町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 27号 平成 19 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 28号 平成 19 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 29号 平成 19 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 30号 平成 19 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 31号 平成 19 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 32号 平成 19 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 33号 平成 19 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 34号 平成 19 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 35号 平成 20 年度身延町一般会計予算について
- 議案第 36号 平成 20 年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 37号 平成 20 年度身延町老人保健特別会計予算について
- 議案第 38号 平成 20 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 39号 平成 20 年度身延町介護保険特別会計予算について
- 議案第 40号 平成 20 年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 41号 平成 20 年度身延町簡易水道事業特別会計予算について

- 議案第42号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
 議案第43号 平成20年度身延町下水道事業特別会計予算について
 議案第44号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
 議案第45号 平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について
 議案第46号 平成20年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第47号 平成20年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第48号 平成20年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第49号 平成20年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第50号 平成20年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第51号 平成20年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第52号 平成20年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第53号 平成20年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
 議案第54号 平成20年度身延町西嶋財産区特別会計予算について
 議案第55号 平成20年度身延町曙財産区特別会計予算について
 議案第56号 平成20年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について
 議案第57号 平成20年度身延町下山地区財産区特別会計予算について
 議案第58号 下部下水道工事19-3工区工事請負契約の一部変更について
 議案第59号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について
 発議第1号 道路特定財源確保に関する意見書提出について

以上、条例関係22件、予算関係34件、請負契約変更1件、発議1件を一括上程いたします。

日程第7 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

議長のご指名をいただきましたので、議案の説明をさせていただきます。議案第3号からでございます。

議案第3号 身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

地方公務員法の一部改正にかんがみ、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、身延町職員の自己啓発等休業に関する条例を制定する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第4号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

身延町企業立地促進産業集積区域における、固定資産税の課税免除に関する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、地域経済の健全な発展に資する企業立地の促進等を図るため、身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第5号 身延町まちづくり振興基金条例の制定について

身延町まちづくり振興基金条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

町民の連携の強化と地域の振興を図るため、身延町まちづくり振興基金条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第6号 身延町児童館条例の制定について。

身延町児童館条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため、身延児童館を設置するにあたり、その設置及び管理について身延町児童館条例を制定する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第7号 身延町乳幼児医療費助成に関する条例の制定について

身延町乳幼児医療費助成金支給条例の全部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

山梨県単独医療費の窓口無料化が平成20年4月1日から実施されるため、身延町乳幼児医療費助成金支給条例の全部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第8号 身延町後期高齢者医療に関する条例の制定について

身延町後期高齢者医療に関する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年広域連合条例第27号)の施行に伴い、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されるため、身延町後期高齢者医療に関する条例を制定する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第9号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について

身延町行政組織条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

税の徴収体制の充実等による組織の見直しを行うため、身延町行政組織条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第10号 身延町定住促進に関する条例の一部を改正する条例について

身延町定住促進に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町定住促進に関する条例から長寿祝金を外し、敬老祝金支給条例に追加するため、身延町定住促進に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第11号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

昨年度に引き続き特別職の給料を減給するため、身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第12号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

昨年度に引き続き特別職の給料を減給するため、身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第13号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

育児短時間勤務職員等の給料月額を新たに規定するため、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第14号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、身延町特別会計設置条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第15号 身延町保健センター及び高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について

身延町保健センター及び高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延福祉センターの建設に伴い、身延町保健センター及び高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第16号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

山梨県単独医療費の窓口無料化が平成20年4月1日から実施されるため、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

身延町老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が施行されることから、身延町老人医療費助成金支給条例の一部を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第 18 号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について

身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 10 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町定住促進に関する条例から長寿祝金を外し、敬老祝金支給条例に追加するため、身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第 19 号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 10 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

山梨県単独医療費の窓口無料化が平成 20 年 4 月 1 日から実施されるため、身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第 20 号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 10 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）の施行に伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第 21 号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 10 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 365 号）の施行に伴い、平成 20 年度も保険料の激変緩和措置が実施できるようになり、本町においては、平成 19 年度に講じた激変緩和措置を平成 20 年度も講ずるため、身延町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第 22 号 身延町身延福祉健康拠点施設整備基金条例を廃止する条例について

身延町身延福祉健康拠点施設整備基金条例を廃止する条例の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 10 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延福祉健康拠点施設として「身延福祉センター」を新たに設置したことに伴い、条例の目的が達成されたため、身延町身延福祉健康拠点施設整備基金条例を廃止する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第23号 身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例について

身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例の議案を提出する。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

諸般の情勢により、町単独の心身障害児福祉手当の支給を廃止するため、身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第24号でございます。平成19年度身延町一般会計補正予算(第7号)

平成19年度身延町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,276万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,708万9千円とする。

2は、省略をさせていただきます。

(継続費の補正)

第2条、継続費の追加は「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条、繰越明許費の追加は「第3表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第25号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

平成19年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,122万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,192万円とする。

2は、省略をいたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第26号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)

平成19年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,400万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,635万3千円とする。

2は、省略をいたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第27号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成19年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ644万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億788万5千円とする。

2は、省略をいたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第28号 平成19年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度身延町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ627万8千円とする。

2は、省略をいたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第29号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成19年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,473万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,247万3千円とする。

2は、省略をいたします。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが経費は「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第30号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)

平成19年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ698万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,006万6千円とする。

2は、省略をいたします。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第31号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

平成19年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,434万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,645万2千円とする。

2は、省略をいたします。

(継続費の補正)

第2条、継続費の変更は「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条、繰越明許費の追加及び変更は「第3表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第32号 平成19年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)

平成19年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,074万4千円とする。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第33号 平成19年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度身延町の下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ872万5千円とする。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第34号 平成19年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)

平成19年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260万5千円とする。

2は、省略をいたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

次に、議案第35号に入らせていただきます。平成20年度身延町一般会計予算。

平成20年度身延町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94億2,390万1千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

(歳出の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に関わる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第36号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計予算

平成20年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億1,115万2千円と定める。

2は、省略をさせていただきます。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に関わる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第37号 平成20年度身延町老人保健特別会計予算

平成20年度身延町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,133万1千円と定める。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりに定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第38号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度身延町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,321万2千円と定める。

2は、省略いたします。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりに定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に関わる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第39号 平成20年度身延町介護保険特別会計予算

平成20年度身延町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億3,190万円と定める。

2は、省略をいたします。

この第2条につきましても、省略をさせていただきます。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第40号 平成20年度身延町介護サービス事業特別会計予算

平成20年度身延町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ623万9千円と定める。

2は、省略をいたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第41号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計予算

平成20年度身延町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,258万1千円と定める。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(歳出の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に関わる共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第42号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

平成20年度身延町の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,605万1千円と定める。

2は、省略をいたします。

地方債、歳出の流用、このことにつきましては前の説明にもございましたので、省略をいたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第43号 平成20年度身延町下水道事業特別会計予算

平成20年度身延町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億9,408万6千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第44号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計予算

平成20年度身延町の青少年自然の里特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,178万2千円と定める。

以下の項については、省略をさせていただきます。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第45号 平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算

平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ675万4千円と定める。

2は、省略をいたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第46号 平成20年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成20年度身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34万3千円と定める。

以下、省略いたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第47号 平成20年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成20年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77万7千円と定める。

2は、省略いたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第48号 平成20年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

平成20年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万9千円と定める。

2は、省略いたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第49号 平成20年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成20年度身延町の第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24万2千円と定める。

2は、省略します。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第50号 平成20年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成20年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47万5千円と定める。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第51号 平成20年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成20年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41万円と定める。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第52号 平成20年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成20年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63万8千円と定める。

2は、省略します。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第53号 平成20年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成20年度身延町の入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58万9千円と定める。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第54号 平成20年度身延町西嶋財産区特別会計予算

平成20年度身延町の西嶋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39万円と定める。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第55号 平成20年度身延町曙財産区特別会計予算

平成20年度身延町の曙財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万4千円と定める。

2は、省略いたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第56号 平成20年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

平成20年度身延町の大河内地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万3千円と定める。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

議案第57号 平成20年度身延町下山地区財産区特別会計予算

平成20年度身延町下山地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万1千円と定める。

2は、省略いたします。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第58号でございます。

議案第58号 下部下水道工事19-3工区工事請負契約の一部変更について

平成19年9月12日に、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例(平成16年身延町条例第50号)第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を得た下部下水道工事19-3工区工事請負契約について、下記のとおり契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求めます。

記

1. 変更後の契約金額 金7,478万8,350円

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

下部下水道工事19-3工区について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由でございます。

参考資料をお手元にお届けいたしております。

次に議案第59号 身延町過疎地域自立促進計画の変更について。

身延町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第6項の規定により、議会の議決を求めます。

平成20年3月10日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、山梨県農村地域活性化農道整備事業計画において、本町清沢地内の農道が県営事業の計画路線として位置づけられたことに伴い、同計画の整合を図るため、身延町過疎地域自立促進計画を変更する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上でございますけど、よろしくご審議を頂戴したいと思います。ありがとうございました。

○議長(松木慶光君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に担当課長より詳細説明を求めますが、議案第9号から議案第12号、議案第30号、議

案第32号から議案第34号、議案第46号から議案第59号までの詳細説明は省略いたします。

詳細説明は条例関係と補正予算を先に説明し、平成20年度当初予算と分けて行いますので、ご了承願います。

はじめに、条例関係と補正予算の詳細説明を求めます。

なお、詳細説明は簡略にお願いいたします。

議案第3号、議案第13号について、総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

議案第3号 身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

内容について、ご説明を申し上げたいと思います。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の改正に対応いたしまして、複雑かつ高度化する行政課題に対応できるよう、職員の能力開発を促進するため、職員みずからの発議により、職を保有しながら大学等の課程への履修や、国際貢献活動のための休業を認める制度を導入するものでございます。

それでは条文について、ご説明を申し上げたいと思います。

はじめに、2ページの第1条、趣旨についてでありますけれども、職員の自己啓発休業に関する必要な事項を定める趣旨を規定したものでございます。

第2条の自己啓発等休業の承認については、任命権者が職員の申請に基づき、自己啓発等休業を承認することができるという規定であります。

第3条の自己啓発等休業の期間については、地方公務員法第26条5第1項の条例で定める期間をそれぞれ規定いたしましたがいずれも最小3年以内となっておりますのでございます。

第4条の大学等教育施設については、地公法第26条の5第1項の規定で、条例で定める教育施設として、学校教育法第83条に規定する大学、大学院等を規定いたしているものでございます。

第5条の奉仕活動については、地公法26条の5第1項の条例で定める奉仕活動について、国際協力機構が独立行政法人、国際協力機構法第13条第1項第3号に基づき、みずからが派遣業務の目的となる、開発途上地域における奉仕活動等を規定したものであります。

次ページへ移ります。

第6条の自己啓発等休業の承認の請求については、自己啓発等休業の承認の請求は、当該休業をしようとする期間の初日および末日、ならびに当該期間中の大学等、課程の履修。または国際貢献活動の内容を明らかにして、請求をしなければならないという規定であります。

次に第7条の自己啓発等休業の期間の延長については、自己啓発等休業をしている職員は当該休業を開始した日から引き続き、当該休業をしようとする期間を第3条の期間を超えない範囲内において、当該休業の期間の延長を請求することができる。当該延長は特別な事情がある場合を除き、1回に限ることを規定いたしました。また、当該延長承認については、第2条の規定を準用する規定となっておりますのでございまして、3年以内の中では延長することができるということでございます。

次に第8条の自己啓発等休業の承認の取り消し事由でございますが、自己啓発等休業の承認の取り消し事由として、正当な理由なく大学する課程を休業、もしくは頻繁に欠席していること。奉仕活動の全部、または一部を行っていないこと等を規定しております。

第9条の報告等については、職員から任命権者への報告義務を規定いたしておるところでございます。任命権者は自己啓発等休業をしている職員と定期的に連絡をとることにより、当該職員と十分な意思疎通を図るものとするところとして、規定されているところでございます。

次に第10条、次ページに移りますが、第10条の職務復帰後における号級の調整についてということで、規定をされているところでございます。

附則については、附則の施行日については、平成20年の4月1日からということでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

次に議案第13号でございます。身延町職員給与条例の一部を改正する条例について。

この条例につきましても、12月の議会で、地方公務員法の育児休業等に関する法律に基づきまして、身延町職員の育児休業等に関する条例の改正を行ったところでございまして、この改正に伴い、育児短時間勤務を認める制度が制定されたわけでございます。今回、めくっていただきますと、給与条例の関係する部分について、育児短時間勤務職員等の項目を加えるということでございまして、1週間あたりの勤務時間に応じた給料月額、あるいは期末勤勉手当を支給するという内容でございます。

以上で、説明を終了させていただきます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第4号、議案第8号、議案第17号、議案第20号、議案第25号、議案第26号について、町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、議案第4号というふうなことで、身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例、6ページのほうをお開きください。

それでは説明させていただきますけど、まず第1条の趣旨でございます。

第1条、地域経済の自立的発展の基盤強化を図るとの趣旨のもと、平成19年に定例国会で成立いたしました企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づきまして、県内全域、28市町村を集積区域とした山梨県の企業立地計画が、この2月1日に経済産業大臣の同意を受けました。同計画による企業立地の促進を図るために、事業者に対する支援措置を図ろうとするものでございます。

それから第2条では、どのようなというふうなことで、課税免除規定を設けてございます。先ほど言いました、基本計画の同意からというふうなことで、平成20年2月1日から5年以内に、承認企業が立地計画に従って対象施設を設置した場合、その施設に関わる家屋、もしくは構築物に対します課税に対しまして、以降、3年間に限り免除するものでございます。

なお、減額分に対しては、75%が同法第20条の規定により交付税措置されることになってございます。

第3条は課税免除を受けるための申請の手続き、それから7ページのほうへいっていただきまして、第4条は課税免除の取り消し、そういうふうなことで、第5条で委任規定を設けさせていただきます。附則では、先ほど申し上げた同意の日、平成20年2月1日から適用するというふうな内容になっております。

次に、引き続きまして18ページのほう、お開きください。

議案第8号 身延町後期高齢者医療に関する条例でございます。

まず第1条の趣旨でございますけど、この条例は町が行う後期高齢者医療の事務について、法令および、山梨県後期高齢者医療広域連合広域高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、必要な事項を規定するものでございまして、まず第2条で町において行う事務というふうなことで、保険料の徴収からはじめまして、1号から8号まで設けてございます。葬祭費の支給に関する申請の、提出の受け付けから始まりまして、全各号にかかる事務に付随する事務というふうなことになってございます。

それから次に第3条ですが、保険料を徴収すべき、町の大きな仕事は保険料を徴収する業務がウエイトを占めているわけですけど、当然、町内に住所を有する被保険者というふうなことで、まず1号で定めまして、2号から4号までにおきましては、これは介護保険が始まったところです。本町のように介護施設等を有している町村におきましては、例えば他県から広域を超えて入ってきた被保険者に対しましては、当然、そちらのほうで納めていただきますよというふうな、以降、4号までがそれぞれのケースで定めてございます。また町から、例えば山梨県から静岡県、あるいは埼玉県へ行った場合は、逆に町のほうで保険料を徴収し、あるいは療養費を支払う、広域のほうでというふうな、4つのケースが書いてございます。

あとの細かい部分は、省略させていただきます。

次に、19ページのほうへ入っていただきたいと思います。

次に第4条でありますけど、保険料の徴収については、法で年金から特別徴収が規定されておりますが、普通徴収による納期を4月1日から3月31日、第1期を第8期まで規定したところでございます。

それから、ただし2号では、前号に規定する納期によりがたい被保険者による納期は、町長が別に定めるというふうなことで、規定が設けられてございます。

次に第5条でございます。これにつきましては、督促手数料100円とするもの。

第6条、延滞金について。それぞれ7.3%というふうなことで、定めがしてございます。

次に第8条では、委任規定。規則を定めることができる旨を規定したものでございます。

次に第9条は、罰則規定を設けてあるところでございます。

あと、附則の部分で第1条、この条例の施行は平成20年4月1日から施行するというふうな規定でございます。

それから次に第2条、平成20年における被扶養者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例の規定についてのことが記されておりますけど、第2条、平成20年度における被扶養者であった被保険者、これはそれぞれ健康保険とか、それから共済組合の被保険者につきましては、当初の計画でいきますと、加入時から2年間は保険料が均等割の半額措置がとられておりましたけど、昨今、国会のほうで検討された内容でいきますと、平成20年の特例措置として、前半の6カ月分については凍結、後半の6カ月については9割軽減措置、そのようなことで、この人たちに関わる納期を第3条として10月1日から、第4期から第8期まで設けられているところでございます。

あと第4条は、延滞金の割合等の特例というふうなことで、定めがされてございます。

それでは、次に43ページのほうへ入っていただきたいと思います。

議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例でございます。

本条例は、山梨県の老人医療費の助成制度を取り入れまして、68歳以上、70歳未満の被保険者で非課税世帯の場合は、窓口負担3割を1割負担、つまり県が1割、町が残りの1割を

それぞれ助成している規定でございますけど、今回は法の一部改正がありまして、平成20年4月1日から、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律と題名が変わってきます。そのようなことで、今回、第3条、ただし書き中以下、それぞれの題名を、引用文を改正するものでございます。

次に、51ページのほうへ入っていただきたいと思います。

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

まず、第4条第1項第1号中、4行目の同項第3号中、10分の1を10分の2までは、医療機関での支払いの際の一部負担金についての改正内容でありまして、現在、3歳未満児までが2割負担をしていただくことになっております。しかし、国を挙げての少子対策の一環として6歳まで、従前は3歳以上につきましては、2割負担をしていただけたところを、今度は6歳までに引き上げようというものでございます。

次に2点目でございます。

2点目は、世代間の医療負担の均衡を調整していただくために、70歳以上の被保険者の1割負担を今後2割負担していただく内容でございます。

次に第4号規定でございますけど、現第4号規定は70歳以上の被保険者で課税所得者が145万円以上であるときは、3割負担とする規定でありまして、この部分については、現行と同じで、法の改正による引用文の規定の改正でございます。

それから第7条第1項中、以下でございます。ここも法の規定に基づきまして、被保険者、身延町として、今度は特定健康診査および特定保健指導等が義務付けられたことによります条文の改正でございます。

次に今度は、条例のほうは4件につきましては以上にさせていただきます、次に今度は予算の関係で説明をさせていただきます。

議案第25号 平成19年度の身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。

今回は4,122万4千円を減額いたしまして、総額を23億3,192万円にするものでございます。

医療費につきましては、12月ベースで実績が出ておりまして、以降、1月、2月までの分を予測して、それぞれの見直しを図ったところでございます。

それでは、7ページのほうに入っていただきたいと思います。

まず、国民健康保険税の関係でございます、当初比較に、補正前に比べまして、今回1,039万円ということで減額になっておりますけど、これは19年6月が本算定になっておりまして、前年度所得に比べて、所得額、町民所得、課税所得が約6千万円ほど減額になっていることに起因をしております。

あと国庫負担金、それから国庫補助金につきましては、それぞれ確定されてきたものに伴う減額等をさせていただいております。

それから療養給付費交付金、これらも支払い基金からの確定によるものでございます。

次ページ、8ページのほうへ入っていただきたいと思います。

同じく県の負担金、県の補助金、それぞれ確定によるものでございます。

同じく7款の共同事業交付金につきましても、それぞれ決定された内容で減額をさせていただいております。

次に、10款の繰入金のところを見ていただきたいと思います。

ここで、4節出産育児一時金繰入金93万3千円、減額になっておりますけど、これは当初、15人予定しておりましたけど、国保会計においての関係者は、今のところ残念ですけど11人というふうなことで、4人の減により、減額させていただくところでございます。

それでは、その次に入っていただきたいと思います。

10ページでございます。

基金の繰入金でございます。財政調整基金よりの繰入金が、今回で3,786万8千円を追加いたしまして、2億4,792万6千円。この本年度の計画になっておりまして、返還金、うち1億2,765万8千円充てられておりますので、本年度の国保財政運営をしていく上で、現在、財源不足的に1億2千万円ほどを充当させていただいている内容でございます。

それから繰越金も今回、補正追加させていただきまして、7,652万8千円をそれぞれの本会計に充てているところでございます。

次に歳出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ医療費の見直し等を図ったところでございますので、省略をさせていただきます。

次に老人保健でございます。

今回、2億4,400万5千円を減額し、26億5,635万3千円といたすものでございます。

それでは6ページのほうを、ちょっとお開きいただきたいと思います。

まず、歳入の1款支払い基金交付金でございます。この部分が、本会計において一番ウエイトを占めているものでございまして、これは各保険者がそれぞれ財源を拠出したしまして、それぞれ各保険者のほうへ、また交付金として入ってくる部分でございまして、この部分が51.2%を占めてございまして、最終的に13億6,248万1千円というふうなパーセンテージを示してございます。

次に国庫支出金、これも医療費のほうが減額になっておりますから、国庫支出金のほうも減額になっております。国庫支出金のほうは、30.9%というふうな割合で占めてございます。

それから県支出金につきましては、医療費の支給費の9割負担の12分の1をもってというふうなことで、以上、合わせまして支払い基金から国庫支出金、県支出金までが約9割を占めている内容でございます。

次に繰入金は、これは一般会計からの繰入金でございまして、医療費、町の12分の1に相当する金額が調整されてございます。

それから歳出でございますけど、最終的に医療給付費、それから医療費、支給費、これは現物、現金、それぞれの部分にかかる給付費でございますけど、本年度の決算、今、見込みで、両方合わせますと、26億1,233万6千円になっておりますけど、18年度決算では約4.8%減というふうな状況になっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第5号、議案第14号、議案第22号、議案第24号について、財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは、議案第5号の詳細説明を行います。

全協でも申しましたとおり、身延町のまちづくり振興基金条例の制定についてということで

ございまして、町民の連携の強化と地域振興を図るために、ソフト事業ということでございます。

この基金につきましては、本町の町民の連携・強化と地域振興を図ることを目的として、合併時の新町建設計画に基づき、地域振興の地域住民の一体感の助成等のためのソフトの事業を実施するための基金でございます。

それで、どのようなものが見えるかといいますと、地域の伝統文化の伝承、コミュニティ活動、イベントの開催、伝統芸能にかかる楽器等の購入、コミュニティ活動に伴う機材の購入などということでございまして、前からあったわけでございますが、今までの考え方ですと、運用益、利子でやりなさいというお達しでございました。

ところが、平成19年度、どこの町村もみんな財政が大変でございまして、合併特例事業の元金償還が終わった額の範囲で取り崩すことができるというふうになりつつあって、19年度にはそれでいいですよという答えが返ってきました。

よって、本町におきましても、2億円の合併特例債、身延町の、新町の使えるお金は、この基金に使えるお金は、起債可能額というのが1億5,340万円あるわけでございますが、そのうちの2億円を積み立てていこうと。お金を借りて、それを基金にあげるということでございまして、早い話が2億円を借り入れて、基金へ積み立て、そのお金は交付税バックで1億4千万円、後年度へ入っていくわけですから、このほうが有利ではなからうかというのが1点。

一番心配していたのが、前の担当もそうでございましたが、運用益という言葉がございました。利息が低いから運用益で、とてもできないと。それでは困るよということで、手を付けなかったわけでございますが、今回、身延町まちづくり振興基金に至っては、そういうことが可能だと。要するに10年間で2億円借りたとすれば、2億円を毎年返すといたしますと、返した翌年度からは、今度はその2千万円は使えますよというふうになり、柔軟になってきました。よって、このまちづくり振興基金の上程をするものでございます。

続いて、議案第14号ですね。身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは提案理由に書いてございますように、平成20年4月1日から後期高齢者制度が開始されることに伴いまして、身延町の特別会計設置条例の一部を改正する必要が生じたので、これを上程するわけでございます。

続きまして、議案第22号でございます。身延町身延福祉健康拠点施設整備基金条例を廃止する条例についてでございますが、これにつきましては、町長のあいさつの中にもございましたように、3月25日、竣工式を行います身延福祉センターが完成したことに伴いまして、今までありました身延福祉健康拠点施設として、できるものでございますので、その身延町身延福祉健康拠点施設整備基金条例を廃止するというものでございます。

それでは、議案第24号の一般会計補正予算について、詳細説明をいたしたいと思います。

これは、今回の補正につきましては、精算にかかる部分が大多数でございまして、第2表の継続費、町営柿島団地建設事業の繰り越し。第3表 明許繰越。第4表 地方債補正。

増額の予算については、土木費の繰出金および負担金。公債費の関係、償還金に繰り上げてございまして、これにつきましては中富地区の義務教育債。学校を建設したものを返すというものでございます。

また、諸支出金につきましては、町長の冒頭のあいさつにございましたが、財政調整基金を積み立てます。2億5千万円。それから、減債基金積立金1億5千万円を基金に積み立てると

いうものです。その他につきましては、ほとんど減額補正をするものです。

歳入歳出1億7,276万4千円を充当して、総額が104億5,708万9千円という形になるわけでございます。

それでは、7ページをお開き願いたいと思います。

第2表の継続費の補正でございますが、補正前と補正後の総額は変わりません。ただし、年度のほうですね、平成19年度3億6,125万2千円というものが、今度の補正で減額しまして、5,448万4千円減額して、平成19年度でできるものは3億6,076万8千円にするものでございます。

それから20年度、継続事業ですね、来年度。2億1,077万5千円を見込んでおいたものが、平成20年度では補正をするわけですが、2億6,500万円、ここで逆に5,448万4千円増えるという、継続費の補正でございます。

8ページをお願いします。

第3表 繰越明許費補正でございますが、民生費、児童福祉費、次世代育成支援対策施設整備補助金、これにつきましては、大島保育園の補助金でございます。

それから農林水産業費、1項農業費、中山間地域総合農地防災事業負担金147万円。同じく中山間地域総合整備事業負担金270万3千円。ため池等整備事業負担金、西嶋でございますが、805万円でございます。これらを繰り越してもらおうということでございます。

9ページをお開きください。

第4表 地方債補正。補正前と補正後でございますが、過疎対策が減額の1,120万円。補正後が1億2,100万円。一般公共事業債が減額の560万円。補正後の残が1,870万円。自然災害防止事業債、減額が80万円。補正後が1,510万円。公営住宅建設事業債が、減額が7,700万円。補正後の額が1億3,380万円。災害復旧事業債が、減額が2,240万円。補正後が3,300万円。合計、補正後のお金が8億8,530万円になりまして、減額の1億2千万円という数字になります。

それでは、12ページをお開き願います。

歳入でございますが、町税、町民税、個人分でございます。減額の1,200万円につきましては、当初見込んでいた減額分、調整額というそうですが、この調整額の1,200万円を、今回、減額補正をするというものでございます。

それから10款の地方交付税、今回の補正をするにあたりまして、1億7,650万円を充当しております。

それから総務の使用料でございますが、13節。これは前年度実績の予算をつくるときに、85%でみておったわけですが、これを精査したところ、もっと入ってくるよということでございまして、100万円増額となっております。町営バスの使用料です。

14ページをお開きください。

2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、これが6,739万3千円の増でございますが、これにつきましては、交付金の前倒しの配分でございますが、5,800万円。それに付随する工事が939万3千円ということで、合計6,739万3千円の増額となっております。

16ページをお開きください。

9目の災害復旧事業費県補助金、1,175万6千円でございますが、これにつきましては、農業用施設災害復旧事業費補助金と林道施設災害復旧事業費補助金、合わせて1,175万6千

円でございますが、一般財源を県支出金に財源振り替えをするということです。

18ページをお開きください。

17款の寄附金でございますが、2目の指定寄附金8万5千円。これはセルバ身延店で黄色いレシートキャンペーンという、学校教育の施設整備事業に対する指定の寄附金でございます。

それから19款繰越金でございますが、7,906万9千円。これですべて、18年度からの繰越金は使い切るわけございまして、6億712万9千円を全部使い切るというものでございます。

それから次のページの雑入、14節。減額の136万9千円。これにつきましては、防火水槽の補償費でございますが、当初見込んでいた防火水槽補償費が入札により減耗されたと。減耗率が下がったため、136万9千円、県からいただけなくなりましたということでございます。減耗率ですから、かかる予定がかからなかったというふうに解釈したほうがいいと思います。

18節の曙大須成郵便局の事務取扱交付金、これは民営化により諸収入で受け入れるというもので、10月から3月分までです。

それでは、歳出に入ります。歳出の22ページをお願いします。

委託料でございますが、一番下にあります新湯川橋付近管路埋設工事設計、165万8千円減額でございますが、それとその下の15節工事請負費591万円。これについては連携するものでございまして、県の工事がまだ未完了のため、減額して、来年度予算にもあげるというものでございます。

それから、26ページをお願いします。

8の報償費、身延の福祉センター竣工式に7万7千円。これにつきましては、先ほども言いましたように、3月25日の竣工式のためのお金でございます。

それから高齢者福祉費でございますが、次ページ。13節委託料、減額の約20万円。配食サービス調理業務と書いてございますが、これにつきましては、配食数が当初見込んだより少なくなったためということで、身延地区が当初は7,410食見込んでいたものが、4,250食に減りました。中富が9,665食見込んでいたものが4,150食に減ったため、420万円という減額補正をいたすものでございます。

31ページをお願いいたします。

民間保育所費でございますが、13節委託料、民間保育所運営費でございます。これにつきましては国が731万6千円。県が365万8千円。町外の負担金が1,693万2千円。一般管理費の176万4千円。合わせて、2,967万円。国、県が決まったものですから、それに合わせて増額補正をするものでございます。

33ページをお開きください。

工事請負費、簡易水道運営費のうちの工事請負費でございますが、減額の1,837万5千円。これにつきましては、早い話が実施しなかったということでございます。理由は、最終予定量が日量1,040トン。温泉に比較して、非常に多く既存源泉所有者、下部奥の湯高温源泉に影響があってはならないという判断から、工事費を減額するものでございます。

なお、現在も引き続き、既存の源泉影響監視業務を行っております。これを見て、やるということございまして、今回は、19年度では見送ったということでございます。

28節繰出金3,922万6千円。これは特別会計へ繰り出すものでございます。

36ページをお願いします。

2項3目林業土木費、14節使用料及び賃借料でございますが、354万9千円。重機借上げ等が400万円でございます。これは除雪によるものでございます。

それから17節、10万円計上してあります。公有財産購入費。地権者が1人でございまして、筆数が3筆、673平方メートル。単価が140円。なんか話が決まっているということでございまして、相続登記が終わったということで、今度は購入するということでございます。

39ページをお願いします。

土木費の8款でございますが、2目の道路新設改良費、やはり17節の公有財産購入費でございますが、町道大須成岩間線でございます。面積が8.56平方メートル。平米当たり1万1,800円という数字でございます。これは国道52号の手打沢橋の改良や歩道設置に伴い、大須成岩間線交差点付近の星野商店が移転されたと。交差点の取り付けに必要な用地を取得するというところでございます。

40ページをお開きください。

9款1項1目非常勤消防費でございますが、1の報酬、減額の52万7千円でございます。これにつきましては、自動車隊の解散、団員の欠員による減でございます。

4節の共済費でございますが、減額の63万9千円につきましては、日本消防協会が今回の掛金から、会計年度で区切ってやってくださいということでございまして、従来は7月から6月という形でやっておったものです。その分が浮いたということでございますので、減額の63万9千円となっております。

43ページをお願いします。

教育費のうちの1目教育委員会費、14節使用料及び賃借料、減額24万9千円でございます。これにつきましては、ALTの2人の県営住宅使用料の算定額減によって、減額されたという金額でございます。

48ページをお願いします。

7目の教育振興費、20節扶助費でございますが、減額128万円。準要保護生徒就学援助費が減額92万8千円。特殊教育就学奨励費が35万2千円の減でございますが、準要保護生徒就学援助費は、35人見積もっていたものが26人という数字でございます。特殊教育就学奨励費が7人で計算したのが3人ということでございまして、その差額分の128万円を減額するというものでございます。

58ページをお願いします。

公債費でございますが、1目の元金、補正額が603万1千円でございます。これにつきましては、旧資金運用部、資金保証金免除繰上償還分でございます。昭和58年債といっております。58年に借りたということですが、借入額が7,020万円ございました。中富の義務教育債、繰上償還額が603万165円。償還日が平成20年3月25日。これで全部、中富の関係の義務教育の、58年は繰上償還いたします。7%以上でございました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

それでは昼食のため、休憩いたします。

開会は、午後1時といたします。

休憩 午後 12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、詳細説明を行います。

次に議案第6号、議案第7号、議案第16号について、子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは議案第6号 身延町児童館条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

ページ数は、11ページになります。

まず第1条で、目的でありますけれども、地方自治法および児童福祉法に基づきまして、児童館の設置および管理に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条で、児童館の名称につきましては身延児童館。位置につきましては、身延町波木井272番地1と定めるものであります。

第3条で、事業につきましては児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにするため事業を行うということで、まず児童に集団的および個別的な指導。さらに放課後児童健全育成事業の推進。さらに児童育成を行う地域組織の事業の推進。4番目に各号に掲げるもののほか、児童の健全育成に関し、町長が適当と認めるものということで、事業を定めるものであります。

第4条で、児童館を利用できるものは町内に居住する児童生徒、および保護者が同伴する乳幼児とするものであります。

第6条で、この条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるということで、職員体制、あるいは休館日、それから開館時間、利用者の利用方法等につきまして、施行規則で定める予定でございます。

第6号の詳細説明は、以上で終わります。

次に議案第7号、ページ数は13ページになります。身延町乳幼児医療費助成に関する条例の制定についてであります。

本条例は、身延町乳幼児医療費助成金支給条例の全部を改正する条例であります。この条例改正は、窓口無料化制度の導入に伴いまして、助成金の支給方法の改正であります。

乳幼児の対象年齢は変わりませんが、医療機関等で受診をした場合、改正前は償還払いのため、保護者が医療機関等の窓口で自己負担額を支払いしてきましたけれども、平成20年4月1日からは医療機関等の窓口で受給者証、それから保険証、それを窓口で提示していただくことで、保険診療分の自己負担額を支払う必要はなくなりました。後日、町が医療機関等の請求に基づき、保護者に代わり医療機関等に支払うことになるわけでありまして、

しかし、県外の医療機関等で受診をした場合や受給者証の提示がなかった場合は、従来どおり、医療機関等の窓口で自己負担額を支払いすることになりまして、後日、助成金は償還払いということになるわけでございます。

7号の詳細説明は、以上で終わります。

続きまして、議案第16号。ページ数で39ページになります。身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

本条例の一部改正は、議案第7号で提出の条例改正と同様の、窓口無料化制度の導入に伴う改正であります。

助成金が受けられる、ひとり親家庭の対象者は改正前と変わりませんが、助成金の支給方法の変更による一部改正であります。

以上が、詳細説明でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

次に議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第23号、議案第27号、議案第28号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

議案第15号の補足説明を申し上げます。

36ページをご覧ください。

身延町保健センター及び高齢者コミュニティセンター条例の一部改正ですが、町長の提案理由で申し上げましたとおり、身延福祉センターの建設に伴う改正です。

現在、この条例は下部地区、中富地区、身延地区の3つの施設の条例となっておりますが、これに今回の身延福祉センターを加え、4つの施設の条例となるため、題名を分かりやすく、身延町保健福祉センター条例としました。

第2条の名称ですが、下部地区では現在、支所が入っている建物が下部保健センターとなっていました。生きがいデイサービスを実施している施設であり、また学童保育など福祉事業も実施されておりますので、下部保健福祉センターとしました。身延地区には支所の横に身延保健センターがありますので、今回、新築の建物は身延福祉センターとしました。

第3条の事業ですが、現在の条例は保健と高齢者福祉事業の規定となっておりますが、母子福祉、障害者福祉等を加え、保健福祉事業全般を実施できる規定にしました。

また37ページの第5条、事業の範囲については、基本的には保健福祉の事業で利用する4つの施設ですが、運営に支障がない場合において、町長が認めるものは利用できる規定。また第6条の休館日、第7条の利用時間についても、町長が特に必要と認めるときは変更できる規定といたしました。

次に45ページをお開きください。

議案第18号 身延町敬老祝金支給条例の一部改正ですが、この改正は身延町定住促進に関する条例の中で、100歳に達したとき、長寿祝金としての支給の規定がありました。今議会の議案第10号で提案されていますが、定住条例から外しております。また、現行の定住条例施行規則で、長寿祝金は住民基本台帳記載期間が5年以上、30年未満は10万円。30年以上、50年未満は30万円。50年以上、50万円となっておりますが、敬老祝金支給条例の中で、満100歳祝金と規定し、諸般の助成により、住民基本台帳記載期間を合計50年以上の者とし、金額は10万円を支給するものとする改正であります。

次に47ページをお開きください。

議案第19号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正ですが、町長の提案理由、また先ほどの子育て支援課長が議案第7号、議案第16号の詳細説明を申し上げましたが、重度心身障害者医療費助成につきましても、4月1日から県内の医療機関において、窓口無料化が実施され、これに伴う規定の一部改正であります。

次に53ページをお開きください。

議案第21号 身延町介護保険条例の一部改正ですが、介護保険料は介護保険条例第2条で、保険料が6段階に設定されており、平成17年度の税制改正により、この保険料の段階が激減する第4段階、第5段階の方においては、平成18年度、平成19年度と段階的に引き上げ、平成20年度において、本来の保険料をいただくことになっていましたが、町長の提案理由で申し上げましたとおり、今回、政令改正により平成20年度も保険料の激変緩和措置が維持できるようになりました。本町においては、平成19年度に講じた激変緩和措置を平成20年度も講ずるため、附則に第3項を加える改正になっています。

括弧の数字になりますが、第1号から第3号までが第4段階に該当する者の保険料です。

第1号は、税制改正がなかった場合は、第1段階に該当する場合で、本来の保険料である年間4万920円が3万3,960円になります。

同様に第2号は税制改正がなかった場合は、第2段階に該当するものの場合で、本来の保険料である年間4万920円が3万3,960円になります。

第3号、税制改正がなかった場合は第3段階に該当する者の場合で、本来の保険料である年間4万920円が3万7,230円になります。

第4号から第7号までが、第5段階に該当する者の保険料です。

第4号は税制改正がなかった場合は、第1段階に該当する者の場合で、本来の保険料である年間5万1,150円が4万920円になります。

同様に第5号は、税制改正がなかった場合は第2段階に該当する者の場合で、本来の保険料である年間5万1,150円が4万920円になります。

第6号は税制改正がなかった場合は、第3段階に該当する者の場合で、本来の保険料である年間5万1,150円が4万4,190円になります。

第7号は税制改正がなかった場合は、第4段階に該当する者の場合で、本来の保険料である年間5万1,150円が4万7,460円になります。

この激変緩和措置による保険料の収入不足額は約500万円になりますが、給付準備基金の取り崩しにより、補てんいたします。

次に58ページをお開きください。

議案第23号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の廃止ですが、国の制度で特別児童扶養手当制度があります。20歳未満の一定の障害の状態にある児童1人に対し、平成19年度の金額においては、月額、特別児童扶養手当等級が1級の者は5万750円。2級の者が3万3,800円支給されています。この手当は市町村で書類を受け付け審査し、山梨県で認定し、県から直接支払いがされます。

この制度には所得制限があり、例えば扶養親族が3人の場合、収入額が707万7千円未満であること等です。この所得を超えた世帯に、町単独で特別児童扶養手当等級、1級が月額7千円。2級が月額4千円支給する制度が、身延町心身障害児福祉手当支給条例で規定されています。この町単独の手当を、諸般の情勢により4月から廃止するものであります。

続きまして、補正予算を説明いたします。

議案第27号をお開きください。平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)をご覧ください。

6ページをお開き願います。

歳入であります。1款保険料につきましては、12月までの収納実績に基づき、641万

6千円追加するものです。

3款1項1目介護給付費負担金80万4千円の追加は、歳出で追加した保険給付費に見合う国庫負担金になります。同じように、2項1目の調整交付金も64万7千円の追加になります。

2項2目の地域支援事業交付金84万1千円の減額も、歳出の介護予防事業および包括的支援事業、2事業の減額に伴う国庫補助金の負担分の減です。

2項3目1節のシステム改修事業補助金58万9千円の追加は、介護保険システム改修事業に対する国庫補助金になります。

合わせて、3款国庫支出金は119万9千円の追加になります。

歳出の保健給付費の追加、地域支援事業費の減額等により、7ページの4款支払基金交付金は221万2千円の追加。

5款県支出金は、1項と2項を合わせて118万2千円の追加。

7款1項一般会計繰入金は、113万7千円の追加。

8ページの2項基金繰入金は保険料の追加に伴い、給付準備基金の取り崩しを570万円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の13節委託料252万円は、後期高齢者医療制度の創設、介護保険料の激変緩和措置の継続対応等により、介護保険システム改修業務委託料であります。

その他、3節の23万3千円の減額。11節の19万6千円の減額。18節身延支所介護保険事務用プリンター購入15万8千円の追加。2項1目の峡南広域行政組合介護保険認定審査運営費負担金102万6千円の減額を合わせ、1款総務費は122万3千円の追加をお願いするものです。

2款保険給付費は1項介護サービス等諸費、10ページの2項介護予防サービス等諸費、11ページの4項高額介護サービス等費および5項特定入所者介護サービス等費の各目におきまして、平成19年4月から12月までの9カ月間の給付実績から、平成20年1月から3月までの3カ月間の支出予定額を見込み、それぞれ追加、または減額し、合計740万円の追加をお願いするものです。

5款地域支援事業費は、それぞれの事業実績および見込み額を精査し、合計で217万7千円の減額をお願いするものです。

続きまして議案第28号 平成19年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の詳細説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入であります。1款1項1目の支援サービス計画費収入を4月から12月までの実績に基づき91万6千円減額し、2款1項1目の一般会計繰入金を55万6千円追加し、3款繰越金を27万5千円追加するものであります。

7ページの歳出ですが、1款1項1目の7節賃金は、財源を一般財源から繰入金に組み替えるものであります。

13節委託料は、介護予防プラン委託料8万5千円減額するものであります。

以上で詳細説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第29号について、水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

議案第29号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、1款2項新照坂トンネル送水管布設工事は、トンネル内の歩道敷きに水道管を布設する工事であります。トンネル内の地質の変動によりまして、調査と工法検討に時間を要し、工事が大幅に遅れたために、583万9千円の繰越明許費を行うものであります。

2款2項身延公共下水道工事負担金につきましては、下水道工事に合わせて水道管の布設工事をしております。下水道事業の繰り越しに伴いまして、3,360万円。

3項下部特定環境保全公共下水道工事負担金につきましては、県代行により進められております下水道事業の繰り越しに伴いまして、1,704万5千円の繰越明許費を行うものであります。

次に8ページをお開きください。

1款水道事業収入、1項事業収入でございますが、4月から12月までの調定額より3月分までを見込みまして、事業収入としましては10万3千円の追加計上をさせていただきました。

次に2款1項負担金でございますが、1目身延簡易水道負担金につきましては、身延中央統合簡易水道整備事業によります和田地区の一部が、この2月より給水の開始となったことなどによりまして、加入者負担金332万9千円の追加でございます。負担金としましては、452万9千円の追加計上であります。

次に5款1項一般会計繰入金でございますが、建設費の事業精査、さらには公債費の利子確定によりまして、一般会計繰入金は3,922万6千円の減額補正でございます。

次に10ページをお開きください。

歳出であります。1款1項身延簡易水道管理費であります。11節の需用費につきましては、245万7千円の追加をさせていただきました。消耗品に水道水の塩素滅菌剤の購入費として、45万7千円の追加計上であります。修繕費には、下山簡易水道の減圧弁の修理を主とする内容の200万円の追加計上でございます。

1款2項下部簡易水道管理費であります。11節需用費のうち消耗品費につきましては、水道水の塩素滅菌剤の購入費として27万5千円の追加計上。光熱水費につきましては、表流水の取水量の減少に伴いまして、第1送水ポンプ場の運転時間が増えたために、電気料として52万5千円の追加の計上をさせていただきました。

次に2款2項身延簡易水道建設費であります。15節の工事請負費につきましては、和田地内の配水管布設工事に伴います町道東坂線の舗装工事は、県工事の補償工事によりまして、舗装工事が行われたことなどにより、減額するものでございます。

19節の負担金補助及び交付金でございますが、下水道の委託工事に伴います仮設管の布設工事、あるいは給水管の布設工事費が減額となったことによりまして、2,503万9千円を減額補正するものでございます。

次に12ページをお開きください。

3款公債費でございますが、平成18年度分、起債額の利息につきましては、当初、利率の見込みにより計上をさせていただきました。借入額による利率が確定したことに伴いまして、長期債利子を減額補正するものでございます。

以上、補正予算（第4号）の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第31号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

議案第31号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、詳細の説明をさせていただきます。

まず、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正でございますが、身延町公共下水道身延処理区処理場建設工事につきまして、平成19年7月11日に工事請負契約締結にかかる議決をいただき、鋭意、事業を進めてまいりました。今回、総額を入札結果により、4,625万円減額いたしまして、11億1,675万円とし、さらに年度末を控え、事業の進捗率を精査いたしましたところ、当初計画いたしました処理層の水張り試験の日数を、年度内に確保することが不可能だというふうなことが判明をいたしました。出来高をあげることが困難となりましたことにより、今回、年割り額を変更したいというものでございます。

補正前の平成19年度が、パーセンテージでいきますと60.2%であるものを今回、年割り額、7億円を5億8,087万円として52%。平成20年度が4億6,300万円が39.8%でありましたものを5億3,588万円、48.0%といたしまして、平成21年1月竣工を目指すというふうなものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に5ページでございます。

第3表 繰越明許費補正であります。下部特定環境保全公共下水道管渠布設工事につきまして、当該工事の施工地は狭隘な地形の中に県道が一筋あるのみであり、さらに観光地であるという特殊性から、交通制限の期間や地域内の事業および日常生活への影響などを考慮し、施工する必要がありますことから、今回、4,046万2千円を繰り越させていただきます、工事に万全を期したいとするものでございます。

さらに繰越明許費の変更でございますが、身延下水道事業につきましては、地域再生計画に基づく汚水処理施設整備交付金を財源として、執行するものでございます。本制度は、当初要望に基づいて交付金が内示されましたら、その後、入札差金等が生じても変更精算ができない仕組みとなっており、予定されました事業のすべてを完了させる必要がございます。身延山という特殊性や現場の地形的条件などにより、工事期間も通常より長めに設定するなど、十分考慮した上で執行する必要がありますことから、今回、繰越明許費を1億5,927万円に変更をして、工事に万全を期したいとするものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正でございますが、特定保全環境公共下水道事業債、ならびに公共下水道事業債を申請する際、恒常財源であります受益者負担金相当額の取り扱いが昨年度と変更になっているので、見直すように県から指摘をされました。その結果、再計算をいたしまして、限度額を7億4,620万円から、6億8,510万円に減額変更をいたしたいとするものでございます。

次に歳入でございます。予算書の9ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目中富下水道事業分担金でございますが、加入分担金について、収入見込み額を推計いたしました結果、今回、27万円の追加計上でございます。

続きまして、2項負担金、1目身延下水道事業負担金につきましては、当初、身延中央簡易水道配水管を下水道事業に合わせて布設しようとして計画したところでございますが、当該配水管については、布設後、数年経過のみで、水道工事として国庫補助金の対象にならないことが判明いたしましたので、下水道工事としての必要性から、原因者としての補償工事として施工せざるを得なくなったことによりまして、4,052万9千円の減額。さらに3目中富下水道事業負担金を16万9千円減額するものでありますが、これは県道下部飯富線宮木地内道路工事に伴う下水道圧送管移設工事負担金が請負契約により、事業費が決定したことによる減額でございます。

次に2款使用料及び手数料、1項使用料、1目中富下水道事業使用料、2目帯金塩之沢下水道事業使用料、3目角打丸滝下水道事業使用料について、収入見込み額を精査いたしました結果、追加および減額措置をし、合わせて153万3千円の追加でございます。

次に10ページをお願いします。

3款国庫支出金でございます。1項国庫補助金、1目中富下水道事業国庫補助金を969万7千円減額するものでございますが、これまで下水道事業で道路を掘削し、舗装が仮復旧となっていた箇所を本復旧にしようとして、当初予算で計画いたしましたところでございますが、一部町道部分につきまして、すでに本復旧が施工済みであったことが判明しましたことによりまして、事業費の減額に伴う減額でございます。

さらに3目下部下水道事業国庫補助金につきまして、事業費等を精査いたしました結果、18万9千円の減額でございます。

次に4款繰入金でございます。1項一般会計繰入金、1目中富下水道事業、2目帯金塩之沢下水道事業、3目角打丸滝下水道事業、4目身延下水道事業、5目下部下水道事業、6目下水道一般会計、それぞれ繰入金につきまして、減額および追加措置の結果、合わせて2,553万5千円を追加するものでございます。これは前段、地方債補正でご説明申し上げましたとおり、地方債を計算するにあたり、恒常財源であります受益者負担金相当額の計算方法の変更による再計算の結果に基づき、地方債が減額となった分を繰入金で措置していただくものでございます。

次に7款1項町債でございます。

中富および身延、ならびに下部下水道事業につきまして、計算方法の変更に伴う再計算の結果によりますところの減額と、中富下水道事業の事業費の減額等により、合わせて6,110万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。予算書の12ページをお願いします。

1款下水道事業、1項総務費、1目中富下水道事業、2目帯金塩之沢下水道事業、3目角打丸滝下水道事業総務管理費について、それぞれ各節ごと精査をいたしまして、追加および減額措置の結果、74万3千円を減額するものでございます。

次に2項の事業費でございます。1目中富下水道事業建設費中、13節委託料につきましては、中富浄化センター処理場増設詳細設計業務、ならびに下水道台帳作成業務につきまして、請負契約締結の結果をふまえて、592万7千円を減額するものであります。

15節工事請負費につきましては、町道舗装本復旧工事費を1,426万8千円減額するものでございます。これは下水道管渠布設等工事の施工に伴い、掘削をいたしまして、仮復旧をしておきました県道および町道を本復旧しようとして計画したところでございますが、一部町道につきまして、すでに本復旧済みでありましたことが判明したことによるものでございます。

次に2目下水道事業建設費でございます。9節旅費に5万9千円を追加するものでございますが、処理場の建設工事に伴い、機械設備など工場製作中のものの検査のため、職員を派遣する経費に充てるものでございます。

13節の委託料につきましては、管渠詳細設計業務を266万9千円追加するものでありますが、次年度以降の発注工事について、早期着手・早期完成を目指したいとするものでございます。

15節工事請負費4,084万3千円の減額でございますが、これは歳入の項目でも説明を申し上げましたが、簡易水道受託工事として4,050万9千円。さらに管渠布設工事費を精査の結果、31万4千円減額したいとするものでございます。

19節負担金補助及び交付金335万3千円の減額でございますが、これは県道身延線および光子沢大野線の舗装復旧工事につきまして、峡南建設事務所からの事業費の確定に伴う通知によるものでございます。

さらに22節補償補填及び賠償金260万円の減額でございますが、これは処理場周辺の電柱移設や工事に伴う物件の補償等に充てるための予算措置でありましたが、東京電力等々の協議の結果によります措置でございます。

次に3目下部下水道事業建設費でございますが、13節委託料につきましては、入札に伴う差金等の精査の結果、117万2千円の減額。

15節工事請負費につきましては、補助対象事業費を精査いたしました結果に伴い、40万5千円を追加するものでございます。

さらに17節公有財産購入費につきましては、当初、処理場用地買収交渉による条件に伴う経費を合わせて予算計上いたしたところでございますが、調査しましたところ、予算を介することなく、等価交換で措置できることが判明いたしましたので、不要になります経費といたしまして、71万8千円を減額。

19節負担金補助及び交付金1,309万5千円減額するものでございます。これは説明欄にもございまして、下部処理区の県代行業業に対する町負担金を減額したいとするものであり、内容は本年度の事業費を精査しました結果、予定しておりました総事業費が5億1千万円から4億8,380万円に減額となることにより、負担金の額の確定について、県からの通知によるものでございます。

次に22節補償補填及び賠償金につきましては、当初、工事に伴う物件補償費として、50万円計上したところでございますが、精査いたしました結果、必要額として20万円が見込まれますので、今回、30万円減額するものであります。

続きまして、3項維持管理費中、14ページでございます。1目中富下水道事業、2目帯金塩之沢下水道事業、3目角打丸滝下水道事業維持管理費につきまして、それぞれ各節ごと、これまでの執行状況を精査いたしました結果、合わせまして234万3千円を減額するものでございます。

次に4項公債費であります。2目中富下水道事業利子、7目身延下水道事業利子、8目下

部下水道事業利子につきまして、平成18年度分の本債としての借り入れ実績に基づいて、金利の確定に基づいて、償還額が確定いたしましたことにより、合わせて204万9千円の減額でございます。

以上、議案第31号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松木慶光君）

以上で、条例関係と補正予算の詳細説明を終わります。

次に平成20年度当初予算の詳細説明を行います。

議案第35号について、財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

それでは、議案第35号の詳細説明を行います。

依然と厳しい財政状況でございます。今年度の予算額94億2,390万1千円。これに詳しく基金の積み立てを考えていきますと、92億2,390万1千円という、数字的にはなるわけでございますが、いずれにいたしましても、なお一層の行財政改革を進めていかなければならないなと思っております。

それでは10ページを、まずお開き願いたいと思います。

第2表 債務負担行為。

町長のほうから冒頭、説明がございましたが、平成20年度以降、銀行、その他の金融機関が山梨県土地開発公社に貸し付けた、梅平団地宅地分譲事業資金の債務保証および平成20年度以降、梅平団地宅地分譲事業用地の先行取得および同事業整備工事等について、山梨県土地開発公社との契約を締結するものでございまして、期間につきましては平成20年度から30年度、10年間です。限度額につきましては、債務保証については1億円以内ということでございますが、予定する面積が3,039.91平方メートル。地権者が7人。場所につきましては、身延高校の横のほうでございますが、身延山より前のN T Tの裏が該当地となっております。単価については、まだ鑑定しておりませんので、これは分かりません。これが、一応、予定した面積と地権者等でございます。

次の表をお願いします。第3表 地方債。

今年度は、10億9,300万円。一応、お借りする予定であります。まず、過疎対策事業債が1億8,670万円。林道三石山負担金2,880万円。町道5路線。1億1,020万円。消防施設整備費2,150万円。農林地域活性化農道整備事業2,520万円。これが過疎債の合計1億8,670万円です。

それから一般公共事業債、中山間事業の負担金ということで、本年度は1,880万円です。これは西嶋のため池等の事業に使うものです。

それから防災対策事業債640万円。これにつきましては、福原山の山腹工事ですか、それと大袋の山腹工事、それから波木井の流路工ということで、640万円。合計640万円になります。

それから公営住宅建設事業債ということで、2億4,110万円でございます。これは継続であります、柿島団地でございます。

それから合併特例債事業3億2千万円。西嶋の分館が1億2千万円。それから、まちづくり交付金が2億円でございます。合わせて3億2千万円。

それから臨時財政対策債、一般財源となるものでございますが、3億2千万円でございます。

合計10億9,300万円でございます。

それでは、13ページをお願いします。

12、13、歳入歳出でございますが、まず歳入で前年度と変わったことは、税収が減ってきました。2,308万7千円減でございますが、そのほかに株式等譲渡所得割交付金の減、550万円の減です。地方特例交付金の減が90万円。それから国庫支出金の減が8,295万8千円。県支出金の減が3,779万3千円。繰入金の減が3億5,022万6千円。繰越金の減が5千万円。町債の減が1億4,130万円。これにつきましては、先ほど申しましたように、合併特例債を2億円借り入れまして、まちづくり振興基金を積み立てるものでございまして、総額94億2,390万1千円で、前年度に比べまして3.5%の減でございます。金額にいたしますと、3億4,479万9千円の減額となります。

まず歳出で、前年度と変わったところにつきましては、議会費の減、715万円。総務費の減が7,267万2千円。民生費の減が3億6,785万3千円。衛生費の減が1億2,223万5千円。労働費の減が136万円の減。農林水産業費の減が4,593万7千円。商工費の減が602万4千円。土木費の減が4,680万6千円。消防費の減が3,011万9千円。教育費の、増でございますが、1億1,979万4千円。これにつきましては、西嶋の分館と、今、行っております身延の処理場の周辺整備ですか、コミュニティの関係が増えてきたと思えます。それから公債費の増が3,355万4千円。

特に大きな減額といたしては、民生費の保健センターに関連のものでございますが、また衛生費については後期高齢者制度の発足により、老人保健の3,476万7千円が減額になるものでございます。

なお、峡南衛生組合の1,480万8千円の負担金でございますが、減。それと運営費の6,417万5千円の減ということでございます。

それでは、14ページをお願いします。

歳入。1款1項1目個人町民税でございますが、これにつきましては、前年度対比が2,280万円の減でございます。説明したとおり、所得税の減が、所得が低いということになるうかと思えます。それから滞納繰越が400万円。

それから法人税につきましては、今年度当初予算が1億101万円。前年度に比べて599万1千円の減でございますが、これにつきましては、法人事業者の9社減が主な要因になっております。33社分ですが、9社減しているところでございます。滞納繰越が1万円。

固定資産税でございますが、7億600万円でございます。土地分が1億5,562万円。家屋分が3億1,214万5千円。償却資産が2億3,415万5千円。合計7億1,920万円。滞納繰越分が500万円。

16ページをお願いします。

地方譲与税でございますが、1目の自動車重量譲与税、前年度に比べて70万円の増でございます。それから地方道路譲与税、前年度と同じでございますが、これにつきましては、県の市町村の関係の説明会、予算説明会で、これだけ取ってくださいということでございますので、うちの町だけでなく、おそらく全国一律、そういう取り方をしていると思えます。

それから利子割交付金50万円の増でございます。利子割の配当金、これも740万円で、前年度と同様でございます。

19ページの株式譲渡、これにつきましては、550万円の減。これは原因とすれば、サブ

プライム住宅ローンの関係が大きく響いていると思われます。

20ページの、地方消費税50万円の増でございます。

それから21ページが1,400万円で、70万円の増となっております。

それから22ページ、自動車取得税交付金でございますが、300万円の増でございます。

地方特例交付金でございますが、これは30万円の減。特別交付金が60万円の減でございます。

24ページをお願いします。

町長のあいさつでございましたが、説明会の中で、昨年同様、42億円という形で予算を計上させていただきました。

あとは大体、昨年度と同様な事項でございます。

30ページを開いていただきますか。

ここで、国庫補助金でございますが、土木費国庫補助金でございます。減額の7,282万6千円。住宅費補助金でございますが、土木費国庫補助金、今年度は5,591万3千円、上程しました。これにつきましては、柿島団地の継続事業でございます。

32ページをお開きください。

県支出金、1項1目民生費負担金、3節の保険基盤安定負担金。これは今、言われたように、後期高齢者医療会計基盤安定負担金ということで、4,097万9千円が新しく入っております。合計1億732万3千円でございます。

38ページをお願いします。

基金繰入金でございますが、2項1目財政調整基金繰入金、前年度は4億円ございましたが、今年度は3億円。1億円の減。また2目の減債基金繰入金、前年度は3億円、今度は2億円。1億円の減。5億円、当初で崩す予定をするわけでございますが、これは財源不足のため、取り崩して一般財源化するというところでございます。

3節、3目の公共施設整備基金繰入金、前年度に比べて1億5,120万円で、前年度に比べて3,208万円の減でございます。これもやはり財源不足のため、普通建設事業の一部に充てるというものでございます。

あとは、福祉教育学校等就学奨励基金繰入金。19年度のいろいろの実績を見ますと、12月までで18人、当初予算が10人、3人、3人、3人という感じで、いろいろと皆さま方に面倒をかけましたが、今年はそういうこともいろいろ考えて、実績から、よーいドンと、20人とおこうということでございまして、前年度に比べて100万円の増になっております。20人掛ける10万円。

それから7目の下部簡易水道整備基金繰入金1千万円。前年度に比べて300万円多いわけですが、これは特別会計繰出金の財源ということでございます。

あと、身延福祉健康拠点施設整備基金繰入金と文化振興基金繰入金は、廃目ということになります。

繰越金、19款1項1目繰越金を一応、うちでの繰越金が4億5千万円は見込んでおりますが、そのうちの2億7,900万円を19年度繰越金という形で計上させていただきました。使える金は、本当に少なくなりました。あとはどのくらい、19年度の特交が伸びるかということで、その幅も変わってくると思います。

42ページをお願いします。

町債でございますが、21款1項1目総務債2億円。これが今言われた合併特例債を借り入れて、まちづくり振興基金として積み立てる。いわゆる、現金で盛っていると同じことなんですけどね。要は、その使い道が、今までは運用の利子でなければ使えなかったものが、元金を払った翌年度に、そのお金をおろしてもいいということでございますので、であれば、うちは借りて、逆に借りた分の、2億円のうちの70%、1億4千万円交付税バックで今年度に入ってくるものですから、実質的な2億円といっても6千万円で借りられてということになれば、そっちのほうがいいだろうということで、今年度、20年度からはこういう形で積み立てを考えておきました。

2目の農林水産業債7,920万円。1節農業債4,400万円。中山間事業負担金が1,880万円。農道整備事業負担金が2,520万円。合わせて4,400万円。林業債3,520万円。三石山林道の負担金2,880万円。治山治水工事が640万円でございます。

それから3目土木債でございますが、1億1,120万円で、前年度に比べて4,970万円の増でございます。町道5路線でございます。

公営住宅債が2億4,110万円。前年度に比べて3,030万円の増でございます。これは柿島団地の継続建設事業でございます。

消防債が2,550万円、減額の420万円。消防車両3台ございまして、道と寺沢と遅沢ですか、3台。防火水槽整備が3基、60トン。角打、八日市場、三沢、60トン級の防火水槽3基を建設する予定でいます。

それから教育債1億2千万円。これは説明したとおり、合併特例債を使って西嶋分館を造るということです。

臨時財政対策債3億2千万円、減額の2千万円でございますが、これは一般財源化するために臨時財政特例債を借りて、本年度につきましては10億9,300万円。前年度に対して、1億4,130万円の増額予算となっております。

歳出に入りたいと思います。46ページをお願いします。

総務費、1項1目一般管理費、ここで報酬でございますが、41万円計上してありますが、その中の情報公開審査委員、5人分、8万2千円掛けます。これが日にちを2日から3日にするために少し増えました。ということで、前年度に比べれば2万7千円増えています。これは開催を2回から3回に増やしたと、こういうことでございます。

それから一番下の行政改革推進委員、21万8千円。これは前年度に比べると、2万1千円増えているんですけど、これにつきましては、今までは9人いたものを10人に増やすということで、1人増ということで、この数字が増えているわけでございます。

次ページをお願いします。

10節町長交際費、前年度まで170万円だった町長交際費を10万円減額しまして、160万円として計上しております。

13節委託料でございます。これにつきましては、人材育成基本計画策定業務231万円と、目標管理制度構築支援事業業務の189万円。合計420万円の減額ということで、前年度に比べては、そういう形で減額になっております。あとは、通常なみでございます。

備品購入費、48ページをお願いします。ここでは、購入費が235万5千円増えているわけですが、これは、今あるパソコン90台のリースが終了しました。買い取る形になりますので、リース料を払いませんので、買い取りで1台1万500円掛ける90台。94万5千円。

業務系のネットワーク装置入れ替え、本庁舎と下部支所と身延支所、3カ所分。120万円。パソコン管理支援システム21万円でございますが、これらが備品購入という形で、250万5千円の予算計上でございます。

それから19節でございますが、県法令外の負担金でございますが、68団体。この8団体という中には、新しく信玄公まつりの参加、4月5日ですか、24万円も入っております。

50ページをお開きください。

2目文書広報費でございますが、そのうちの13節委託料、下部コミュニケーションテレビ機械保守管理業務でございますが、これにつきましてはPFI事業、アドバイザー業務1,800万円の減と機種種の保守、管理業務340万5千円の減。新規にインターネット行政動画の情報配信システム業務で92万2千円の増ということで、差し引いて、前年度のものを引きますと、238万8千円という数字になります。

52ページをお願いします。

企画費、4目企画費でございますが、1億4,640万5千円。前年度に比較して、7,725万円の増額になっています。

まず13節でございますが、13節委託料の中にデマンド交通システム導入ということで、2,880万円になっております。

それから19節ですね、負担金でございますが、富士山世界遺産登録経費負担金が786万1千円。県土地開発公社委託事業負担金120万円。それから補助金でございますが、「出張！なんでも鑑定団イン身延」実行委員会が11月に行われます。60万円。

次ページをお願いします。54ページをお願いします。

22節補償補填及び賠償金でございますが、ここに3,100万5千円。中部横断道残土処理用地補償費ということでございます。ここの積算にあたりましては、今後20年間を耕作し、それによって得られる収益を補填、補償するという考え方で補償する場合の補償額を出しています。まず耕作者の平均年齢から推測しますと、今後20年間できるでしょうという推測のもとに、農林統計資料による耕地、10アール当たりの平均的収益、10アール当たり3万9千円でございますが、平米当たり39円という形になります。これをもとにしまして、1平米当たり、補償額20年掛ける39円、1平米当たり780円というケースが出てきました。それをもとに、積算しました。1平米当たり780円。面積が3万9,749平方メートル。耕作者28人という形で、これをやっていると、3,100万5千円というケースになるということです。

7目のバス運行対策費、13節の委託料でございますが、これにつきましては、町営バス古関線、代替車両運行業務113万5千円。山梨タウンコーチバス路線運行業務4,914万6千円。まず、山梨のタウンコーチのバスの路線運行業務、積算実績からいって、108万2千円減った数字が4,914万6千円ということです。もう一つに、町営バス古関線、代替車両運行業務、これは4月から7月まで105日間ということで、その間に工事が終わるであろうということを想定してやっているものでございまして、年間ですと、もっとなんですけど、その105日間、代行でございますので、113万4千円という数字になりました。

それから諸費でございますが、本年度は165万2千円の計上であります。前年度に対して130万円の増額でございますが、これにつきましては、24節でございますが、地方公営企業、いわゆる今年の9月30日まで、公営企業金融公庫は解散します。今年の9月30日で解

散してしまいます。10月1日からは、地方公営企業等金融機構となるために、そのために全国の市町村がお金を出し合って出資をして、そこから今までどおり、下水道、もしくは水道、企業債を借りる原資をつくるという趣旨のものでございまして、身延町では130万円。どこの町村も出すわけでございます。いわゆる地方公営企業等金融機構出資金でございます。130万円。これが新しくできました。

56ページ、徴税費をお願いします。

税務総務費1億3,280万3千円。前年度に比べて3,233万円の増額でございますが、まず7節賃金、次ページの賃金、174万円。これにつきましては、滞納整理にかかる非常勤職員でございます。いままでは、9月の補正では2人補助員という形で雇ってきました。1人、補助員を辞めてもらいまして、1人は非常勤職員という形、200日掛ける8,700円。1日に6時間くらい。週4日を見込んでいた予算でございます。174万円。

それから、59ページをお願いしたいと思います。

選挙費、選挙管理委員会費とか選挙啓発費、これらについても多く払っておりますが、その下にある3目農業委員会選挙費434万5千円。7月19日に任期が切れます。農業委員会の選挙の費用でございます。107万円でございます。報酬、3節、8節、11節、12節、14節、全部、これは農業委員会の選挙にかかる部分です。

その次が4目町長選挙費901万5千円。これは10月23日に任期切れとなる町長選挙の費用でございます。1節から14節まで全部町長選の費用でございます。

目でございますが、県会議員選挙費と参議院議員選挙費、これは廃目となります。昨年、終わっております。

62ページ、63ページをお願いいたします。

国土調査費、1目地籍調査費1億3,603万2千円。前年度に比べて191万9千円の減でございますが、同じ減とは言え、13節委託料でございますが、ここは昨年と比べると、同額の1,263万6千円だったんです。それで内容を見ますと、今までより地籍をする業務、担当課で相談をして、とにかく、ここではまずいということで、職員みずから、こういうふうにしたほうが良いという形で、今年だけで、いわゆる来年度ですね、20年度だけで86ヘクタールをやる計画をしました。下部地区が20ヘクタール。身延が44ヘクタール。中富が22ヘクタール。合計86ヘクタールを、職員がみずから提案しながらやっていた。自分たちも大変ですよ、86ヘクタールといたら、とんでもない数字ですから、大変だと思いませんけども、頑張ってもらってくださいということを言うしかありません。

それから次ページ、64ページの支所及び出張所費でございますが、下部支所費7,026万4千円。前年度に比べて2,360万2千円の減額でございます。

その次のページの委託料でございますが、ここで新しいのが、この機械警備業務22万7千円。これは宿直がなくなったために、こういうものが出てきました。

身延支所費でございますが、7,314万4千円。減額の456万4千円でございますが、これについても委託料で、やはり夜間の機械警備業務22万7千円。同じように、新しく出てきました。

69ページをお開きください。

民生費のうちの社会福祉費でございますが、そのうちの社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金ということでございますが、ここで3,564万4千円計上しています。この中で

新しいというのは、一番下にある県結婚相談員イベント補助金ですが、これでございますね、新規ですね、県結婚相談員イベント補助金、30人掛ける500円掛けるで、イコール1万5千円。会場借上料が1万円、合計2万5千円。これが新しく出てきました。あとは28節繰出金、国保会計1億9,094万3千円でございます。

70ページの、高齢者福祉費をお願いします。今年度は4億8,080万1千円。前年度対比193万6千円の減でございますが、どれも減でございますが、28節の繰出金2億6,503万2千円。ここが昨年度に比べて507万4千円増えておりますが、特に介護保険特別会計繰出金、介護サービス事業特別会計よりは、介護保険特別会計繰出金が440万2千円、増額になっています。

4目の老人医療費、本年度は3億2,651万3千円。前年度に比べて5,476万3千円の増額でございます。それにつきましては、次ページでございますが、28節繰出金、ここが7,710万7千円増えまして、3億1,977万1千円の増額になります。これは後期高齢者医療特別会計繰出金が2億8,600万円。これに伴うものでございます。

5目障害者福祉費4億410万3千円。前年度に比べますと3,107万8千円、増額になっています。これは、まず委託料でございますが、重度医療給付費審査事務の委託料、これは窓口無料化に変わるため、支払う機関が、業務委託が発生するために出てくる金額でございます。

それから、一番下にある90万円とあります、障害者福祉計画策定業務ですが、18年度に、これは策定したんですが、計画の一部、一斉の見直しがあるということで、200部作るということで、90万円の予算計上をさせていただいているところでありますので、載せました。

それから次ページの、20節の扶助費でございますが、ここも総額的には2,879万円、前年度に比べて増えております。自立支援、障害者福祉サービス、それから重度心身障害者の関係が、すべて増えております。

74ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費5,336万6千円の上程でございます。比較増減が752万4千円の増。特に7節賃金1,368万2千円でございますが、これにつきましては、学童保育運転手の賃金。1.5時間掛ける1千円掛ける1カ所、20日ということで、11カ月分、2人いますので66万円という形になります。それと児童館の臨時職員賃金、8時間で1時間当たり850円。10日間で12カ月掛ける2日でございますが、163万2千円でございます。これが変わったところでございます。

次ページをお願いします。

18節備品購入費、これにつきましては、身延の学童保育に関係するものでございまして、その備品購入ということでございます。これが新しく出てきたものでございます。130万円でございます。

76ページをお願いします。

20節の扶助費500万円。前年度に比べて160万円多いわけですが、説明のとおり、ひとり親家庭の医療費助成金でございます。これもやはり、窓口無料化償還払いを合算し、対象者65人だそうですが、お支払いするというところでございまして、2分の1が県の補助金になっています。

85ページをお願いします。

8目の民間保育所費1億8,578万4千円。前年度に比べまして930万7千円、増額で

ございます。13節委託料、民間保育所運営費でございますが、これは988万5千円増でございますが、単価の改定と措置人員の増によるものでございます。

88ページをお願いします。

2目の予防費でございますが、予防費のうちの委託料1,663万4千円でございます。ここで飛び抜けて増えているのが、はしか、風疹、混合ワクチン接種という項目でございます。これを委託するということで、1期から4期まであげておりまして、1期が1万1,050円掛ける70人。このうちの約8割がくるであろうということで、80%。67万4,800円。2期が9,670円掛ける70人掛ける8割、54万1,520円。3期が1万円掛ける146人掛ける80%、116万8千円。4期が1万円掛ける145人掛ける80%で116万円。合計431人で、354万4,320円という数字でございます。ここの増員の、13節が昨年比べて増えた原因となっております。

それから3目母子保健費でございます。やはり13節の委託料でございます。94万1千円増えておりまして、255万9千円の、今回、当初の上程でございますが、そのうちの妊婦一般健康診査210万円でございますが、妊婦一般健康診査の委託をします。前年度2回、当初は2回ですかね、あとから3回でやったんですけど、6千円掛ける70人掛ける5回で、210万円ということになります。

老人保健費でございますが、4,417万1千円。減額の3,476万7千円でございますが、次のページの委託料、90ページの委託料を見てもらいたと思います。この老人保健事業対象外健診3,899万9千円とするものでございます。これは増えている要因ではあるんですけど、その上の老人保健事業健診31万5千円。これは減っている要因でございます。要は4月から始まる後期高齢者制度に移行するんですけど、3月分の診療分は、まだ老人保健ということで、1カ月分だけはとっておかなければならないということで、変則ですけど、変わり目ですね、1カ月分だけはとってあります。

それから環境衛生費4,772万3千円の上程に対して、前年度に比べると1,052万7千円の減額となります。これのうちの、次ページの19節負担金補助及び交付金でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金1,682万2千円でございます。これが、5人槽が17基、7人槽が27基でございます。5人槽17基掛ける33万2千円。564万4千円と7人槽、27基掛ける41万4千円。1,117万8千円。合計44基。1,682万2千円でございます。

92ページをお願いします。

2項の清掃費、1目清掃総務費3億4,630万5千円に対して、前年度の対比は1,481万8千円の減でございます。これは19節でございますが、峡南衛生組合負担金ということで、峡南衛生組合の皆さま方が頑張ってくれました。町民ともども頑張ってくださいまして、維持負担金が1,491万4千円出ました。そのためでございます。

95ページをお願いします。

労働諸費でございますが、5款1項1目労働諸費2,247万5千円。減額の90万3千円でございます。前年度に比べて。このうちの一番最後、次ページでございますが、96ページですね。滞納整理補助業務というのが載っています。去年の9月にこれをやったんですけど、今回は当初でやるということでございます。1日6時間掛ける800円、4,800円掛ける5%、240円、これが手数料となります。交通費が300円ですか、計5,340円。5,

340円掛ける120日でございます、64万800円。64万1千円という形で計上しております。

98ページをお開きください。

農林水産業費でございますが、6の1の1、1目農業委員会費で、旅費で、旅費の一番下に特別旅費と書いてあります。なんか変わっているなと思うかもしれませんが、先進地視察研修のことなんです。特別ななくてもよかったんだけど、担当課が特別という言葉を使ってくれと。調べてみますと、先進地視察研修、職員2人分ということでございます。ここは勘違いをしないようにしてください。よろしくをお願いします。

99ページ、農業振興費でございますが、2,573万円で、減額の455万5千円。前年対比でございます。

100ページをお開きいただきたいと思っておりますけども、19節負担金でございますが、一番下のほうから3行目ですね、大豆出荷奨励補助金100万円でございます。これがなんか去年より、ちょっと多くなっていますが、1キロ当たり100円で10トン見込んでおります。ここが、去年は65万円だったと思っております。

次ページの工事請負費770万円。農業土木費でございますが、そこを見てもらいたと思います。15節。波木井の用水路改良工事150万円。夜子沢日影用水路改修工事120万円。粟倉用水路改良工事100万円。荒町排水路改良工事100万円。土地改良施設維持管理適正化工事、西嶋用水路300万円と、以上を合わせて770万円です。

105ページをお願いします。

林業土木費、今年度は5,032万3千円の上程であります。前年度と比較しまして、2,036万5千円の減額となっておりますが、そのうちの15節工事請負費でございますが、1,280万円。林道大垓線、大垓北線ですか、舗装工事200万円。林道樋之上線改良工事150万円。林道折八古関線改修工事100万円。林道大城奥川線改修工事70万円。林道根子線改修工事80万円。福原山腹工事290万円。大垓山腹工事290万円。波木井流路工工事100万円でございます。

108ページをお願いします。

2項観光費、1目観光費、本年度9,144万7千円の上程でございます。前年度対比の比較が342万1千円の減。12節役務費を見てもらいたと思いますが、広告料940万円。前年度と比べると、490万円、増額になっております。これにつきましては、広告の部門につきましては金山、工芸美術館を1つの予算化にしようということで、そのほうが安くできるよということでございますので、これは各リーダーが話し合いをして、観光のほうに、一番多く扱っているのは観光ですが、観光のほうに委ねるという形でございます。当然、そちらのほうが減ってきていますけど。

112ページをお願いします。

土木費、土木管理費、1目土木総務費6,171万3千円。前年度比較が734万4千円の減でございますが、次ページの、急傾斜地崩壊対策費のところを見てもらいたと思います。

19節負担金補助1,230万円。急傾斜地崩壊対策事業負担金8カ所、下部地区であります。一色。ここが事業費は2千万円のうちの5%で100万円の負担金。中之倉が2千万円、事業費が。5%で100万円の負担金。向坂が2,500万円の事業費に対して、10%の負担金、250万円。大首里の事業費が2千万円、10%で200万円の負担金。芝草、2千万

円の事業に対して10%、200万円の負担金。上之平が1,800万円の事業に対して10%、180万円。身延地区が、角打が2千万円の事業に対して、5%で1,100万円。荒田が2千万円の事業費で、5%で100万円。合計1,230万円という形で、急傾斜地の負担金を計上しております。

114ページをお願いします。

道路橋梁費の道路橋梁費維持費でございますが、15節工事請負費1,600万円。舗装維持修繕工事でございます。町道の除草工事、各路線で550万円。それから町道維持工事、桜井線300万円。帯金本通り線が200万円。三沢第一公民館線250万円。大塩平須線300万円。合計1,600万円でございます。

道路新設改良費1億4,593万8千円で、本年度は上程しまして、前年度対比が1,256万2千円の増額になっています。

15節の工事請負費1億円。町道改良舗装工事、大須成切石線2千万円でございます。延長が80メートル、幅員が7メートル。桜清水遊亀橋線3千万円ございまして、延長80メートル、幅員が5メートル。清沢大炊平線、常葉地区でございますが、事業費1千万円。延長は50メートル、幅員が4メートルでございます。古関丸畑線が2千万円の事業費ございまして、延長60メートル、幅員が5メートル。大道市之瀬線が1千万円の事業に対して、延長が50メートル、幅員が5メートル。防護柵設置工事でございますが、大崩線250万円、延長が50メートル。塩之沢椿線が200万円、延長が40メートル。静川大須成曙線200万円、延長が40メートル。熊沢岩下線が200万円、延長が40メートル。久保嶺線が150万円、延長が20メートルでございます。

その次の17節公有財産購入費でございますが、239万円となっております。

大道市之瀬線は山林ございまして、832平方メートルでございます。平米当たり500円ということで、41万6千円でございます。本町富山線が宅地ございまして、138平方メートル。平米当たり1万4,300円。197万3,400円でございます。合計239万円になります。

その次の22節補償補填でございますが、3,972万2千円です。電柱移設および立木補償、建物補償ということでございまして、まず本町富山線の建物本体の補償が2,736万4,583円。工作物が324万7,400円。立竹木ですか、26万4,200円。動産の移転が47万2,800円。移送雑費が2,237万7,220円。鉄骨下屋ですか、149万5千円。合計が3,972万2千円。これの中には390万円と、立木の補償60万円。450万円入ってきますので、合計合わせて3,972万2千円という計算になります。

次ページをお願いします。

5項の住宅費、1目住宅管理費、本年度予算額が3億5,594万4千円。前年度対比で3,100万2千円ということでございまして、まず8節の報償費13万6千円。これは町長のあいさつにもありましたが、柿島団地の竣工式を迎えるということで、計上しています。

それから15節工事請負費3億5,416万円。これは全部、柿島団地に関連するものでございまして、継続の2年目でございます。

118ページをお願いします。

6項下水道費、下水道総務費、本年度予算が5億144万3千円。前年度に比べて2,009万5千円の増ということでございまして、28節、次ページでございますが、28節をみてください。

さい。繰出金4億9,992万6千円。下水道事業特別会計繰出金と農業集落排水の繰出金ですが、細かいことについては担当課長のほうから、また説明がございましたと思いますけども、交付金でございますので、入り繰りがとても激しいので、どうしても使ってしまうなければならないということがありますので、また詳しいことは担当の課長のほうから説明があると思います。

120ページをお願いします。

消防費、9款1項1目非常備消防費ですか、8節報償費、ここで消防団員の操法大会出場ということで、中富の第1分団、西嶋が参加するので、124万円ということで計上してあります。

122ページをお願いします。

2目の消防施設費、本年度は2,700万円。前年度に比べて1,964万5千円の減額。15節工事請負費、これについては2,700万円。耐震性貯水槽60トンが、先ほど言いましたけど、歳入で言いました八日市場地内、三沢地内、角打地内、3基、入れることになっています。

124ページ、教育費のほうに入りたいと思います。

10款1項1目教育委員会費、本年度1億5,842万7千円。比較対象、減額の136万5千円の減でございます、10節の交際費、教育長交際費。これも町長と同じように50万円から40万円に下げてくださいまして、今まで50万円だったものが40万円です。

127ページをお願いします。

小学校費でございますが、このうちの19節でございます。ここの中に、昨年までは峡南広域行政組合の負担金というのを載せていたんですね。これを、今度はまとめてくださいということで、総務費のほうに全部まとめましたので、今回、それがございませんので、その分、減っているわけです。ですから、がくんと落ちております。昨年計上した峡南衛生組合、行政組合の負担金というものを総務課で扱ってくださいということで、そっちへ全部まとめました。でするので、ここが減っている、そういうことでございます。

129ページをお願いします。

下部小学校管理費729万3千円、比較対象が115万6千円の増でございます、これは4節、7節、用務員さんを雇うということでございまして、臨時職員の保険料と賃金でございます。

134ページをお願いします。

身延小学校管理費でございますが、本年度804万6千円。13万7千円の増でございます。

4節、7節ですが、共済費。これも臨時職員の保険料と賃金でございますが、今まで2人で、交替でやっていたんですね。ですから当然、共済の保険にはかからないということで、それを今度は1人にして、臨時職員という形でやるということでございます。賃金ですね。250日掛ける6,100円、152万5千円と賞与分、50日掛ける6,100円。30万5千円。通勤手当ということで、4,100円掛ける12カ月、4万9,200円。合計187万9,200円と、それがあがってきております。

136ページをお願いします。

10目大河内小学校管理費699万9千円、比較増減が36万5千円の増。特に14節、73万8千円につきましては、契約更新によるものでございまして、大河内小学校体育館1,

351平方メートル掛ける170円掛ける3年分、3年間の契約が切れたので、今度はするということでございまして、合計68万9,010円。地権者は8人、筆数にして11筆。平成20年から22年まででございます。それが1つと、大河内小学校の農園実用地、95平方メートルでございます。借りています。それが同じ95平方メートル掛ける170円掛ける3年分、4万8,450円。地権者は1人、2筆でございます、やはり年数は20年から22年まで、その分が契約更新によるもので73万8千円。これが、ぽこっと出てきております。

その次のページ、教育振興費、賃金でございますが、453万6千円。前年度に比べて増えております。これにつきましては、9月補正ですか、特別支援教育支援員という形で、先生方の了解を得てやってきましたが、今度は当初からやりますものですから、1校当たりが1千円掛ける6時間掛ける210日で、5分の2ということで、50万4千円。週2日ぐらいということ。50万4千円の掛ける9校分、小学校ですから9校分ですね、453万6千円という形になると思います。この分が賃金という形で、新しく入ってきました。

138ページをお願いします。

下部小学校教育振興費、今から出てくるのはほとんど、そう思っていたかと思いますが、12節役務費で筆耕翻訳料というのが出てきました。これは賞状とかを書いてもらうということだと思いますけども、そういうことで出てきましたので、12節で筆耕翻訳料が出てきましたら、全部そういうことだと思ってください。うちのほうの町長部局のほうにも出てきます。下山小学校も筆耕翻訳料が出てきますね。身延小学校もやはり、そういう形で、ここは5千円ですけど出ていますね。豊岡小学校も出ています。大河内小学校も出ていますね。

145ページをお願いします。

久那土中学校の管理費600万9千円。比較対象が185万5千円の増でございます。これにつきましても4節、7節、共済費25万5千円と賃金228万7千円、用務員さんでございます。今まではいなかったそうですね、そのために今度は、久那土中学校のほうもぜひということで、用務員さんを雇うということでございまして、これも6,100円掛ける250日、1人ですね。賞与も6,100円掛ける50日。通勤手当、4,100円掛ける12カ月、187万9,200円でございます。

149ページの特別支援。教育振興費でございますが、7目の教育振興費3,905万6千円。180万5千円の増。これも7節の賃金でございますが、これも先ほど言いました、これは中学校ですから、特別支援教育支援員賃金という形で、50万4千円掛ける5校、252万円。金額も同じです。1千円掛ける6時間。下部中学校の振興費も、これは翻訳料が出ていますね。中富中学校の振興費も翻訳料が出ています。下山中学校も出ています。

以上が、学校です。

それでは、155ページをお願いします。

社会教育費でございますが、1目社会教育総務費9,712万円。比較増減が2,840万5千円の増額になっております。

次ページの、15節工事請負費を見てください。コミュニティ公園建設工事、これも町長がちょっと述べましたように、処理場の周辺のコミュニティをやるということです。公園工事を行います。面積は4千平方メートル。ゲートボール場が2面。ミニパーク。それから駐車場が16台分入るという形で、それを全部セットでやりますので、2,680万5千円という形で予算計上をさせていただきました。財源的には、これは県の合併支援補助金、今年度で終わる

わけですが、それを充当します。

157ページをお開きください。

公民館費、2目公民館費1億8,856万3千円に対して、前年度に対して1億5,565万8千円の増で、次ページの委託料をお願いいたします。

まず、ここが1,180万9千円。要するに下のほうですね、西嶋分館建築工事施工管理業務、これと下山分館建設地質調査業務と下山分館建設設計業務で、どのくらいかという、大体西嶋分館と同じくらいの面積でやってくださいということで、予算計上を考えております。

15節工事請負費1億4,691万円、西嶋分館建築工事でございますが、いわゆる建築と外構工事を合わせまして1億363万3,807円。1億363万4千円とみてもらえばいいですね。これは外構工事と建築が合体した数字です。機械設備工事が2,691万3千円。電気設備工事費が1,636万3千円。合わせて、1億4,691万円。これの財源的なものは、合併特例債1億2千万円と合併支援事業のお金も入っております。

それから18節備品購入費、西嶋分館の備品という形で計上させていただきました。

159ページをお願いします。

4目の青少年育成推進費393万円、前年度に比べて164万9千円の減につきましては、1の報酬210万円。カウンセラーさんですが、今まで2人いたカウンセラーさんを1人にするということでございますので、減るわけでございます。140万円の減でございます。

あと中富総合会館の管理費の、次ページでございますが、委託料の一番最後、特殊建築物定期調査報告業務、これが11万7千円。2年に一度ですか、やらなければならないものが入ってきております。同じく開発センターも12万2千円、特殊建築物定期調査が入ってきております。

163ページをお願いします。

ここは金山博物館の運営費でございますが、この中の12節、163ページの12節でございますが、ここに、先ほど言いました広告料141万8千円。前年度減額の111万3千円でございますが、これにつきましては、観光課にやはり、まとめました。ですから、全部が全部、まとめではなくて、金山でやらなければのものは金山でやるよと。そうではなくて、これは総合的に町としてやれるよというものについては、例えば電車の中で吊るすものとか、そういうものについては観光課でやってくださいと。そのほうが安くできるということで、金山と和紙の里等を組みました。

167ページをお願いします。

5目の総合文化会館自主事業費1,565万3千円、減額の234万2千円の減でございますが、8節報償費、これにつきましては200万円の減でございますが、文化会館と工芸美術館をローリングする予算をしました。本年度はピエンナーレを開催するということで、優先的に文化会館のほうの予算を削りますよ、その代わり、そっちの予算は向こうへまわしますよという形で、ローリング予算を組みました。文化会館の予算は今年は減っていますが、来年は増えるでしょう。そういう形で、行ったり来たりしながらやる形のものを組ませていただきました。

それから次のページの和紙の里でございますが、ここの1の報酬4万9千円。これは19年度の9月補正でやってもらったんですけど、これを当初に載せてございます。

170ページをお願いします。

7目現代工芸美術館運営費でございますが、3,888万8千円。602万円の増でございますが、変わっているところは、今まで館長さんの交際費がありました。それは切ってくださいということで、本年度は交際費をカットします。そこが主に変わっているところでございまして、あとはビエンナーレ開催に伴って、それぞれのものが、報償が増えたりしております。

178ページですね。災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費については、科目設定でございます。同じく、公共土木施設災害復旧についても科目設定であります。

次ページの公債費でございますが、12款の1項元金、本年度が14億5,308万6千円。前年度対比で4,480万6千円の増という形になっております。それから利子のほうですが、1億9,747万8千円。減額の1,139万2千円。差し引きすると、3,355万4千円が増えている格好になっております。

あと諸支出金につきましては、181ページのまちづくり振興基金、これが2億円でございます。ほかは前年度と同じでございます。

183ページ、予備費でございますが、1千万円。これも昨年同様でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

皆さん、お疲れのようでございますので、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時15分

○議長（松木慶光君）

休憩前に引き続いて、詳細説明を行います。

次に議案第36号、議案第37号、議案第38号について、町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、国民健康保険特別会計について、詳細なる説明をさせていただきます。

まず歳入の関係で、8ページをお開きください。

まず国民健康保険税の関係ですけど、全体では前年度より17%の減というふうなことで、1億円ほど減額になっております。これは75歳以上の被保険者が、後期高齢医療制度のほうへ移行することに伴ったものでございます。

なお、節の中で後期高齢者支援金分、それから2目の退職者被保険者等の、やはり2節に後期高齢者支援金分現年課税分ということで、612万7千円載っております。これはかねてから説明もしてきたところでございますけど、区分を明確にするために、このように節が新たに設けられまして、後期高齢のほうへ支援金として出していく財源になるものでございます。

それでは引き続きまして、11ページのほうへ入っていただきたいと思います。

国保に関わります国庫負担金等からはじまりまして、ここにつきましては、例年どおりでございます。大きく減額になっているのが、4款1項2目療養給付費等負担金。これが前年度は3,499万1千円、減額になっておりますけど、この療養給付等の負担金については、療養給付費一般被保険者、あるいは療養費、高額医療費、介護納付金、老人保健拠出金をもととして、その100分の34が交付されていたものでございますけど、老人保健拠出金につきましては、特別会計のほうは、20年度は1カ月分の計上のみというふうなことで、大きく変わっております。老人保健拠出金に関わる分が1カ月分ということで、3,499万1千円、起因

しているものでございます。

次に新たに設けられました、時間の関係で、13ページを見ていただきたいと思います。13ページの、新たに設けられた6款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金。これにつきましては前期高齢者、これから後期高齢者を支援していくために、先ほど言ったとおり、前期高齢者の皆さんから、また若者からそれぞれ支援をしていくというふうな内容の制度でありまして、前期高齢者、65歳から75歳未満である加入者にかかる給付、その部分もだいぶ、医療費もかかっている関係がございます。それから後期高齢者の支援金については、若者が支出をしていかなければならないということで、これについては、それぞれ保険者ごとに、それぞれの拠出される原資が、非常に差があるということで、そこで均衡を保とうというもので、全国的に、市町村の国保は前期高齢者の比率が28%、非常に高い比率を占めております。

反面、健保組合とか共済組合等々につきましては、逆に若い人たちが多いというふうなことで、非常に、その拠出金の原資になるものを確保するのに国保会計は大変だと。そういう町村に対しては、交付金を出していこうというふうなことで、本町の場合は国保、老人、前期高齢者が非常に高い率を示しておりますので、3億4,166万6千円、交付されてくる状況になっております。逆に先ほど言ったとおり、健保組合とか、そういう団体においては、逆にもらうのではなくて、拠出金をしていただく、そんな制度になってございます。これが新しい制度になります。

次に、18ページのところへ行っていただきたいと思います。

これは一般会計からの繰入金でございまして、もう一度、確認をする意味で説明をさせていただきますけど、一般会計から、これは温かい、皆さんの税から補填していただく分ですけど、まず保険税の軽減分、まず原資、8,250万9千円というものを繰り入れてございますけど、このうち、町の一般財源が2,062万7千円充てていただいております。

それから2款の、やはり保険者支援分、これは国保会計が大変だということで、国庫負担金の2分の1と県・町を合わせたものが、そこに繰り入れをしております。

それから職員給与等繰入金、これは全額充てられて、一般財源を充てていただいております。それから出産育児一時金繰入、これは350万円ということで、20年度においては1人35万円ですから、10人を予定されまして、そのうちの3分の2を、一般会計を財源として充てていただくことになっております。それから財政安定化支援事業繰入金4,825万9千円。これも一般会計からの繰り入れでございます。

以上が一般会計からの繰入金1億9,746万3千円を、国保財政の繰り入れのために繰り入れさせていただいている内容でございます。

それから次に基金繰入金は、本年度は4,582万4千円を充てていきたいところでございます。

それでは、次に21ページのほうへ入っていただきたいと思います。

21ページの雑入、項が雑入、6目の健康診査負担金。今度は国民健康保険者、町長が国保の管理者であるというふうなことで、今度は住民健診に対しまして、従前は福祉保健課のほうで担当していただいたんですけど、今度は国民健康保険会計の中で対応していくということが義務付けられまして、早速、平成20年度、特定健診をしていくわけですけど、それに対しまして健診負担金341万5千円を充てていくものでございます。

負担金につきましては、すでに説明をさせていただきましたけど、従来どおり、特定健診の

部分については1割負担、据え置きをさせていただいております、人間ドックにつきましては、若干、上げさせていただいている内容でございます。

次に、歳出のほうへ入らせていただきます。

まず22ページでございますけど、ここは人件費等が主とした内容でございます。

次に新しい項目でいきますと、25ページのところを見ていただきたいと思います。

平成20年度における保険給付費、療養諸費の状況でございますけど、本年度、それぞれ一般被保険者給付費等からはじまりまして、療養諸費13億4,002万7千円というふうなことで、前年度より9,923万2千円。つまり8%の増を、今、予定しているところでございます。

次に新しい科目、26ページのほうへ入っていただきたいと思います。

3目一般保険者高額介護合算療養費、それから4目退職費被保険者高額介護合算療養費というふうなことで、これは新しい制度が設けられたところでございます、4月1日から、これまでそれぞれ国保、それから介護保険の限度額が設定されていたわけですけど、新たに、今度は高額介護療養費も入れた限度額が設定されまして、なお数万円、今度余分にかかった場合は、こちらのほうから支援をしていく内容でございます。

それから、次に28ページのほうへ入っていただきたいと思います。

新たに設けられました後期高齢者支援金の款でございます。これにつきましては、74歳以下の人たちで支援していく部分でありまして、まず、今年度予定されている支援金分は1億9,236万3千円でございます。これの算出方法につきましては、後期高齢者被保険者が4万1,358人で、今度は0歳から74歳の被保険者、支える人たちが5,074人、今、想定されていまして、その人たちが12分の11カ月分を持つとするものでございます。合わせて1億9,236万3千円で、うち、先ほどの税等が8,371万円充てられていまして、その他の部分で、前期高齢者交付金、これを1億865万3千円を充当しているものでございます。

それから次に、変わった部分で、33ページのところを見ていただきたいと思います。

8款保健事業費、1項保健事業費で、1特定健診審査等事業費。これが新たに2,320万1千円、計上されてございます。これは保険者に特定健診を義務付けられたものでございまして、今回、当初計画で予定されている、それぞれ特定健診、あるいは人間ドック、40歳から74歳にかかる部分、1,548人にかかる特定健診業務委託費等でございます。合わせて20歳から39歳、これについては補助金がございませんけど、一般財源等を充てていく中でしていこうというふうなことで、10人分の予定をしてございまして、先ほど申し上げました40歳から74歳の1,548人は、これは自主計画を立てていかなければならないということで、今、担当のほうで早速、特定健診の実施計画書を策定中でございますけど、当初年度は40%、その目標数値であります1,548人を計画したところでございます。

以上が、国保の主たる内容でございます。

それでは、次に老人保健特別会計のほうへ入らせていただきます。

4ページのところをちょっと、見ていただきたいと思います。

総括のところ、この部分については説明させていただきますけど、まず歳入の分で、合計、本年度予算額3億7,133万1千円。前年度予算に比べまして、比較増減25億926万6千円で87.1%減。これは先ほど、財政課長のほうからもありましたけど、平成20年度の会計におきましては旧老人保健法、老人会計、特別会計で処理していた分の残り、平成20年の

3月の医療分について、支出をしていくものでございます。それと合わせて、平成18年、19年度の精算分を処理していく内容でございます。従前の老人保健にかかる分の1カ月分の計上というふうなことで、87.1%の減になっております。これで、歳出のほうも合わせて医療諸費等の、下も同様に減額、87.1%というふうなことで、説明は、これは終わらせていただきます。

次に議案第38号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、説明をさせていただきます。

まず、4ページのところで内容について、まず全体像をつかんでいただきたいと思っております。

歳入の部分でございますけど、後期高齢者の医療保険料が39.1%の構成比になっておりまして、あとは一般会計からの繰入金、60.9%。合わせて100%。支出におきましては、総務費関係と後期高齢者医療広域連合納付金が、これが大きいものでございまして、92.3%を占めております。

それでは、中身に入っていきたいと思っております。6ページでございます。

まず、後期高齢医療保険料特別徴収分、それから普通徴収分ということで、1億8,489万7千円を予定してございます。これは広域連合のほうで昨年の10月算定し、それぞれ該当なる被保険者数3,891人を、均等割1人当たり3万8,710円。それから保険料率7.28%をそれぞれの所得へかけまして、なお、低所得者にかかる分が5,464万円生じたので、それを引いた結果が1億8,489万円というふうなことで、当初、保険料を算定してございます。先ほど言ったとおり、この部分が39.1%を占めてございます。

次に、8ページのほうへ入っていただきたいと思っております。

まず、療養費繰入金でございます。これにつきましては医療給付費、75歳以上の高齢者にかかる医療給付費分。それから療養費等の現金支給分、これにつきましては、コルセット代とか、そういうものを含めまして、必要額が23億6,588万9千円、今のところ予定されております。本町にかかる後期高齢者の医療費、それに対する12分の1の繰入金分でございます。一般会計からです。

それから事務費繰入金につきましては、広域連合のそれぞれ職員の給与費等にかかるものでございまして、3,651万3千円。これにつきましては、それぞれ均等割が10%、あと人口割、高齢者割というふうなことで、それぞれ45%ずつで、全体の負担金は5億7,200万円。それに対する本町の部分というふうなことで、3,651万3千円になっております。

それから保険基盤安定繰入金、先ほど言ったとおり、低額者にかかる補填分、5,464万円に対して、これは国・県が合わせて4分の3、町が4分の1を補填していく内容でございます。

それでは歳出のほうへ、10ページを見ていただきたいと思っております。

まず、先ほど申し上げましたとおり、一般会計からの繰り入れをもちまして、一般会計の中の19節負担金補助及び交付金を見ていただきたいと思っております。ここが一番大きい数字です。後期高齢者医療費事務費負担金1,620万4千円等々を合わせまして、2,809万円というふうなことで、担当職員2人の給与等の予算でございます。

それから保健事業、その下へいってください。11ページ。

3項保健事業費でございまして、委託料、特定健診、本町にかかる後期高齢の特定健診850人を予定いたしまして、単価が7,680円。652万8千円。これにつきましては、

前もご案内いたしましたけど、連合のほうでしますと、それぞれ町村のバランスがうまくとれないというふうなことで、これは町で計上いたしまして、保健事業を行っていく内容でございます。

次に12ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、これが大きい部分でございます。先ほど申し上げてきましたけど、歳入の部分で、後期高齢者医療保険料分負担金1億8,489万7千円。これは特別徴収分、普通徴収分をそれぞれ徴収して、納付金として出す分でございます。それから療養給付費負担金1億9,715万8千円。それから保険基盤安定負担金ということで、合わせて、拠出金が4億3,669万5千円というふうな内容になってございます。

それでは、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第39号、議案第40号について、福祉保健課長。

○福祉保健長（中澤俊雄君）

議案第39号 平成20年度身延町介護保険特別会計の詳細説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

1款の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、保険給付費の伸び率を考慮し、2億3,372万7千円を計上しました。

9ページの、2款1項1目1節の生活機能評価個人負担金24万円は、これは新しいものでありまして、平成19年度まで老人保健法に基づく基本健康診査において実施されてきましたが、住民健診の65歳以上、74歳までの方の健診費の約1割にあたる個人負担金であります。住民健診につきましては、すでに町民の皆さんに希望をとっておりますが、74歳までの方は住民健診、ガン検診につきましては、約1割の個人負担金をいただいております。75歳以上の後期高齢者の方につきましては、保険料を納めるということで無料になっております。この費用が新しく介護保険の会計に入ってきました。

11ページの、4款1項1目の介護給付費負担金は2億8,224万円の計上です。

2項1目の調整交付金は、1億4,763万1千円の計上。また2目の地域支援事業交付金は1,275万5千円の計上で、国庫支出金は合計で4億4,262万6千円になります。

12ページをお開きください。

5款支払基金交付金は、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料にあたるものでありまして、介護給付費交付金5億851万円と、2目の地域支援事業支援交付金414万7千円を合わせて、5億1,265万7千円の計上です。

13ページの、6款1項1目の県介護給付費負担金は2億5,087万9千円の計上です。また、2項1目の地域支援事業補助金は637万7千円の計上で、県支出金は合計で2億5,725万6千円になります。

15ページをお開きください。

8款1項1目の介護給付費繰入金は、2億504万4千円の計上です。2目の地域支援事業繰入金は637万7千円の計上です。3目その他一般会計繰入金は、職員給与費と事務費繰入金を加えた5,297万8千円の計上で、一般会計繰入金は合計で2億6,439万9千円になります。

2項1目の給付準備基金繰入金は、介護保険料の激変緩和措置による減額分を含め、1,

900万円の計上です。

18ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目の一般管理費は、新しい事業としまして13節委託料、これは説明にありますように、第4期介護保健事業計画見直し策定業務ということで、平成20年度におきまして、21年度、22年度、23年度の新しい保険料を決定したり、計画を策定いたします。その費用180万円を含めまして、1目は4,294万4千円の計上です。

20ページをお開きください。

2款保険給付費につきましては、1項の介護サービス等諸費は要介護1から要介護5までの要介護に認定された方の保険給付費です。

21ページになりますが、1目から10目の合計で14億6,318万2千円となり、19年度と比較し、3,011万5千円の増額になっています。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援1、要支援2の要支援に認定された方の保険給付費です。

22ページをお開きください。

中ほどになりますが、1目から8目の合計で6,333万9千円となり、19年度と比較し、2,008万円の増額になっています。4項の介護サービス等費は1割の自己負担が、ある一定額を超えたとき払い戻す制度で、2,636万円の計上です。

23ページの、5項特定入所者介護サービス等費は、居住費と食費が原則自己負担になっていますが、低所得者の方の自己負担額に限度額があり、これを超えた部分について給付する費用で、8,533万3千円の計上になっています。

26ページをお開きください。

5款1項の介護予防事業費ですが、1目の介護予防特定高齢者施策事業費は、先ほど、歳入の地域支援事業負担金で申し上げましたが、今年度から新たに65歳以上の方の住民健診の基本健診の部分の費用を13節の生活機能評価事業として、介護保険会計から支出されるため、前年度に比べ大きく伸びております。

なお、要支援、要介護状態にならないようにする筋力トレーニング事業も引き続き行いますので、合わせて1目は1,168万8千円の計上です。

2目の介護予防一般高齢者施策事業費は、老人クラブ愛育会による友愛事業などの費用で、168万6千円の計上になります。

27ページになりますが、2項の包括的支援事業・任意事業ですが、1目の介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターの職員の人件費等で、1,980万9千円の計上になります。

2目の任意事業費は、28ページになりますが、寝たきり高齢者、認知症高齢者、介護見舞金等の20節の補助費が主なもので、342万8千円の計上になります。

以上が、議案第39号の説明であります。

続きまして、議案第40号を見てください。

平成20年度身延町介護サービス事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

この会計は要介護認定で要支援1、要支援2に認定された方の介護予防サービス計画にかかる歳入歳出の会計となっております。

6ページをお開きください。歳入を説明します。

1 款 1 項 1 目支援サービス計画費収入は要支援 1、要支援 2 の認定が、年間で新規ケース 7 2 件、継続ケース 1 , 2 8 4 件を見込み、5 6 0 万 4 千円の計上です。

2 款 1 項 1 目の一般会計繰入金 6 3 万 3 千円。繰越金諸収入に各 1 千円を加え、歳入合計 6 2 3 万 9 千円となっています。

めくっていただいて、1 0 ページをご覧ください。

歳出になりますが、1 款 1 目の介護予防サービス計画事業費ですが、計画書を作成する臨時職員のケアマネージャー 2 人分の人件費が主なもので、消耗品費、委託料を加え、歳出合計 6 2 3 万 9 千円の計上となっております。

以上が議案第 3 9 号、議案第 4 0 号の詳細説明ですが、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第 4 1 号について、水道課長。

○水道課長（串松文雄君）

議案第 4 1 号 平成 2 0 年度身延町簡易水道事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。8 ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1 款 1 項 1 目身延簡易水道水道使用料につきましては、今年度 9 , 0 9 9 万 7 千円を見込み、対前年度の比較では 2 1 3 万 4 千円の減額であります。

2 目下部簡易水道水道使用料につきましては、本年度 4 , 4 9 2 万円を見込み、対前年度の比較では 1 3 9 万 3 千円の増額でございます。

3 目中富簡易水道水道使用料につきましては、今年度 4 , 5 7 4 万 3 千円を見込み、対前年度の比較では 9 万 4 千円の増額であります。

事業収入としましては 1 億 8 , 1 6 6 万円の計上となりまして、前年度の比較では 6 4 万 7 千円の減額となります。

次に 2 款 1 項 1 目身延簡易水道負担金につきましては、和田地区の給水開始を見込んでいることから、7 3 万 5 千円の予算計上をさせていただきました。負担金としまして、合わせますと 8 3 万 9 千円の計上でございます。

次に 1 1 ページをお開きください。

4 款国庫支出金でございますが、1 項 1 目身延簡易水道国庫補助金につきましては、身延中央簡易水道補助事業費 1 億 3 , 7 7 1 万 1 千円の、3 分の 1 の補助金 4 , 5 9 0 万 7 千円の計上でございます。

2 目下部簡易水道国庫補助金につきましては、下部統合簡易水道補助事業費 6 , 4 8 4 万円の、1 0 分の 4 の補助金 2 , 5 9 3 万 6 千円。湯町簡易水道基幹改良補助事業費 3 , 6 1 0 万円の、3 分の 1 の補助金 1 , 2 0 3 万 3 千円。合わせますと、3 , 7 9 6 万 9 千円の計上でございます。

3 目中富簡易水道国庫補助金につきましては、中富北部統合簡易水道補助事業費 8 , 3 7 8 万 8 千円の、1 0 分の 4 の補助金 3 , 3 5 1 万 5 千円の計上であります。国庫補助金としましては 1 億 1 , 7 3 9 万 1 千円の計上でございます。

次に 1 2 ページをお開きください。

5 款 1 項一般会計繰入金でございますが、3 億 1 4 2 万 4 千円の計上でございます。対前年度の比較では、3 , 1 5 7 万円の減額となっております。

次に14ページをお開きください。

7款1項の雑入でございますが、消費税の課税見込み額を立てまして、消費税還付金として345万3千円を見込んだ計上をさせていただきました。

次に次ページであります。8款1項町債でございますが、2億8,760万円の計上させていただきます。簡易水道事業債として、1億4,380万円。過疎対策事業債として、同じく1億4,380万円の計上でございます。

次に16ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項身延簡易水道管理費は、身延中央簡易水道ほか4つの簡易水道施設の維持管理費でございます。

給水件数は月平均2,300件、給水量は月平均6万6千トンでございます。管理費につきましては、本年度5,790万3千円の予算額となり、昨年度の比較では881万6千円の減額でございます。

次に次ページであります。2項下部簡易水道管理費につきましては、下部簡易水道ほか3つの簡易水道施設の維持管理費でございます。給水件数、月平均1,780件。給水量は、月平均3万3,100トンでございます。管理費につきましては、本年度3,987万7千円の予算額となりまして、昨年度の比較では256万円の減額でございます。

次ページの3項中富簡易水道管理費でございますが、中富北部簡易水道ほか2つの簡易水道の維持管理費でございます。給水件数は月平均1,660件、給水量は月平均3万6,700トンでございます。管理費につきましては、本年度3万9,005万5千円の予算額となりまして、昨年度の比較では765万5千円の減額でございます。

次に21ページをお願いします。

2款2項身延簡易水道建設費でございますが、13節の委託料につきましては、身延中央簡易水道事業として、梅平、大野、小田船原、角打地区の配水管布設実施設計業務でございます。地質調査ならびに用地測量業務につきましては、和田地区での調査測量業務を予定しております。

次のページをお願いします。

15節の工事請負費につきましては、身延中央簡易水道事業として1億3,238万7千円の計上でございます。

17節の公有財産につきましては、身延中央簡易水道、和田平の水源用地を購入するものがございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、その他負担金として下水道事業委託工事費負担金として、8,765万7千円の計上でございます。

次に3項下部簡易水道建設費でございますが、13節の委託料につきましては、水道管の添架許可を受けるために、河川占用測量業務委託費を計上させていただいております。

15節の工事請負費につきましては、下部統合簡易水道事業として7,192万円の計上があります。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、その他負担金として下水道事業委託工事費負担金として、7,770万9千円の計上でございます。

次ページの4項中富簡易水道建設費につきましては、13節の委託料に北部統合簡易水道配水池築造に伴います、管理業務費を計上させていただきました。

15節の工事請負費には北部統合簡易水道送・配水管布設工事、さらには配水池築造工事費として8,481万9千円の計上でございます。北部統合簡易水道につきましては、平成17年度より送・配水管施設、ポンプ場、配水池などの施設整備を進めてきました。平成20年度をもちまして、事業の完成を目指すものでございます。

次のページをお願いします。

3款公債費でございますが、身延簡易水道公債費につきましては、今年度、1億1,182万1千円を計上しました。前年度の比較では、989万3千円の増額となっております。

2項下部簡易水道公債費につきましては、本年度4,607万円を計上し、前年度との比較では217万3千円の増額でございます。

3項中富簡易水道公債費につきましては、本年度9,317万1千円を計上し、前年度との比較では675万1千円の増額でございます。

公債費全体では1,881万7千円の増額となっておりますが、これにつきましては、元金据え置き期間が終了し、平成20年度から新たに元金の償還が始まったことなどによるものでございます。

以上、身延町簡易水道事業特別会計の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

次に議案第42号、議案第43号について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

議案第42号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について、詳細の説明をさせていただきます。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございますが、市町村設置型浄化槽の整備事業の財源として充てるため、特定地域生活排水処理施設整備事業債、ならびに過疎対策事業債の限度額をそれぞれ180万円とし、合わせて360万円に設定するものでございます。

続きまして、歳入予算でございます。予算書の7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目戸別浄化槽整備事業費分担金に116万9千円の計上でございますが、本年度は和田地域に12基を設置する計画であり、その設置に対する個人分担金でございます。

次に2款使用料及び手数料でございます。1枚おめくりをお願いいたします。

1項の使用料でございます。1目農業集落排水使用料として、156万9千円の計上でございます。これは上之平地域内、45世帯からの使用料でございます。

続きまして、2目小規模集合排水使用料として58万7千円の計上であります。これは北川地域内から17世帯の使用料でございます。

3目戸別浄化槽整備事業使用料として、339万9千円の計上でございます。これは18年度設置の40基分、19年度設置の21基分、20年度設置予定の12基分の見込み額を合わせての計上でございます。

2項の手数料、1目戸別浄化槽整備事業手数料には、設置予定の12基分の手数料として2万4千円の計上でございます。

次に3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目污水处理施設整備交付金として、220万9千

円の計上でございます。

10ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目農業集落排水事業繰入金、2目小規模集合排水事業繰入金、3目戸別浄化槽整備事業繰入金、4目予備費繰入金に上之平農業集落排水事業および北川小規模集合排水事業、ならびに戸別浄化槽整備事業の維持管理費および公債費、さらには建設費と予備費の財源に充てるために、合わせて3,412万8千円の計上でございます。

次に5款1項1目繰越金に、科目設定としての1千円の計上でございます。

1枚めくっていただいて、12ページをお願い申し上げます。

6款諸収入でございます。1項雑入、1目戸別浄化槽整備事業雑入といたしまして、36万5千円の計上でございます。内訳といたしましては、浄化槽の設置時に個人の都合により、駐車場使用を希望されました方々に対して、特別工事分としてご負担いただくもので、4期分、36万4千円と、さらには消費税の還付金、1千円を見込んでございます。

次に7款1項町債、1目戸別浄化槽整備事業債に下水道事業債、ならびに過疎対策事業債、それぞれ180万円を見込みまして、合わせて360万円でございます。

続いて、歳出をお願いします。予算書の14ページをお願いいたします。

1款1項農業集落排水事業費、1目上之平地区維持管理費に職員の人件費、ならびに処理施設の維持管理やポンプ施設保守点検業務等、施設の維持管理経費として、合わせて436万3千円の計上でございます。

2項の公債費でございますが、1目元金の償還金として359万6千円。2目利子の償還金として、247万8千円の計上でございます。

次に15ページ。2款1項小規模集合排水事業費、1目北川地区維持管理費に処理施設の維持管理やポンプ施設、保守点検業務等、施設の維持管理経費として106万5千円の計上でございます。

2項の公債費でございますが、1目の元金償還金、ならびに2目の利子償還金、合わせまして146万5千円の計上でございます。

16ページをお願いいたします。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費には、浄化槽の汚泥の引き抜き手数料や保守点検業務委託料等、維持管理経費として201万円の計上。

2目の戸別浄化槽整備事業建設費でございますが、職員の人件費、ならびに13節の委託料には、平成21年度に建設を予定しております30基分について、調査・設計業務にかかる経費といたしまして、746万9千円。15節工事請負費には、浄化槽設置にかかる工事費および排水管布設工事費等、合わせて852万4千円。16節の原材料費は、浄化槽本体を町として購入をいたし、請負業者に交付し、事業を進めるための経費といたしまして、12基分、390万7千円の計上など、合わせて2,770万7千円を計上いたし、総額で2,971万7千円とするものでございます。

2項公債費には、1目利子の償還金として36万2千円の計上でございます。

その次の18ページは、予備費の計上で30万円でございます。

以上、議案第42号の詳細説明でございます。

引き続きまして、議案第43号をお願いいたします。

ページ数は、まず5ページをお願いいたします。

議案第43号 平成20年度身延町下水道事業特別会計予算についてでございます。

まず第2表の地方債、5ページでございますが、本年度発行予定の地方債の限度額を特定環境保全公共下水道、公共下水道事業債、過疎対策事業債、合わせまして、限度額を4億9,420万円と設定させていただくものでございます。

続きまして、予算書の8ページ、歳入の項目をお願い申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項分担金には1目中富下水道事業分担金に加入分担金54万円。2目帯金塩之沢下水道事業分担金および、3目角打丸滝下水道事業分担金に科目設定として各1千円。合わせて54万2千円の計上でございます。

2項負担金でございますが、1目身延下水道事業負担金に身延中央簡易水道配水管布設工事のための受託工事負担金として、8,765万7千円。

2目下部下水道事業負担金に、湯町簡易水道配水管布設工事のための受託工事負担金として、7,270万9千円。合わせて1億6,036万6千円の計上でございます。

次に9ページ。2款使用料及び手数料、1項使用料でございますが、1目中富下水道事業使用料として3,232万3千円の計上でございますが、これは下田原の供用開始により、接続世帯が増加したことにより、昨年度と比較して3.7%の増となっております。

また2目帯金塩之沢下水道事業使用料、ならびに3目角打丸滝下水道事業使用料、合わせますと4,897万3千円の計上でございます。

2項の手数料でございますが、1目中富下水道事業手数料および2目帯金塩之沢下水道手数料、ならびに3目角打丸滝下水道事業手数料には、それぞれ督促手数料、また4目下水道事業手数料には、排水設備工事業者指定手数料についての科目設定でございまして、各1千円、合わせて4千円の計上でございます。

次に1枚めくっていただきまして、10ページをお願いいたします。

3款国庫支出金でございます。1項国庫補助金、1目身延公共下水道事業国庫補助金に汚水処理施設整備交付金として、3億4,080万円。2目下部下水道事業国庫補助金として、8,340万円。合わせて、4億2,420万円の計上でございます。

次に11ページ、4款繰入金をお願いいたします。1項一般会計繰入金には、1目中富下水道事業および2目帯金塩之沢下水道事業、3目角打丸滝下水道事業、4目身延下水道事業、5目下部下水道事業、ならびに下水道事業一般会計繰入金など、それぞれの各科目に対して、総務管理費および維持管理費、事業費、公債費ならびに予備費に充てるための財源として、合わせて4億6,579万8千円の計上でございます。

次に12ページの5款の繰越金でございますが、繰越金は科目設定というふうなことで、1千円の計上でございます。

次に13ページ、6款諸収入でございますが、それぞれの科目設定の計上でございます。

それから、14ページでございます。町債でございますが、7款1項町債、1目中富下水道事業債に、特定環境保全公共下水道事業債、ならびに過疎対策事業債として、それぞれ1,410万円。2目身延公共下水道事業債に、公共下水道事業債および過疎対策事業債としてそれぞれ1億7,700万円。3目下部下水道事業債に、特定環境保全公共下水道事業債5,790万円、過疎対策事業債5,410万円を見込みまして、合わせて4億9,420万円の計上でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。予算書の15ページでございます。

1 款下水道事業費、1 項総務費、1 目中富下水道事業総務管理費には、中富処理区の加入にかかる制度に対する助成金等、合わせまして370万3千円。2 目下水道事業総務費に1,075万円。合わせて1,445万3千円の計上でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

2 項の事業費でございます。1 目中富下水道事業建設費といたしまして、13節の委託料でございますが、中富処理区の認可期間が平成21年3月末となっておりますことから、認可の変更申請を行う必要がございますので、認可変更調査設計業務の経費といたしまして、210万円。

それから15節工事請負費には、管渠布設工事費として、255万円。

19節負担金補助及び交付金には、中富浄化センター汚水処理施設建設事業を県代行で実施していただくための事業負担金として、2,981万円。合わせて、総額で3,481万円の計上でございます。

次に2目身延下水道事業建設費には、職員の人件費をはじめ、13節の委託料でございますが、公共下水道事業建設等積算業務、ならびに処理場建設工事施工監理業務等経費として、2,079万5千円。

15節工事請負費には、19年度当初予算で継続費の設定を認めていただき、着工をいたしました処理場の建設工事および簡易水道受託工事費、ならびに管渠布設工事費等経費として、8億500万7千円の計上でございます。

次に19節負担金補助及び交付金でございますが、前年度の事業で管渠の布設工事を施工いたしました、県道の舗装本復旧工事の負担金ほか等の経費といたしまして、2,834万5千円。

22節補償補填及び賠償金に、電柱の移設補償等経費として300万円。その他事務費等、合わせて9億1,385万円の計上でございます。

次に17ページの下欄ですが、3目下部下水道事業建設費には、次のページ、18ページをお願いします。職員の人件費をはじめ、15節でございますが、工事請負費に真空下水道ステーション建設工事費および簡易水道受託工事費、ならびに管渠布設工事費等として2億2,770万9千円の計上でございます。

次に19節負担金補助及び交付金には、前年度事業でやはり管渠の布設工事を施工いたしました県道の歩道本復旧工事の負担金、ならびに県代行業の負担金ほか等経費といたしまして、4,866万5千円。

22節補償補填及び賠償金、工事に伴う物件補償費として40万円。

その他、事務費等合わせて2億8,800万7千円の計上でございます。事業費は総額で12億3,666万7千円となっております。

次に3項維持管理費でございますが、1 目中富下水道事業維持管理費2,189万2千円。2 目帯金塩之沢下水道事業維持管理費1,271万円。3 目角打丸滝下水道事業維持管理費1,420万4千円となっておりますが、これはそれぞれの処理施設やマンホールポンプ等の維持管理業務等に要する経費として、合わせまして4,880万6千円の計上でございます。

次に4項公債費に、中富下水道事業の元金及び利子償還金といたしまして2億707万円。帯金塩之沢下水道事業元金及び利子償還金といたしまして、2,127万9千円。角打丸滝下水道事業元金及び利子償還金といたしまして、4,762万4千円。身延下水道事業の利子償

還金といたしまして、1,359万円。下部下水道事業の利子償還金といたしまして、359万7千円となっておりますが、これはそれぞれの建設事業の財源に充てるために起こしました長期債にかかる元金及び利子の償還金で、合わせますと2億9,316万円の計上でございます。

2款1項予備費は、100万円の計上でございます。

以上、議案第42号、43号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第44号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

議案第44号について、詳細説明を行います。

4ページをお願いします。

事項別明細書により、全体の説明を行います。

歳入の部、1款使用料及び手数料865万円につきましては、自然の里で行います体験活動、自主事業の参加料317万円等、食堂の利用料2,800食分、528万円を計上するものです。

2款県補助金、現在あります宿泊等の宿泊費等、それは直接、県に納入されます。納入されたのち、自然の里へ補助金として、最高200万円を支払われるものです。

3款県委託金2,078万5千円。これにつきましては、自然の里の運営費として、県より支出されているものです。

4款繰入金1,034万7千円。これにつきましては、一般会計からの繰入金でございますけど、町職員1人分と臨時職員、司書代理1人分の賃金と町施設、体育館、キャンプ場等にかかる費用のことでございます。合わせて4,178万2千円につきましては、昨年と比較しまして、2.2%の増額となっております。

なお、平成18年から県の指定管理者として、身延町が指定を受け、現在、5年契約で運営しております。平成22年までの契約となっております。

続きまして、歳出、次ページです。

総務費、1款総務費2,716万5千円。自然の里全体の管理として、かかる費用のことでございます。主なものとして、臨時職員賃金、清掃業務委託料、修繕費等です。

2款運営費728万2千円。体験活動事業や自主事業、例えば、そば、ほうとう作りや陶芸、和紙づくりのことで、それらの体験施設の運営費等でございます。

3款事業費713万5千円。これは食堂業務を現在、民間会社へ委託しておりますが、その運営費でございます。

4款予備費として、20万円を計上しております。

なお、このほかに、県より3人の職員が派遣されております。その方たちの分は、この中には入っておりません。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に議案第45号について、政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

議案第45号 平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の詳細説明をします。

6ページをお開きください。

歳入、温泉事業収入、事業収入、温泉使用料ということで、27口掛ける1万8,900円掛ける12カ月ということで、612万3,600円を予算化しております。

次のページ、7ページの分担金及び負担金ですが、温泉事業加入者負担金ということで、1口63万円の予算を見込んでおります。

次のページをお開きください。

繰越金ですが、科目設定ということで1千円を見込んでおります。

続きまして、9ページ、歳出。

温泉事業費の温泉管理費ということで、これは需用費、役務費、委託料、繰出金というふうなことで、かかる経費についての関係です。63万円につきましては、一般会計繰出金ということで、加入者負担分を繰り出すことになっておりますので、63万円を一般会計へ繰り出すことになっております。合計で502万5千円です。

続きまして、10ページをお願いします。

基金積立金ということで、下部奥の湯温泉事業基金積立金172万9千円です。これは使用料から維持費を控除した差額分を積み立てるということで、使用料が612万3千円。維持費が439万4千円で、172万9千円を積み立てるものであります。

以上、議案第45号の詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

次に発議第1号の提出者であります、伊藤文雄君、説明をお願いいたします。

伊藤文雄君。

○12番議員（伊藤文雄君）

発議第1号

平成20年3月10日

身延町議会議長 松木慶光殿

提出者

身延町議会議員 伊藤文雄

賛成者

身延町議会議員 望月 寛

〃 松浦 隆

〃 河井 淳

〃 奥村征夫

〃 中野恒彦

道路特定財源確保に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および身延町議会会議規則第14条の規定により、提出します。

提案説明

昨年9月定例会において採択されましたが、今国会において重要法案として審議されておりますので、再度、意見書を提出するものです。

道路は人々の日常生活において、最も基本的な社会基盤です。本町における道路・橋梁整備は、依然として立ち遅れております。通勤・通学、地場産業、観光など町民のほとんどが自動

車交通に依存せざるを得ない本町においては、重要幹線道路の整備による市街地アクセス向上は、深刻化している高齢化や過疎化への歯止めが、期待されるところであります。

町民の道路整備に対するニーズは、依然として高いことをふまえ、引き続き道路特定財源暫定税率が堅持されますよう、国に強く要望するものであります。

議員の皆さま方の賛同をお願いし、説明を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

長時間、ご苦労さまでした。

それでは、最後のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

平成 2 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 2 日

平成20年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成20年3月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	穂 坂 英 勝	12番	伊 藤 文 雄
13番	渡 辺 文 子	14番	奥 村 征 夫
15番	川 口 福 三	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 汜	18番	石 部 典 生
19番	中 野 恒 彦	20番	松 木 慶 光

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	佐野武司
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会議務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

始めのあいさつをしたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（松木慶光君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

補正予算・財産区等の当初予算を除きましては、委員会付託を予定しております。

付託予定の議案の質疑は、総括的・大綱的な質疑に留め、詳細質疑は各委員会でやりたいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議案第3号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第4号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

産業集積区域内において、同意基本計画の同意の日から起算して、5年以内に承認企業立地計画に従って、対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋、もしくは建築物、またはこれらに敷地である土地に対して、課する固定資産税について、最初に課すべきにするとなる年度以内、3年分に限り免除することとすると書かれてあるわけでありませども、この3年度という根拠はどこにあるのか、これ1点であります。

2点目として、附則、この条例は公布の日から施行して、20年2月1日から適用するとされているわけでありませども、これについての説明を、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

これは、そこに定めてありますとおり、上位法によりまして、今回、条例を定めるものでございまして、その上位法である第20条の中に規定されてございます。文面のほうは、ちょっと省略させていただきますけど、その中で、固定資産税を減免した場合は、75%が交付税の措置の中で75%が算入されるというふうなことで、規定されてございます。

それから、もう1点でございますけど、施行日でございますけど、平成20年2月1日から、これは冒頭申し上げましたとおり、同意の日が20年2月1日というふうなことで、もうすでに法律に基づきまして、それぞれ準備が進められているところでございますけど、その同意の日から5年間があくまでも法の適用であり、また法に基づいて、条例を定めた場合は減免措置がされるというふうなことで、規定したところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに議案第4号について、質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第5号について、質疑を行います。

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは、議案第5号について質問いたします。

今、基金が18あるわけでありまして、今回の身延町まちづくり振興基金、振興基金というのが非常に曖昧でありまして、改めて具体的にまちづくりの振興にあたるものはなんなのか、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

ここで言うておられますのは、地域の伝統文化の伝承、コミュニティ活動、イベントの開催、伝統芸能にかかる楽器等の購入、コミュニティ活動に伴う機材の購入などでございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

今、財政課長のほうから答弁がありましたけども、その部分を、これに当てはまる、振興基金条例に当てはまる項目として、中に入れるべきではなかろうかという感じがするわけでありまして、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

全協で説明いたしましたが、これがだんだん、緩和されてきております。基金の大切なところは目的でありますので、その運用益を使ってやりなさいというのが、当初の発足でした。しかしながら、全国一斉に基金をあげたけれども、運用益の利率が低いもので、それを使うところまでいかないということで、元金を納めたものについては、翌年度、元金を取り崩してもいいというような県のお達しがございましたので、であれば、わが町もそれにいきますよという形で、こういう形を持ちました。本則であるものは、おそらく変えられないと思いますので、これ自体はそういう形で作ってはございますが、本来的にはそういうことも、崩すようなこと、将来的にはおそらく、その目的が目的外になるような可能性もあり得ると思いますので、それで今回、思い切って、こういう形で計上いたしました。

○議長（松木慶光君）

笠井議員。

○17番議員（笠井万沱君）

将来にわたって、例えば、広範囲にわたって使うこともあり得るんだというような答弁でありますけども、例えば来年、さ来年、今、申しあげましたように、細部にわたって、条例に組み入れる考えはありますか。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

ありません。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第6号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第7号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第8号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第9号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

議案第9号について、質問させていただきます。

平成18年、19年、2年、税務課、町民課を統合して町民課となりました。今回、2年経って、新たに町民課を税務課と町民課にする今回の条例でありますけども、どこがどう変わるのか。1点だけ、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

答弁いたします。

23ページのところにもございますように、条文にございますように、税務課のところですね、そこに徴収に関するということ加わります。それから、町民課のほうに後期高齢者

医療に関することということが加わるわけでございます。税務課においては、徴収体制の組織の充実ということと、それから後期高齢者医療制度、それから国保会計の検討等、特に後期高齢者医療に関すること等が新たに加わるということでございます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

今回の中で、後期高齢者が入るから、町民課をまた2つに分けるんだというような話がありましたけども、9月の本会議の中で、滞納の問題もあって、利用料、あるいは使用料を含めて、収納課を設けたらどうなのかという問題の提起をした経緯があるわけでありまして、今回の税務課の中の仕事の中身として、滞納関係について、例えば使用料、利用料を含めたそのものを、税務のほうで一括して収納するような状況になるのかどうか、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

税務のほうの徴収体制は、特に税を、原則的には徴収するわけでございますが、徴収員等、嘱託でございますので、他の使用料、手数料等についても、担当課と一緒に徴収体制をとっていくということになるかと思えます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第10号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第11号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第12号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第13号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第14号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第15号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第16号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第17号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第18号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

福与議員。

○7番議員(福与三郎君)

議案第18号について、お伺いをいたします。

定住促進条例の一部改正に連動するような形で改正をされたわけでありますけれども、定住促進条例施行規則第9条におきまして、100歳に達したときに、長寿祝金として50万円支給をされておりました。今回の改正では、満100歳祝金として、呼称を変えて10万円の支給というふうに、大幅な減額がされたわけがございますけれども、この理由について伺います。

○議長(松木慶光君)

政策室長。

○政策室長(依田二郎君)

定住促進の関係で、出生、生まれてくる子どもたちに手厚くしたいということが1つの目的です。それと人口集計の関係で、100歳長寿祝金が、100歳になる人が年に1人か2人というふうな状況の中であつてつくられている中で、今、現状、今年の3月1日現在で95歳以上が100人おります。それと昨年の3月1日から今年の3月1日までの間に、全体で271人減っている中で、95歳以上は25人増えているというふうな中で、そういうこともありまして、100歳長寿祝金、それにかかる経費は若い人たちの出産のほうに向けたいということで、これを提案させていただきました。

○議長(松木慶光君)

福与議員。

○7番議員(福与三郎君)

5分の1、80%、大幅な減額であります。今、おっしゃられました該当する方が、近々です、ね、該当する方々も、非常に多い。そんな方々にとりまして、非常に唐突な感じがするなというふうなことが否めないわけがございますけれども、町民に対しての十分な説得力のある説明が必要かと思うんですけども、周知ですね、そういう周知が必要ではなかるうかと思っておりますけど、その周知について、どんなふうなことをお考えになっておりますか。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

周知の関係ですが、一応、はじめ、この提案につきましては、各地域審議会等の審議をさせてもらいました。こういう問題があるということで話をさせてもらいまして、若い人たちに向けてを厚くしたほうが良いというような、各地域審議会の中での意見でした。周知については、今、結論が出てからというようなことで考えております。法令審査会というふうなことで、審査も行っておりまして、この中で敬老祝金として10万円が妥当ではないかということで、審査会の中では一応、こういうふうな金額になりました。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福与君。

○7番議員（福与三郎君）

地域審議会の結論だというふうなお話してございましたけれども、政策を遂行するにはそういう重大な決断が、大きい事柄、小さい事柄にかかわらず、重大な決断が必要であるというふうには思っておりますけれども、それと同時にそれを上回る、いわゆる説明責任を果たすというふうなことが非常に重大ではなからうかと、こんなふうに思います。この決断を最終的にされました、町長のそのときの思いをお答えいただけたら、幸いだと思います。お願いします。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

お答えいたします。

高齢者の方、100歳以上の方のお祝金等について、いろんな話を、私どもは従前から聞いておりまして、お受け取りしていただく方からも、私たちよりも若い人という考えのほうが大事ではないかと、そういった話を繰り返し聞いておりまして、法令審査会の中でも、それでは考え方を变えて、このお祝金よりも若い人のほうに配分をするのが、将来の町のことを考えたらいいのではないかと、いろんな意見が審査会で出ました。私どもが法令審査委員会の結果をまとめて、庁内で、ではそういう方向にということで、今回、条例を出させていただきましたが、考え方の基本は若い人に配分するほうが、より町のためにいいと思いますか、そういった考え方のほうがいいのではないかとということで、審査会の意見はまとまりました。

それで今、周知のことについてですが、私どもの仕事を進めていく中で、議会の承認を得て、はじめていろんなことを表に出さなければならないと、そういう仕組みがありますので、周知については、議会の議決をいただいたのちに、直ちに然るべき方法で、広報に努めてまいりたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

望月寛議員。

○8番議員（望月寛君）

いろいろと説明も受けましたし、同僚議員の質問も納得しましたけども、今、副町長からの答弁

で、若い人に金をまわすんだというのであれば、いくらか、若い人のこういうところへ使うんだよというような形を出してもいいんじゃないかと。ただ、口だけで言うのではなくて。それをお願いします。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

具体的に、この措置の変わりにと考えましたのは、全協のときにも説明を申し上げさせていただきましたが、第3子誕生の子どもさん本人といいますが、親御さんといいますが、その方に30万円を手当させていただこうと、こういうふうに、代替的には、そういう方向に整理をさせていただいております。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第19号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第20号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第21号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第22号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第23号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

望月寛議員。

○8番議員（望月寛君）

23号について、2、3点お伺いしたいと思います。

この身体障害者手当でございますが、この身体障害者というのは、どんなことに参加しようとしても、自分からは行けないと。人の手を借りなければならないという、本当にかわいそうな場面があるわけですが、今、この手当を受給している人、何人ぐらい身延町にいるんですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

現在、2人であります。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

2人で、この条例によりますと、月に7千円から4千円。僕らにすれば、大したことないというかもしれませんが、この人たちにしてみれば、おそらく、これが大金になるではないかと思えます。僕が前にも一般質問させていただきましたけども、障害者が働いて、1カ月働いても5千円とか、よく働いても、それこそ7、8千円だよというときに、この7千円を切ってしまうということは、では、この人たちはどこから収入を得るのかということなんです。だから、どういう理由で、この手当をカットするのか。そして金額についても、この家族の収入、そういうこともあるわけですが、その収入の額なんかについても分かりましたら、教えてください。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

この心身障害児福祉手当支給条例は、心身障害にある児童を扶養している父、または母、主には父に支給する手当であります。障害者本人ではありません。

それから障害者、この関係であります。議案の詳細説明でも申し上げましたが、国の制度に特別児童扶養手当制度というのがあります。この制度は、障害者が20歳以上の場合は本人が障害福祉年金を国のほうから支給しますが、20歳未満の障害児について、そういった年金の制度がありませんので、国のほうで特別児童扶養手当ということで、扶養する者、父、または母に支給する手当であります。

重度の方が月額5万7500円、中度の方が月額3万3,800円という額の支給が国から支給されます。町としては申請書を受け付け審査し、県のほうで認定され、直接、県のほうから、保護者といいましょうか、そちらのほうへ支給されます。それには、やはり、詳細説明のときに申し上げましたが、所得制限がありまして、扶養義務者、主に父になるわけですが、扶養者が1人の場合は収入が686万2千円以下。また、2人の場合は728万4千円以下。3人の場合は770万7千円とか、5人まで決まっております。5人が855万1千円。これ以下の収入がある方につきましては、すべて国から支給されます。この収入を上回ったとき、町単独で、この手当の条例をつくっております。町のほうは、この障害の家庭といいますが、親の所得の制限がありませんので、いくらということの制限はありません。国の制度以上の所得、収入がある方に、月額、重度が7千円、中度が4千円ということでした。そして今回、重度の心身、医療費とか窓口無料化等によりまして、予算のほうも昨年に比べると約1.3倍になっております。そんなことで、これは金額的に、この条例の手当は少ないわけですが、いろんな諸般の情勢を考えまして、非常に対象者の方には申し訳ないわけですが、数も少ないということで、今回、条例を廃止していただき、そのような、4月1日から制度にしたいと思っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

今の答えでもって、窓口無料化、それをやるから、予算の1.3倍、増やしましたということですが、まだ、その実施をやっていないんだから、窓口の支払い無料化をやって、これを3月10日に提出した、これを今度の議会で議決して、20年4月1日から施行しますよではなくて、1年ぐらいの余裕をみて、やってやるとかということは考えられないですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

今議会へ提案して、4月1日から施行ということをお願いしようと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第24号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

24号、19年度の一般会計補正予算の中で、1点お伺いさせてください。

58ページの12款公債費、1項公債費、1目元金の補正の中に603万1千円が減になっております。これは全員協議会の中でもちょっとふれられた説明がありましたが、財政健全化計画によるものというふうな、ご説明をいただいたように記憶しております。そのとおりかどうか、1点、お伺いさせてください。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

ご質問の公債費の予算は、財政健全化計画に伴う繰上償還金です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

繰上償還ということであれば、財政の硬直化が懸念されてきております。こういう中で、本来は健全化計画の中の最たるものというのは、経常経費の負担比率の引き下げ、これをやらなければ、身の丈に合った予算編成は計画どおり実行できないのではないかと、私は思っております。でも、その中で、工夫の中で繰上償還をやられたということも、これもまったく悪いことではないんですが、計画の中とすると、今後も、この計画がなされた中の補正の中で、一環、603万1千円をやられたというふうに思います。今後の計画について、お聞かせ願いたいと

思います。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

お答えします。

今後の償還計画でございますが、当然ありまして、平成20年度および21年度になります。平成20年度におきましては、借り入れ利率6%以上、7%未満が対象となり、一般会計においては、平成元年度債と申しますが、臨時財政特別債490万1,313円と、昭和60年度に借りたお金ですが、義務教育施設整備事業債、これは西嶋小学校でございますが、1,682万8,846円。下水道事業特別会計におきましても、平成元年度債で、特定環境保全公共下水道事業債でございますが、これは帯金塩之沢処理区でございますが、1,199万8,673円。平成2年度債でございますが、特定環境保全公共下水道事業債、これもやはり帯金塩之沢処理区で2,440万6,433円。平成20年度の合計として、5,813万5,265円を計画しておりまして、国、県との協議が整い次第、補正予算での対応をお願いする予定でございます。

また、平成21年度は借り入れ率が5%以上、6%未満が対象となりまして、下水道事業特別会計におきまして、平成3年度債、特定環境保全公共下水道事業債、帯金塩之沢処理区、7,740万9,434円。平成3年度債、公共下水道事業債、角打丸滝処理区、64万4,543円。平成21年度債、合計が7,805万3,977円を計画しておりまして、その平成21年度分についても、国・県との協議が整い次第、補正予算で対応するような形になるかと思っています。

先ほど申されましたような、身の丈に合った財政の健全化、ごもっともでございますが、私たちも一般財源等の圧縮には努めており、なおかつ、こういう形で健全化計画に沿ってやってきておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

説明の中身で、21年度までの計画が分かりました。実は、お聞きしている中身の中で、こういうことを聞いておかないと、当初予算の中で、どれだけ実際に圧縮された予算編成をしたかも、実数、出てこないわけですね。繰上償還分は小さくなっているはずですが、こういうものをよく分かるように説明していただいた上で、当初予算の中身も論議していかないと、私どもも外的外れのご意見を提起することになってしまいますので、あえて、説明を求めました。

計画の中身を、この議場ではないところで、また、よく勉強させていただきたいと思っております。それで、私どもも町の財政のことについて、論議を深めていきたいと思っております。ありがとうございました。また、のちほど、議会以外で聞かせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ありますか。

石部君。

○18番議員（石部典生君）

40ページ、消防費でお尋ねします。

8節の報償費が大きな減額をされているわけですが、この理由についてお尋ねします。

19年度は、行方不明者の搜索等、数多くの出勤等があったのではないかと思うわけですが、それで、こんな大きな減額になるというのはどういう理由なのか、お尋ねします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

消防費の報償費400万円ですね、これは消防団の出動手当でございまして、出勤回数が減ったということでございます。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

出勤回数というのは、消防団の出勤ですか、これは当然、行方不明者の搜索等もみんな入っていますよね。これで十分、こと足りたということで、減額ということですか。そういう理解でよろしいですか。

○総務課長（片田公夫君）

はい、そのとおりです。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

11ページなんですけれども、歳出で、3月はある程度の減額が出るのは当然ですよ。経費削減をしたり、入札差金とかいろんなもので、当然、補正額というのは減額も含めてありますけれども、この104億5,708万9千円という額に対して、一般財源で、計算をしましたら2億円を超えているんですね。この補正の減額ですね。これが2億円を超えているわけなんですけれども、この財政規模からいって、この2億円というのは、私はとても多いような気がするんですけども、これに対してはどういうふうなお考えでいられますか。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

通常、精算的なものにかかりますと、この時期、やはり、こういうものが生じるわけがございます。今、ご指摘の点は2億円という大きなお金を、なぜ、こんなところに出てくるのかという、裏腹には、予算を獲得し、先ほどの石部議員の質問と同じでございますが、連携します。予算は獲得したけど、事業がしなかったではないかというような見方もできるわけです。もう1つに事業をやって頑張って、企業努力をしてまけてもらったよという考え方もございます。

いずれにいたしましても、渡辺議員が申しましたとおり、その2億円というのは大きいではないかと。私もこれは、ちょっと大きいかなというのは自分でも考えておりますけども、1つにはだんだん、合併から慣れまして、職員相互間でこれはこう、これはこうという形で精査できてきているかなというのはございます。

ちなみに、昨年度は3億円ございました。今年は2億円ですね。今年の当初予算は、きつくいたしましたので、おそらく来年の3月にはどのくらいになるか、ちょっと分かりませんが、そういうふうに理解をしてもらおうしかございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん、中身をいろいろ検討すれば、これは仕方がない部分とかというのは、一つひとつあるんですね。だけれども、やっぱり、去年は3億円あったというふうにおっしゃって、たしかに1億円、減ったんですけども、そうはいても、この予算規模の中で2億円というのは、いろんな事情はあるにしても、多いではないかなというふうに思いますので、来年はそうはいても、この補正で減額するというのは、ほかに使える額ということで、考えて、無駄に使ってほしくないなど。きちんと使うべきところに使って、こういうものはなるべく少なくしていくというのが基本だと思いますので、来年に向けて少なくしていくように、よろしくお願いたします。それはもちろん、予算編成にも関わることですので、よろしくお願いたします。

それから2点目なんですけれども、12ページですね、この歳入の個人分、町民税の個人分が1,200万円という、大きな、これも額で減額が出ているんですけども、これについて、どういう理由なのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

お答えいたします。

まず19年度分の当初予算を計上するときの手法ですけど、18年度の町民税課税の結果をもとに、19年度当初予算を編成してございます。それで18年度と、今回19年度を、このように減額になっているのは、19年度が19年の7月1日に確定したということで、変更になっておりまして、では、その変更の内容といたしまして、18年度の所得税にかかるデータでございますけど、4,702人ございました。それから課税所得額が、88億3,783万5千円が19年度では4,571人と131人減になっておりまして、課税標準額も83億7,371万9千円というふうなことで、4億6,411万6千円、減額になりました。つまり、町民所得が減少していることに起因しております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

ほかに。

河井君。

○2番議員（河井淳君）

8ページ、繰越明許費でございますけれども、3款2項次世代育成支援対策施設整備補助金、これは大島保育園ですけども、これが1億4,274万3千円、繰り越しとなっております。これにつきましては、新聞でも報道があったかと思っておりますけれども、繰り越しとなる理由。それから、これはあと、確認になるかと思っておりますけれども、総事業費がいくらで、その補助率がどのくらいかということをお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（赤池和希君）

それでは、お答えをいたします。

今回の繰越明許費の件でありますけれども、当初、年度末には完成をする予定でありましたけれども、建築確認の認可が下りないということで、2月の中旬にやっと建築確認が認可されたということになりました。

内容につきましては、大変、法律の改正に基づきまして、その計算方法等の法が変わりまして、大変、手間がかかったというふうなことで、やっと2月に下りたということで、年度内には当然、完成ができませんので、全額の繰越明許をさせていただいた経過があります。

総事業費につきましては、2億1千万円。そのうち国の交付金につきましては、8,156万7千円。町から4分の1補助というふうなことで、4,078万3,500円。それから、町の交付要綱に基づきまして、町の補助金が2,039万1,750円というふうなことで、国から交付金をいただきまして、町からの補助金が1億4,274万3千円になります。

補助率は、これは国の、今、ポイント制度になりまして、ポイント掛ける1千円、その金額、あるいは建設費の2分の1、いずれか低いほうに交付金の下りということで、国の交付金は2分の1であります。また、その2分の1が町の交付金というようなことで町が4分の1、国が2分の1、さらに町の上乗せが国の交付金の4分の1というふうなことになります。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第25号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第26号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第27号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第28号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第29号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第30号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第31号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第32号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第33号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第34号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
ここで、暫時休憩をしたいと思います。
開会を10時10分にしたいと思います。お願いします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時10分

○議長(松木慶光君)

それでは、開会いたします。
休憩前に引き続き、質疑を行います。
それでは議案第35号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。
望月秀哉君。

○3番議員(望月秀哉君)

予算書、53ページ。総務費、1項総務管理費のうちの企画費、デマンド交通システム導入業務について、2,880万円の計上がなされておりますけど、このことについては、全員協議会等でもすでに説明されていると思いますけども、すみませんが、もう一度、恐れ入りますが、質問させていただきます。

まず、このデマンド交通システムの導入による費用対効果の問題について、将来的な見込みも含めまして、数字で、できればご説明いただきたいと思います。お願いします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

調査報告書の52ページに、比較というものがあるわけですが、それによりますと、7,900万円が今、かかっている。5,400万円ほどの支出で済むというようなことで、提案されております。実際にいろいろなことを検討してみますと、デマンド導入のために、当初、3千万円くらいの投資が必要であります。この予算がそうです。国の補助を今、申請しております。それですと、2分の1補助ということで、半額で、この投資額が済みますので、20年度については、今と同じくらいの8,500万円くらいの経費がかかるのではないかと考えています。以降、段階的にバス運行を見直ししていく中で、経費の削減を図っていったら、最終的には多くても6千万円以内で、経費が納まるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

それでは、総括的な質問であります。委員会構成が変わりましたので、そんな意味でも質問したいと思っています。

平成20年度の町長施政方針でも町長が述べられたとおり、町税の滞納には大変、ふれられて、頭の痛いところでありますけど、ちなみに19年度、本年度、1月までの町税全体の徴収率はパーセントでどのくらいか。また残りの、できたら金額ですね、金額のほうが分かりいいから何%か、これが第1点。

それから14ページの歳入ですけど、町税個人分、滞納繰越分が400万円となっておりますが、平成19年度予算では380万円となっております。これは、特別徴収員2人を増員しているのに、滞納額が昨年より20万円増えただけで、これはもう少し、1千万円とか、そのようなことで、せっかく特別徴収員、180万円を計上して滞納整理にあたっているわけですから、そのへんのお考えをぜひとも、お聞きします。

また、担当課長の答弁が終わりましたら、町長、これらのこと、全体として、町長はどんなふうに考えているか、町長の考え方もお聞きします。

○議長（松木慶光君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時20分

○議長（松木慶光君）

それでは、開会します。

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、すみません、第1点目の関係ですけど、20年1月末現在での徴収の関係で、数

字をまとめておいた資料が、すみません、また、あとでちょっと時間をいただきたいと思いません。

それでは、2点目の関係でお答えいたします。

それでは第2点目の質問でございます。滞納繰越額がそれぞれ予算の計上が少ないではないかということで、これは全体を合わせても1千万円までいかない状況でございます。実際のところは、これまでも説明させていただきましたとおり、約3,500万円、確保してきております。当初予算におきましては、滞納の額の計上方法については、かねてより、非常に、なんと申しますか、現実的には、先ほど言ったとおり、3千いくらというふうな数値が、現場では徴収ができるわけですけど、当初予算においては、やはり手堅く見積もるというふうなことで、従来手法で、今回も計上させていただいております。

ただし、予算は予算でありまして、実際の現場においては、さらに来年におきましては、今度、課も税務課というふうなことで新設し、体制を整えていくというふうなことで、滞納額の圧縮には努力をしていきたいと思っております。

それから、1点目につきましては、ちょっと時間をいただいて、先にほかの方に、ご質問をお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

滞納額の、いろいろな状況につきましては、皆さん方にご報告を申し上げてあるとおりでございますので、大変このことについては、今後、鋭意努力をしていきたいと思っておりますし、そのためにせつかく、行政改革で一本にしました町民課を、税務と町民課に分けさせていただくというようなことで、強力な体制づくりをさせていただいて、体制を整えていきたいなということでございますけど、とりあえず、今、臨時の職員の方もお願いをいたしまして、鋭意、徴収には努力をさせていただいております。

課長、管理職の皆さん方も、一応、お手伝いをさせていただくというような形で進めさせていただいておりますので、この数値をできるだけ少なく、滞納額を少なくすることが、私どもの務めであろうかと思うわけでございますので、今後の徴収体制につきましては、スタッフを含め、十分に強力な体制づくりをして、今後の対応をしていきたいなと思うところでございます。

数字は、正直なところを申し上げます、どうにもこうにも、逃げていくわけでもございませんので、これは真摯に数字を受け止めさせていただいて、その減額について、対応はしていかなければならないと、そんなふう思うところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

今、町長の答弁を聞いて分かったわけですけど、やはり、滞納繰越部分を見ますと、特別徴収員2人を置いて、もう少し滞納をきちっとするんだというようなことが、この数字の中の予算の中に表れているのはちょっと、私は不思議だなと思って聞いたわけですけど、ぜひ、その

へんは、町長の所信表明にもあるわけですから、そのへんは頑張ってもらいたい、かねがね、そんなことを一般質問でもさせていただいた関係上、このへんは強気に頑張ってもらいたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

1点目の、町民課長の件につきましては、のちほど答弁させていただきます。

石部君。

○18番議員（石部典生君）

112ページの土木費で、お尋ねいたします。これは予算全般の中で。

本町は面積も広くて、地形的に橋も多いということで、橋の老朽化の強度調査なんかも必要かと思うわけですが、今回の、この予算の中に、そのへんが反映されているのかどうか。お尋ねします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ただいまのご質問でございますが、たしかに本町の地形等の中で、橋梁が非常に多うございます。全部で町道分が665橋ございます。一番大きな橋が峡南橋で、皆さんご承知のことと思いますが、今、道路特定財源等々の話の中で、それらも含めて、橋梁の架設年次が相当、経過しているというふうなことで、国のほうから平成25年ころまでに、町の調査を終え、その調査を挙げて、整備計画をつくれば、国庫補助の対象になるというふうな話がまいてあります。ということで、今現在、665橋がどのような状態になっているかということ、また、2年間のうちに調査していかなければならないと、こんなふうに、今現在、考えております。

当初予算に入っていないというふうなことでございますが、このへん、制度的に県のほうから流れてきて、国をとおして、県のほうから流れてきておるわけでございますので、そのへんをもう少し、県と話し合いをもつ中で、然るべき時期に調査費を計上させていただきたいと、こんなふうに、今現在は考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

できるだけ、担当課で努力をされて、早く、この予算の中にそれが反映できるような努力をお願いしたいと思います。

それから、106ページの林業土木費で、三石山の関係の負担金が出ているわけですが、今、三石山林道の現状というもの、どのような形で工事が進んでいるのか。それから下部から大袋までの林道が、いつ供用開始になるのか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

お答えします。

予定ですと、平成24年には全線開通ということをもって、峡南林務環境事務所のほうから

は、そういうふうにいわれております。今、滞っているのが樺の南工区ですけども、地元のほうの了解がとれまして、来年度から調査、それから工事のほうにかかる予定になっております。そして、今の大袋下部間でございますけども、今年3月には一応、開通ということ聞いております。また、舗装のほうにつきましては、1年遅れで来年度になるというようなことを伺っております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

構想からだいぶ遅れているわけですが、24年という1つの、目処がついているわけですね。それから下部から大袋の供用開始は、大体、見通しとしたら、いつごろになるんですか。

○産業課長（遠藤忠君）

下部・大袋間ということですか。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

開通のほうは、今年度で開通できると思います。ただ、先ほど言ったとおり、舗装をするのは来年度ということでございます。

・・・ちょっと、まだ、その詳しいことは聞いていないんですけど、林務さんのほうでもって、舗装のほうもしてもらおうことになっていきますので、よろしく願います。

○議長（松木慶光君）

他に質疑ございませんか。

ちょっと、待ってください。先ほどの町民課長の答弁をいたします。

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは大変、失礼いたしました。

先ほどの町税等に伴う徴収状況というふうなことで、20年1月末現在でございますけど、町税・国保を合わせまして、調定額が26億2,321万5千円になっております。これは2月末でございます。それから、収入済額17億7,520万2千円。収入未済額が8億4,801万3千円というふうなことで、67.7%。前年度と比較いたしまして、約1ポイント、今のところ減額になっておりますけど、徴収額のうえでいきますと、7千万円からが、徴収額の7千万円以上、現年課税分については増額。あるいは、滞納額については200万円というふうなことで、増額になっております。

今年は、なぜ前年度より、このように強化する中で落ちているかといいますと、調定額が大幅に増額になっておりまして、前年度、18年度は約25億円あったのが24億円というふうなことで、1億4,500万円ほど増額になったことに起因してございます。

このようなことで、徴収率が落ちているわけですけど、先ほど申し上げましたとおり、徴収額のほうは上がっているというような状況でございます。これからあと、現年課税分について、1億5千万円、増額になった分を、いかに収納していくか、今、担当のほうとも打ち合わせしまして、今、申告というふうなことで、徴収班もそちらのほうへ応援しておりますから、

この3月17日に終わります、以降、5月31日までに収納すべき、これから課を挙げて取り組んでいく状況でございます。

今のところ、2月末現在での滞納額というか、未収額が6億5,241万3千円となっております。先ほど申し上げましたとおり、これをいかに圧縮していくかということで努めていきたいと思っております。

なお、これまで、ご案内してきてございましたけど、身延ゴルフ関係につきましては、このうちから1億9,500万円は、年度末に不納欠損ということで落とす予定になってございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

それでは、35号についての質疑を続けます。

川口議員。

○15番議員（川口福三君）

議案第35号について、4点ほど質問いたします。

先ほども滞納問題が、ちょっと質問があったわけですが、27ページの土木使用料の中で、過年度分として147万円が計上されております。この過年度分として、147万円の、いわゆる戸数が何戸か。

それと53ページですね。企画費の中で、11月実施というようなことでご説明がありました、なんでも鑑定団ですか、この実行委員会の補助金が60万円ということですが、この実行委員会という組織自体は、こういった組織でもって構成されておられるのか。

それから3点目といたしまして、95ページ。労働諸費の中で、給食関係で3者の運転業務費として、身延地区が134万8千円。中富地区として、29万3千円という予算額が計上されておられるわけですが、この、いわゆる同じような業務で、どうしてこれだけの予算の差額が出ているのかについて、伺います。

それから、もう1点。156ページ。公民館関係ですが、地区公民館長ほか、分館長の報酬費として、733万円が計上されております。この各地区公民館長は分かるんですが、分館長、今現在、身延町に分館長として報酬を支払われておる分館は何館、こういった地区があるのか。その点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

土木使用料の、13款の1項7目の1の住宅使用料の過年度分の147万円のことだと思っておりますが、合併から約1千万円近い金がずっと、平成3年度からあったわけでございます。先ほど、町民課長も鋭意、努力しているというふうなことから、課長さん方、全員努力しているわけでございますが、この仲間に私どもも入っているわけでございますが、その中で、平成3年度、4年度については解消いたしました。今現在、21人の方がいるわけでございます。件数にいたしますと、若干増えているわけでございますが、このところ、当該年度、いわゆる平成19年度、18年度ですね、景気が非常に悪いというふうなことで、このところへ来て、過年度分は結構、頑張っただけ減っているんですが、今現在のものが若干、増えていると。18年

度が増えているというふうなことで、21人、現在、未収金というふうな形になってございます。これらも先ほど、町民課長が申し上げたとおり、鋭意、努力していかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、不納欠損がないというふうなことでございますから、まず前のほうの平成3年度、4年度がなくなりましたので、本年度は5年度、6年度、7年度くらいまで、なんとか解消していきたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

53ページをお開きください。

「出張なんでも鑑定団イン身延」の実行委員会ですが、まだ、できていませんので、実行委員会を今から立ち上げることになります。一応、鑑定団の申し込み等を中心になってしてもらっておるのが、今、門内活性化委員会が中心になって動いてくれております。実行委員会を今から立ち上げるということで、活性化委員会が中心になってくれるということで、事業自体は進んでおります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

労働費について、ご説明します。

この労働費はシルバー人材センターへお願いしているものでありまして、身延地区におきましての配食サービスは、月曜から金曜までを2コースでシルバー人材センターにお願いします。それで金額が134万8千円。中富地区におきましては、月曜から金曜は3款の福祉費のほうに賃金がありますが、パートの方に月曜から金曜をお願いして、土曜日、日曜日だけをシルバー人材センターへお願いしております。そんな関係で、ここが29万3千円という額になっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

お答えいたします。

ページで156ページ。公民館費の中の報酬733万円について、説明いたします。

中身につきましては、全部で12分館ございます。地区館、合わせて12あります。それで、733万円の内訳なんですけど、中富地区の5館につきましては、自主運営という形で年間2万5千円。館長、それから主事も2万5千円。中富地区公民館長につきましては、常勤ということで、今の総合会館に勤務してまして、月15万円で常勤でございます。身延地区につきましては、4分館ございまして、年額で9万円ということで、お支払いしております。下部地区につきましては久那土、古関、下部ということで、久那土、古関につきましては週24時間以上勤務ということで、月額9万円です。下部地区につきましては、常勤ということで開発セン

ターにありますが、15万円ということで、合わせて733万円となります。よろしくお願
いたします。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今、ご説明をいただきましたが、この中で、先ほどの給食費の件ですが、これはいわゆるシ
ルバー人材センターへお願いしたほうが、賃金が高いということになるわけですか。中富の場
合は、いわゆるシルバー人材センターと、それからパートというような内訳になって、29万
3千円という金額が出ているんですが、この人件費、いわゆる業務人件費ですね。ですから身
延地区においても、同じようにパートにお願いすれば、もっと経費的に安く納まるんではない
かと思うわけですが、その点については、どのようにお考えですか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

身延地区におきましては、運転業務ということで、ボランティアの方が配食サービスに一緒
に同乗しまして、ある専門家の委託したシルバー人材センターの方が運転しているというよう
な関係で、以前、ボランティアの方が運転していて、ちょっと事故があったということで、合
併前から運転は専門のシルバー人材センターにお願いして、ボランティアの方が配っていくと
いう格好をとっております。

中富地区の方につきましては、パートの方が月曜、金曜までやっておるわけですが、やはり、
その方も土曜日、日曜日になると、家庭等の事情でできない等の理由により、土曜、日曜はシ
ルバー人材センターのほうへお願いしている現状であります。

以上であります。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございますか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

13ページなんですけれども、総括的に質問を2点したいと思います。

まず1点目なんですけれども、歳出で見ますと、昨年に比べて4%台から19%台というこ
とで、減額になっていますね。この中で普通、予算というのは、予算編成の中に政策が読み取
れるというふうに私は思っていたんですけども、この予算を見ると、本当に減額ということ
で、政策が読み取れなかったんですね。その予算編成の課程の中で、どういうところに重点を
置いて、まちづくりをしていこうかというふうに考えて、この予算を組んだのかということで、
1点目、聞かせてください。

2点目は、12ページの中で、地方交付税が昨年と同じ額に、42億円になっています。地
方交付税というのは、私たちのような町にとっては、大変な大きな比重を占める額で、国でも
いろんな政策を掲げて、なんとかということで、交付税の確保ということでやっているんです
けども、これは昨年と同じで、本当に大丈夫なのかというところが、ちょっと、これを間違
うと大変なことになりますので、ここのところ確認をしたいということで、2点お願いいたしま

す。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

お答えします。

まず予算編成ですが、これが読み取れないと、減額が多すぎるではないですかというご質問でございますが、これらにつきましては、制度改正、ならびに事業の縮小、完了等がございまして、すべての面で減額になっております。

もう一つに、2番目の質問ですが、地方交付税につきましては、前年度と同じでございますが、これで大丈夫かということのご質問でございますが、大丈夫でございます。というのは、県の説明会の資料を元に、うちらも、これをはじき出すわけでございますが、皆さんも知っているとおり、特別枠という交付税がきております。東京都3千億円、名古屋1千億円出して、4千億円を分配するというようなことがきておりますけども、新聞では1億1,700万円という数字が身延町に載っておりました。実際はそんなにきておりません。差し引きしますと、約2,300万円ぐらいの増にはなりません。

いずれにいたしましても、うちらも減のことをすぐ考えますから、いろいろ精査しまして、県と、このぐらいでいけるでしょうということで、42億円、前年度並みということで、過大見積もりをしては困りますから、42億円という形で盛っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

交付税のことは分かりましたけれども、予算編成の中にも政策が読み取れないということなんですけど、もちろん、こういう時代ですから経費を削減したり、そういう部分では削減するのは当然のことで、そういう面では減額というのもあり得るのかなというふうに思うんですけども、この町として、ではこういうところに重点を置いて、まちづくりをしていくんだというのが私はこの中に見えない。一律といっても、その率の中で減額ということで、ずっと減額なものですから、どういうところに、今年は力点を置いて予算を組んだんだというのが、ちょっと読み取れないというふうに判断したんですけども、そこのところをもう1回、聞かせていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

読み取れる、取れない以前の問題でございまして、とにかく一般財源が、充当する一般財源がないというのが現状でございます。当初予算説明会、昨年11月13日、うちの職員を相手にいたしました。その時点で5%を切ってくださいと。一般財源の5%ですね。ですから、一般財源だけについては、5%を切ってくださいという形で指示を出しまして、もちろんひも付きでございます国庫金、県、そういうものについては、またやり方が違うわけでございますが、そういう、ほかの一般財源、税金を充当するものについては、5%カットしてくださいという形で出しまして、こういう結果になったわけでございます。

今、言われたように、では何がどうだということで、通常なみのことは出ているわけですが、まずはじめに重点的な施策という項目を申し上げますと、上下水道、これはまず、重点的にやっていかなければならない。当然、しわ寄せはよそへきます。しかしながら、総合的に考えてどうするかということが、一番大事でございまして、それには土木の道を造る、道路を造ることも大事でもあるし、文化をつくることも大事だし、そういうような形が出てくるわけですが、それとて、財政健全化法でいうことにふれるわけですから、そのへんのことを精査しながら、納得してもらってきてはおるわけです。

ですから、今、言われたように、これがこうだと、突出して、お金がいくらでもあるわけではございません。ですから、一般財源がないということは、そのくらいきついものです。これは来年また、減ると思います。私は減らすつもりでいますので、このへんのことを考えておかないと、特に外部団体に出すお金があれば、そのお金でほかのことができると思いますので、そういうことも頭には入れております。まだ、そこへは手が届いておりません。しかしながら、峡南衛生組合とか広域行政組合では、一生懸命努力してくれております。ですから、もう一つ、医療関係である組合立の病院の先生方にもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは、3点ほど質問させていただきます。

まず総括的に、平成20年2月22日に長田組土木が民事再生法の申請をされたところであります。身延町の公共下水道身延処理区処理場10億8,675万円という部分が、平成21年1月30日までの工期の中で進んでいるわけでありまして、今回の長田組土木の民事再生法適用申請の中で、執行状況に変わりはないのかどうなのか。今後も今年度も含めて、どういう状況で今、進んでいるのか。また、どう対応しているのか、1点目として伺います。

2点目として、ページは54ページであります。

中部横断道の残土処理の補償費として、3,100万5千円計上してありますけれども、これは先般、説明はいただいたわけでありまして、改めて、この規模、それから河川敷利用計画法、それから立米、それから単価、含めて、改めて答弁を求めるものであります。

3点目として、63ページ。

地籍の問題でありますけれども、地籍は非常に長い期間をかけて行っているわけでありまして、平成20年度6,050万円ということで、今、進んでいるわけでありまして、進捗状況を含めて、今年度、これだけかけてやったときに、3地区とも、どこまで達成できるのかを含めて、改めて3点、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

このことにつきましては、契約担当である私たち財政課、また一番、びっくりしているのは担当課だと思えます。そんなこともございまして、すぐに3業者、JVを呼びまして、2月26日と28日、どうなるんでしょうかという話で、うちのほうも考えておまして、どうすべきかと。とにかく、今あるものはどこまでできるのかということをいろいろ精査した結果、3社で

共同、みんなで助け合っていくということで、事業自体には影響はございません。

○議長（松木慶光君）

次に、政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

54ページの、中部横断道残土処理用地補償の問題ですが、補償費の問題は一応、弁護士さんに相談した判断では、この案件は行政の裁量の範囲の中の話であり、町が補償料を支払うことに問題や違法性はないというような判断をいたしました。

それから、この残土処理用地の関係ですが、これは中部横断自動車道の早期実現に資するための投資であるということ。残土処理により造設された広場は町が占有し、町が利用する考えです。当然、将来的には町が払い下げを受け、土地の高度利用を考えていきたいと思っております。

一応、掘削は計画箇所から2メートル上がった、土量は42万立方メートルをとりまして、埋め戻しにつきましてはハイオーダーレベルということで、今の堤防、内堤防があるんですが、内堤防の高さまで入れまして、70万立方メートルを計画しております。単価ですが、一応、780円ということで、3万9,749平方メートル掛ける780円ということで、3,100万5千円ということになります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

土地対策課長。

○土地対策課長（望月和永君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、本年度の、19年度の進捗状況につきましては、下部地区につきましては、上之平の残りの一部、また波高島地区をやっています、事業としては順調に進んでおります。また下部地区につきましては、20年度は三沢の一部、三沢が終わりまして、あと地区とすれば久那土の一带をやります、本来ですと、来年度、湯町をする予定だったんですけど、今、下水道のほうの工事の関係がありますので、湯町は下水道の工事が終わりましたら、やりましょうというふうなことで、現在、考えております。それと久那土、下部、古関というふうな状況で進める予定であります。

身延地区につきましては、今年、梅平地区が最終ということで、事業としましては順調に進んでいると考えております。また20年度につきましては、塩沢地区が全部、これが44ヘクタール、ちょっと規模は大きいんですけども、予定をしております。それから身延山のほうの町方、門前町のほうへ入りまして、それで終わりますと、今度は豊岡地区のほうへ移る予定であります。

中富地区につきましては、今年度、手打沢の一部を今、やっております、こちらのほうも、ほぼ順調に仕事のほうは進んでおります。また、20年度におきましては、手打沢の残りですね、あと全体的には静川地区になるわけなんですけど、役場の周辺から、また曙、原というふうな順次、進んでいく予定であります。当然、スパンとすれば、まだ10年、20年というふうな期間は変わりますが、この成果というのは、必ず将来に生きてくると確信をしております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

この分については、工期は遅れないよ、全然、町には影響がないよということで、理解をさせていただきます。

2点目の、中部横断道の残土処理の補償費の関係でありますけども、2万立方メートルをとって、70万立方メートルを埋めるというように理解していいですね。そして、そのあと、河川敷利用計画がどのようになっているのか。改めて、答弁を求めたいと。これが1点。

2点目として、補償費の3,100万5千円の10アール当たりの単価、先般、3万9千円というふうに聞いたわけでありまして、その積算根拠というものはどこから出てきたのか。それから、砂利業者と町当局の関係はどうなっているのか。例えば、砂利業者は当然、国土交通省へ、砂利を取れば立米当たりの所得を払うわけでありまして、町と、それから砂利業者との関係はどうなっているのか。これを伺いたいと思います。

それから3点目の地籍でありますけども、20年、30年のスパンがこれからかかるんだというような答弁がありましたけども、現在の状態は、この地籍調査計画の中で何%進んでいるのか、今年度進めば何%になるのか、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

下山の残土処理計画について、4点、お答えをさせていただきます。

最初に数字的なお尋ねがありました。先ほど、政策室長のほうからは、掘削の砂利の量は44万立方メートルぐらいだろうと推測しております。40万から45万立方メートルぐらいの間で砂利掘削が可能と、こういうふうに国と砂利組合で話し合いがなされていると聞いております。捨てられる量は、およそ74万立方メートルぐらいを想定していると。これもまだ、想定段階の話ですので、詳しい数値は、私ども直接タッチできない立場でありますので、情報としてはそういう情報を伺っております。

それから、将来的な土地利用について、なぜ今、町が占用するのかということで、ちょっと、そのご不信もあらうと思いますが、やはり、あの河川敷を将来、町が有効に活用していくためには、今、占用の権利を設定しておきたいと。こういうことで、将来的な町の土地利用のために、今のうちに権利を確保しておきたいと。こういうことで、補償料の話につながってくるわけですが、まず最初の土地利用は、いろんな構造物を造らない、占用で、いわば広場的な利用になります。つまり公園等、町の町民憩いの広場的な利用、あるいは防災的な、なんかあったときに使えるような平地、こういうことを考えておりますが、さらにその先には、町で払い下げを受けて、あそこは公的な土地利用、あるいは商業的な土地利用、あるいは、また別の土地利用方法も考えてもよろしいかと思いますが、とにかく土地の高度利用を図っていくと、こういう長期構想を持っております。

それから補償料の根拠についてであります。これまで説明を申し上げましたとおり、今、占用されている方に立ち退いていただかないと、町の計画が進められないということで、すでに立ち退きは了解をさせていただいておりますが、その立ち退きの補償については、関東農政局

の資料から峡南地域の年間の農業の収益が平均的に、10アール当たり3万9千円という数字が公表されております。その3万9千円を根拠に、補償費は積算をいたしました。おおよそ、今の、下山の地域の河川敷で農業されている方の、今後どのくらい農業を続けられるかと、そういう想定のもとに、おおよそ20年だろうと、そういうふうに推測、判断をいたしまして、平米当たりで換算しますと、39円掛ける20年間で、780円、平米当たりの単価780円と決めてございます。

それから砂利の採取については、実は私どもは将来的に、町がそこを土地利用したいということをおおむね合意をしております、すでに占用の申請も出ておりますが、それから先の砂利の採取につきましては、河川防災センターという、建設省の第三セクターがありまして、砂利屋さん、その第三セクターと国交省、この三者で話が主に進められておまして、それに私どもがいろんな情報収集をする中で、近々、組合が国のほうへ砂利採取の申請を出して、そして私どもが中部横断の進捗状況の中で、12月ごろまでには残土処理ができるようにスケジュールを組んでほしいというようなことも聞いておりますので、砂利屋さん、防災センター、それから国のほうでも、12月には残土処理ができるような状態に作業が進んでいくと思っております。つまり、砂利屋さんがポケットをつくるのは、ポケットというのは、その残土を埋めるための、つまりポケットづくりは、おそらく今年の12月ごろまでには一部でも進むと、そんなふうに思っております。そのあとに、中部横断の付帯的な工事の残土も含めて、そこへ処理していくと、そういうことで動いております。中部横断の促進と、それから町の土地利用計画の推進と、この2つの側面から、この事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

土地対策課長。

○土地対策課長（望月和永君）

大変、申し訳ありません。ただいま、細かい数字のパーセントを持っていませんので、のちほどお答えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万記君）

中部横断道、残土処理の問題について、1点だけ、最後、伺わせていただきます。

地権者とですね、3万9,749平方メートル、地権者28人に支払う補償費、将来的にですね、今回、払えば将来的に、その地権者に対しての地権者の中での債権といいますが、権利は生まれないと。まさに、町へ移譲されるんだというふうに理解していいわけですね。

○議長（松木慶光君）

副町長。

○副町長（野中邑浩君）

その河川敷の占用に対する考え方、私ども、国との協議の中で、すべての権利を排除するための、今回の費用ということで、今度、私どもがその地域は占有できるということで、その占用の権利は所有権に次ぐ権利と、そういうふうな理解のもとに、いろんな方の権利はすべて排除できる、この議決をいただければ、この予算が執行できますから、それによって、すべての

権利は町が引き継ぐと、こういうことになると思います。思いますではありません。なりません。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第36号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第37号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第38号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第39号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第40号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第41号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第42号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第43号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第44号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第45号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第46号から議案第57号までの財産区等特別会計予算については、一括質疑を行います
と思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。
よって、議案第46号から議案第57号までの一括質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第58号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
議案第59号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
発議第1号について、質疑を行います。
質疑はございませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第24号から議案第34号までの各補正予算は年度末の予算調整のため、議案第46号
から議案第57号までの財産区等特別会計当初予算は予算総額が少ないため、議案第58号は
工事の早期完成のため、および発議第1号については、早急に関係大臣に意見書の提出を行
うため、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ござ
い

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第24号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第25号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第26号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第27号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第28号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第29号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第30号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第31号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第32号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第33号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。
議案第34号について、討論を求めます。
討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第46号から議案第57号までの財産区等特別会計予算については、一括討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第57号まで一括討論を求めます。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

発議第1号は議員提出議案でありますので、討論を省略いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号 平成19年度身延町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号 平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号 平成19年度身延町老人保健特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第27号 平成19年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号 平成19年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号 平成19年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につ

いては、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号 平成19年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成19年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号 平成19年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第33号 平成19年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第34号 平成19年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第46号から議案第57号までの財産区等特別会計予算については、一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第57号までについて、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

議案第46号 平成20年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第47号 平成20年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第48号 平成20年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第49号 平成20年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第50号 平成20年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第51号 平成20年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第52号 平成20年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第53号 平成20年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第54号 平成20年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第55号 平成20年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第56号 平成20年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第57号 平成20年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

は、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第58号 下部下水道工事19-3工区工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

発議第1号について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、発議第1号 道路特定財源確保に関する意見書については、採択することに決定いたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布した議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(深沢茂君)

ご苦労さまでした。

それでは、最後のあいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時15分

平成 2 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 3 日

平成20年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成20年3月13日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20人)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汎	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	佐野武司
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会議務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（深沢茂君）

あいさつをしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

着席ください。

それでは昨日の質疑の問題で、土地対策の問題でもって、全町的な進捗率はということで、ちょっと答弁がありますので、土地対策の課長より、報告いたします。

○土地対策課長（望月和永君）

おはようございます。

それでは、昨日の笠井議員の質問に答えさせていただきます。

地積調査の全体的な進捗率は何%かという、ご質問がございました。

平成20年度の推定の面積を入れまして、中富地区が18.83%、身延地区が13.99%、下部地区が6.81%、その3地区の平均が12.04%でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問を行います。

まず、通告の1番は望月広喜君です。

望月広喜君、登壇してください。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

先に通告しておきました学校給食、それから高速バスの停留所増設について、お伺いをいたします。

最初に学校給食安全・安心供給対策について、お伺いをいたします。

食品偽装問題が内部告発で、北海道のミートホープ、石屋製菓、伊勢の赤福、名門として全国に知られている料亭吉兆と、生産地や食品期限の偽装表示問題から始まり、中国製餃子中毒事件が1月30日、警察や行政機関などから相次いで発表した。中毒事件をきっかけに、日本の食材事情について、改めて不安が高まっている。学校給食は、健全な児童生徒を育成するために、安心・安全な給食、衛生管理が十分、徹底して供給している。

日本の食材自給率の推移は、昭和40年には自給率が73%あったが、平成18年には39%と減少した。農林水産省は地元産の食材を消費すると、地産地消を掲げるなど、食材の自給率を高める政策を展開した。しかし大量消費社会、ニーズなどには相反し、自給率アップは容易ではない。日本の食料事情については、今一度考えてみる、きっかけにしなければならないと思う。

平成18年には、中国から輸入された食品は490万5,605トンと、国別ではアメリカ

に次いで第2位で、中国は重要な食料輸入先となっている。中国で製造した冷凍食品は、学校給食に広く使われて、全国で使った学校は578校。県内では公立校が8校、私立校では4校が冷凍食品を給食で使っていたことが判明している。健康被害は確認されていないということでございます。

そこで、1点お伺いします。

中国製冷凍食品を学校給食で使用した経過はあるのか。1点、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

お答えいたします。

過去には、使用したということがあります。その食材につきましてはミニブロッコリー、あるいはミニカリフラワーというような野菜の類の一部でありまして、中国で栽培・収穫をされたものを中国で茹でて、それを冷凍したものが輸出されてくるわけですが、そういうものを使ったというような経過はあります。ただし現在は、冷凍の野菜類は自粛しております。

また、去る1月に発生しました健康被害事例の対象となりました食材については、過去に使用した履歴はありません。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

分かりました。

厚生労働省によると、中国から輸入された食品は自給率の低い日本にとっては、重要な食料輸入先となっている。福島県の郡山市教育委員会は、1月31日、午前、学校給食で中国産食材の取り扱いを中止と決めたと、各学校や給食センターに通知した。しかし、5時間後の午後3時には、いったん決めたものを転換し、中国産すべてを取り除くと食べられるものが限定されてしまうと。献立をつくることができないという状況だと。一度、中止したものを、また改めて使ってもよいというようなことを報告したようでございます。安全を保障されている食材を使用しなければならない現状だといわれている。

2点目をお伺いします。

安全を保障されている中国産食品を、これからも取り入れていく考えはあるのか。お伺いをいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

現在の食材は、すべてを中国産に依存をしているというわけではありませんが、献立によっては制限が加えられるというようなことがあります。過去には献立を計画し、そういうものを排除したというような関係から、その代替の食材を用いて調理をしたというような経過があります。

私も中国産がすべて危険であるというようなことは承知しておりませんが、大変、価格が安いということでありますから、給食の食材購入の面から見ると、魅力的な食品であるということとは間違いのないと思います。

現在、献立には極力、配慮しておりますが、食材の多くを山梨県学校給食会というようなもので供給をしていただいておりますから、そういうような機関で安全であるというものが確認されたものについては、引き続いて使用していきたいと思っております。

そればかりでなくて、あらゆる食材、その食品を納入していただく際に、産地の確認は必ずしておりますし、それから検査結果表の確認というものもしております。それから、もちろん鮮度のチェックなどもしております、栄養士、それから給食調理員の厳しい検収を通過した食材を使っております。安全を全面に出した調理による給食を、引き続いて提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

それでは、3点目に入らせていただきます。

食の安全は地産地消が理想だと。食料自給率の低い39%では、国内ものだけでは提供というわけにはいかないと。早川町教育委員会は、学校給食に中国産食材は使わないという方針を決めたそうです。ところが、昨日の新聞によりますと、多少の中国産も使っていかなければならないというような状況であるようでございますが、山梨市、市川三郷町もその方針だと。隣の町の南部町の教育長は、学校給食に地元の食材を積極的に活用しているということを話題に取り上げ、生産者の顔が見える無農薬の生産物、安心・安全な食材だと強調したと。町内農家の人と連絡を取り合い、野菜など収穫期に数量を把握し、努めている。地産地消に取り組んでいると。学校給食を通じて、子どもたちが郷土の姿を学ぶ機会になってほしいということをお話しているようです。

本町でも地産地消を進めていってほしい、進めていくにはまず、有害鳥獣対策をしっかりできないと、農家の人がせっかくの生産意欲が湧いてこない。収穫期になって、サルやイノシシ、シカなどに取られると。県が、サルなどの管理保護強化に乗り出した。防護柵の設置だけでは、もう限界があると。年、約6千頭を捕獲するという目標を立てた。本町でも遊休農地の活用をし、町内の自給率を上げる必要があると思う。自給率を上げ、地産地消、どのような方法で進めていくか、産業課に1点お伺いし、また現在、町内の食材をどの程度、どのような食材を使用しているか、併せて、今度は教育委員会のほうへお伺いをいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えをします。

まず有害鳥獣のことが出ましたので、管理捕獲ということでございますけども、町長も常々、言っておりますけども、有害鳥獣対策には個体を減らすのが有効ということでもって、町費を出して実施してきたところでございます。県費補助による、この管理捕獲については、昨年10月から実施され、9月議会において、県の補助事業に財源組み替えをしまして、今日に至っております。

それから20年度の管理捕獲でございますけども、県の方針として、2月29日付けの山日新聞に報道されましたとおり、シカ、イノシシ、サルについて、4月から猟期を除く通年を捕

獲期間に設定しました。町もこれに合わせて、20年度の当初予算に鳥獣の捕獲の報償費として、予算要求をさせてもらったところであります。

それから、もう1点でございますけど、地産地消の取り組み、どのように推進するかということでございますが、非常に難しい問題であります。本町の農業は、小規模な農業経営が中心であり、全国的な問題でありますけれども、農業従事者の高齢化、それから後継者や担い手の不足等の影響によりまして、耕作放棄地が増大しているわけでございます。

このような状況の中、本年は県の遊休農地再生手法検討事業というのがございまして、遊休農地の発生防止、それから解消対策ということでもって、先進地視察を計画しているところでございます。

また地産地消の取り組みでは、農林産物の直売所等への出荷があるわけでございますけども、本町では道の駅しもべ、それからJAふじかわの中富直売所、それからゆばの里、それから大島の農林産物直売所があります。そこへ年々、出荷をする人が増えていると聞いております。

しかし、質問の主題であります学校給食への地元産の使用ということではありますが、その取り組みの効果としましては、児童生徒への安全・安心な給食の提供、それから農業と食べ物に関する理解を促進するための食育を図るというようなことがあり、生産サイドと学校給食サイドの連携を深め、安定供給する体制づくりが行われればよいと思うのでありますけども、反面、現在のようなセンター方式の給食施設では、機械による調理、皮むき等があるわけでございますけども、そのためには形や大きさに制限がある上に、種類が少ないとか、それから量が揃わない等が課題として挙げられております。

それから参考でございますけども、地産地消ということの支援ということで、国のほうですけど、農林水産省において、直売所を中心とした地産地消の推進というようなことでもって、地域全体で取り組む地域等に直売施設や、それから集出荷施設等の整備をする補助事業があるということでもって、先ほど、町長のところへも県の農務の次長さん等が訪れたわけでございますけど、ただ、これをするには農業生産法人というような格好でもって、そういうものを設立することが採択の要件になっているということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

では、後段の部分について、お答えをいたします。

ご質問にもありましたように、生産者の顔が見える食材というものを、安心という面から学校給食に使っていただけるということが、できれば望ましいということを考えておりますが、ただいま産業課長の答弁にもありましたように、年間の供給量等の問題もありますし、それからあと、出していただいたものをどう集荷するかということと、それから学校給食の食材については、価格が低く設定をされているというようなことで、生産がされた場合でも、それを学校給食の食材として提供してもらえるかということが問題になろうかと思いますが、それについてはまた、いろいろな検討を重ねていきたいとは考えております。

ご質問の、どのような食材をどの程度、使っているかということではありますが、町内で生産されている品目というものは、ごく限られたものであります。それから、年間を通じてというものがなかなかありませんので、これまでの全部の食材に占める町内生産物の割合を出してみ

ましたところ、1%にも満たないというような状況であります。野菜類ではジャガイモ、タマネギ、それから大豆、シイタケ、ハナビラタケ、そのようなものが食材として供給をされておりますが、もちろん大豆とかシイタケは、年間を通して供給が可能であります。それから、あと加工品としましては豆腐とかゆば、それから竹炭うどん、そのようなものを食材として用いておりますし、そのほかにはヤマメ、それからタマゴなどについて、食材として用いているというのが現状です。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

分かりました。

しかし、こういったことの際に、地産地消するということを考えていく必要があるかと思えます。

それで、ちょっと1点、参考に、3月9日に調査した結果がありますので、ちょっと報告させていただきます。

中国産餃子による中毒事件が起きたが、あなたが外国産の食品の安全などに関して、日本の行政に最も望むものは何かと、調査結果がありました。国内の農業を見直し、国産の食材を増やしたほうがいいという考え方が45.3%。日本は、先進国の中で食料自給が低い。先ほど申し上げましたように、39%。日本の食料自給率について、どう思うか。上げたほうがいいという人が83%。その上げたほうがいいと答えた人に聞く、食料自給率を上げるためにはどうすればよいかと思うかということがあります。国の施策で、小麦や大豆などの輸入に頼っている農産物の生産を増やすべきだというのが29.6%。農業などの振興のために、公費で支援を増やすと、これが25.9%という調査結果が出ております。これは参考のために申し上げます。

それでは議長、4点目に入ります。

本町の学校給食は安心・安全な学校給食であることを、児童生徒、保護者に周知する必要があると思うが、周知したか、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

常日頃から栄養士がその専門性を発揮し、それから相互の連絡を密にし、さらに細かい情報を入手しながら、そして先ほども申し上げましたとおり、食材の納品時には厳しい検収をしておりますが、そういうものを経て調理をしておりますので、学校給食は基本的に安全なものの提供を続けております。

定期的に給食だよりというものも発行いたしますし、それから保護者を対象に試食会などを通じて、その安全性は訴えております。それから、それぞれ給食時には栄養士が各学級を順次まわりながら、今日の食材はこれこれこういうもので、こういうものを使って調理をしたというようなことで、食育の一環として、そのようなことをしておりまして、日ごろから、その給食の安全性というものについては、周知をしております。一連の騒動があった以後につきましては、その給食だよりに多くのページを割いて、そのようなことの周知、それから情報の提供

をしております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

それでは学校給食の値上げ予定について、お伺いをいたします。

原油高による物価上昇の中、家計を直撃している小麦価格が4月から30%引き上げると、正式に発表があった。食品全体が値上げになっている。オーストラリアが2年連続の大干ばつに見舞われたことなどから、小麦価格が急上昇している。学校給食費も値上げをしなければならないと思うが、日本で消費されている小麦の9割弱は輸入である。山梨市教委は、来年度から小中学校の給食費を上げる方針を固めている。甲斐市も鳴沢村も4月から値上げを検討している。民間ではいくら経営努力しても、もう限界としている。

本町、学校給食センターでも大変、努力されているが、値上げもやむを得ないかと思うが、来年度から値上げするのか。また早川町では、4月から小中学校の給食を引き上げると、小麦粉などが高騰し、財政的に厳しいと。安全な給食を提供するためには、理解をしてほしいと。この間の新聞で報告がありました。その前には、早川町では中国産は使わずに頑張っていくというような方向であったが、やはり考えは変わったようです。先ほどの、福島郡山市の教育委員会も、いったん報告したが、その後、考えが変わるといふ、そういう時勢にきていると。上げなければならないと思います。本町ではいつ、どのようにして上げる方針があるのか、お伺いをいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

先に開催をしました教育委員会の定例会において、この給食費の改定というものを議題として協議しました。結論的には、改定せざるを得ないだろうというものでありました。それを受けまして、では、その実施時期をいつにするかというふうなことで、実務担当者である各4つの給食施設の担当者と栄養士が協議をしておりました。この上昇の線がいつ、どのようになるのかはちょっと分かりませんが、今後は食材の価格の動向を見極めながら、平成21年度を目途に改定をしていこうというようなことで、現在は調整しているわけでありまして。

ただ21年度としますと、19年度も若干まだ、給食を提供しなければならないということと、20年度が1年間、そのまま残っているというようなことで、その期間をどのようにして運営していくかということが大変大きな問題になるわけでありまして、それはあらゆる方途を講じて乗り切っていこうというようなことで、一応、確認をされているわけでありまして。

例えば、現在、パン食を2回出しておりますが、パン食を1回減らすことによって、米食に変えることによって、若干の差が生ずるということですから、そういうことなどを1つの方法として取り入れながら、20年度は乗り切っていこうということを確認しているところであります。

今後は学校給食の意義・目的を再認識しまして、栄養価の検討、それから食材の特徴を活かしながら必要な熱量は確保し、1食単価を低く抑えるような努力を続けながら、安心・安全な給食を提供していきたいと思っております。

ただし、健全な給食施設の運営というものには、給食費を納めていただくということが絶対条件でありますから、保護者の皆さま方に健全な学校給食の運営のために、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

値上げについて、関連して重複する点がありますが、あと1点、お伺いいたします。

安い中国産、食材の危険性が高い。近隣の町でも中国産、安全性が信用できないために、中国産は一切使わないと指示されたところもあります。国内産、地元産などを取り入れれば、安全だが値段は割高になる。しかも、地元産を多く取り入れれば、当然、値上がりするという事は分かっているわけですが、値上げしてでも、地元産を多く取り入れるという考えはあるかどうか。重複しますが、1点、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

先ほどの項目でもお答えしまして、重複する部分があるかと思いますが、生産者の顔が見える食材というものについては、安心感を抱くということができると思います。産業振興面、それから地域経済面などからも見ても、学校給食だけでなく、各家庭においても、その地元産の食材で賄えるということが望ましいとも考えております。

また、学校においては、最近、食育というものが大きく叫ばれているわけですが、地元産の食材の利用については、地域の食文化に対する理解など、そういう食育面から見ても、大きなウエイトを占めているものと思います。給食費の1食単価の範囲内、年間予算額の範囲内で対応できて、給食会計を大きく圧迫しないものであれば、献立を工夫しながら、積極的に地元産の食材を取り入れたいというようなことは、考えております。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

それでは、次に入ります。

身延新宿間の高速バス停の増設はということについて、お伺いをいたします。

西嶋地区では、かねてより身延新宿間の高速バス停留所を和紙の里付近に設置してほしいと要望が多かった。身延新宿高速バスは、平成16年の8月6日から山交バスが2便、運行が始まり、平成17年の3月からは京王バスが1便乗り入れ、共用運行となる。西嶋地区では、運行当初から、和紙の里付近に設置してほしいと要望があったが、昨年11月、和紙の里運営審議会の席の中で、和紙の里に停留所を設置してほしいという話題になった。身延観光協会の働きかけもあるようです。

1年前に現代工芸美術館で、竹田悦堂先生の遺作展が行われました。入館者数が1,798名。美術館始まって以来の集客者であったと。竹田先生は西嶋和紙、書道半紙、画仙紙の産みの親であり、西嶋和紙が現在あるのも竹田先生のおかげである。その遺作展に参加した先生方や仲間、生徒さんはバスをチャーターする人、電車を利用し、岩間駅からタクシーを利用した人、

タクシーの台数が少なく、多くの方が駅から徒歩で美術館まで歩いてきたという人が多いと聞いている。そのときには、和紙の里に高速バス停がほしいということ強く思いました。

身延から東京へ自分の車で行けば1万5千円以上、電車でも1万円以上はかかる。高速バスを利用すれば、5,600円で往復できる。西嶋地区はもちろん、久那土地区、また岩間方面の人も便利に利用できると思います。営業で出張する人も多くの方が利用できると思うが、設置できる予定はあるのか、1点お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ご答弁を申し上げます。

ご質問の中にもございましたように、昨年11月ですが、中富和紙の里運営委員会の中で停留所の問題が提起され、委員の中に身延山観光協会の会長さんの田中会長さんがおられて、会長さんのほうから山交さんのほうへお話をさせていただいて、山交さんのほうも前向きに検討した結果、去る2月21日、山交さんが現地調査を行いまして、停車するという方向で、現在、関東運輸局山梨支局のほうへ申請手続きをするということで進めております。4カ月ほどかかるということですが、許可まで。そのほかに看板とか、インターネットのホームページ等の変更、あるいは運行表の作成やパンフレットなどもありますので、準備の期間があると思いますが、町のほうでひとつ、停留所の看板の費用を若干、お願いしたいということがありますので、そこらへんをまた今後、考えて、検討していきたいと思っております。

運行は京王バスとの共同運行でございますので、3往復ということになるかと思っておりますが、両者とも了解済みでございました。

○10番議員（望月広喜君）

ありがとうございました。

これで、私の質問は終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で望月広喜君の一般質問が終わりましたので、望月広喜君の一般質問は終結いたします。

次は通告の2番、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

はじめに、ちょっと修正がございますので、申し述べさせていただきます。

道路特定財源見直しによる影響についてということで、1番に平成18年度2億5,264万7千円のうちという、こういう文書が書いてありますけど、これはちょっと、数字の読み方を誤りましたので、財政課の課長に確認して、これはちょっと修正させていただきます。

それから2番目に、デマンド交通システムについて質問する予定でしたけれども、同僚議員が同じ内容について質問しておりますので、私のほうは重複を避けるために、これは取り下げさせていただきますと思いますが、議長のご許可をいただければと思います。

○議長（松木慶光君）

分かりました。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは、はじめに道路特定財源制度の見直しと、当町の道路整備計画への影響ということで質問いたします。

ご存じのように、道路特定財源制度と暫定税率について、今現在、国会でも盛んに論議されているところであります。この論点は道路特定財源の一般財源化の是非、それから暫定税率廃止の是非という2点でありますけども、これら審議の過程、あるいは報道機関等によりまして、道路特定財源が本来の目的以外にいろいろ使用されているということが、次々と明らかになって、大変驚かされております。

国交省OBの天下り先機関への多くの補助金というのは、従来からも、かなり指摘があったわけですが、その中に駐車場ではなく、車とはまったく関係ない駐輪場を経営している機関への支給と。それから、よく週刊誌なんかでも取り上げられました国交省職員へのカラオケセット、あるいはバットやグローブなどのレクリエーション用品の購入とか、職員の慰安旅行の費用も、そこから捻出していたとか、道路特定財源というのは、本当にちゃんと使われているのかということに対する疑問は、国民の多くが抱いたことだと思います。本当に必要なところに必要な金額使われているのかどうか、大いに疑問があるところであります。

道路特定財源制度というのは、受益者負担の考え方に基づいて設定されたと。自動車の所有者、道路を使用する者、あるいは燃料を使用する者、道路を直接利用する者が道路の建設とか、維持管理に供するための費用を負担するという、そういう制度でありまして、揮発油税、石油ガス税、軽油引取税などの石油関連税、それから自動車取得税、自動車重量税などの自動車関連の税金が財源とされております。道路建設とか維持というふうな目的で、国民から徴収された税金が本来の目的以外の分野で使用されることは、決して許されることではないと思います。

さて、当町の場合、道路特定財源の本則部分、それから暫定税率部分を合わせまして、歳入として2款1項1目の地方譲与税のうちの自動車重量譲与税、同じく2款2項1目の地方道路譲与税、8款1項1目の自動車取得税交付金の3つの科目で計上されているということで、理解しております。

いずれも17年度も、18年度もそれぞれの本則部分と暫定部分との合計が約1億6千万円。そのうちの約43%にあたる7千万円が、道路特定財源からの税額として計上されているというふうに考えられますが、そういうことでよろしいでしょうか。その点について、財政課長に確認したいと思います。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

ご質問にお答えします。間違いございません。

○5番議員（芦澤健拓君）

ありがとうございました。

ということは、道路特定財源のうちから当町へ支弁されている暫定税率の額というのは、7千万円くらいですから、約100億円の当初予算の1%以下であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（佐野雅仁君）

暫定税率、上乘せ分ですが、これは18年度の決算でいきますと、6,999万1千円ですから、1%未満ということで、それでよろしいです。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先日の財政課長の予算説明によりますと、本年度の予算でも山梨県から、ほぼ同額の金額を計上するようにとの指示があったということですが、もしも、この国会の審議過程において、暫定税率が撤廃されてしまうと、身延町6,800万円の減収になるというふうに、これは自民党の、ある代議士から届けられた文書ですけども、「あなたの町の税収入が激減します」と、こういう文書が届いております。身延町のところはマイナス6,800万円ということで、提示されております。それから、峡南女性道の会というところからいただいた文書によりますと「撤廃されると中部横断自動車道は開通まで40年以上。または凍結。あるいは中止」という、こういう文書が届けられました。私が特に希望して、いただいたわけではなくて、これは届けられたというものですけども、それから1月22日付けで、「道路特定財源税率延長に伴う署名活動について」という文書が、これも届けられました。その中には「道路予算は約6割削減される見込みである」とか、「10年後の完成を目指している中部横断自動車道が、単純に40年は引き延ばされる。交通量の少ない地方の道路整備は効率が悪いので、さらに先送りになる可能性もある」と、私自身も本当にびっくりしたような、そういう文言が並んでいたわけです。私は、この署名活動には協力いたしませんでしたが、これらの事柄がそれぞれ真実に近いものであるのかどうかということについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

真実に近いかと、私どもは思っています。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

当然、真実に近いというふうにお考えでしょうから、私なんかのところにも、こういう文書が送られてきたんだろうと思います。先ほどは申し上げませんでしたけども、この署名活動の協力についてという文書は、身延議会発号外ということで届けられています。

そんなことで、非常に私自身は、この道路特定財源、あるいは暫定税率ということに関しまして、本当に今回の国会の論議で、初めて詳しい話が分かったというふうな状況ですので、なんとも自分の考え方もうまくまとめられないような、そういう状況でございましたけれども、昨日、議員発議による道路特定財源に関する内容について、ちょっと自分自身でも本当に結論が出ないというふうな状況でしたので、賛成しませんでしたけども、そんな状況でございます。

仮に、この道路特定財源からの歳入がなくなった場合に、当町の道路整備計画というのは、非常に影響を受けるというふうにお考えのようなんですけれども、最初に確認いたしましたよ

うに、道路特定財源ということから、当町の予算の歳入については、1%以下ということで、それほど影響がないように考えられるわけですが、道路特定財源からの歳入、道路特定財源というか、暫定税率部分からの歳入がなくなっても、道路整備計画の基本方針については、変更がないのか。あるいは、大幅に変更をしなければならないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

町の道路整備計画に変更があるのか、ないのかというふうなご質問でございますが、昨日も石部議員さんが、橋梁の延命化等々のご質問がなされました。今後とも町道の665橋、大体、過疎計画が昭和45年に、10年の時限立法で出ております。その当時、旧下部の場合は年、3橋くらいずつ架けられております。それらがもうすでに30年有余、経過しているわけでございます。これらを直していく経費も当然、必要になってくると思います。

その中で、新身延町だけでなく、山梨県の道路のネットワーク、いわゆる県道、それから県が管轄する国道、それから直轄の国道というふうな整備も今後進め、同じように東海地震等に対する耐震強化も併せて、していかなければならないというふうに、今後、相当な、経費がかかる。なおかつ、本町の活性化を含め、すべての道路整備計画もそうでございますが、中部横断自動車道を10年後に供用開始と、完成予定というふうなことで、すべてがそこに集中して考えられているということで、これらの見通しが見つからないということになれば、その影響は計り知れないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

そういう道路の管理、もちろん建設管理維持ということは非常に重要な問題でありますし、これが道路特定財源というものがなくなると、非常に大きな影響を受けるというふうに考えておられるようですが、実際に必要な道路を造らなければならないということは、これは誰が考えても当たり前のご事情でございまして、これを否定することは、どんな町民でもできないことだろうと思います。

私は道路特定財源というのを撤廃する、あるいは暫定税率を廃止するということも避けるべきであるというふうには考えます。むしろ、その道路特定財源を撤廃するのではなく、暫定税率も10年間も延長するなどということではなく、もっと現実に考えてもらいたいと思うんですけれども、ここでいくら、そのことを大きな声で叫んでも、国会に届くわけではありませんので、なんとも歯がゆい思いなんですけれども、福田首相が国民の目線で考えるということですので、私たち一人の国民として考えていることをよく理解して、政策に反映していただきたいというふうに考えているものでございます。

町長の、この件についてのお考えについて、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

今回の道路特定財源の問題につきましては、先、本町の道路計画等については課長のほうから、一応、答弁をさせてもらいましたが、とりあえず、暫定税率で減収になる金額については、先ほど6,800万円というような形で、そういう数値でありますけど、国全体としての減収額というのは2兆6千億円という格好になるわけで、山梨県の減収額が9千億円。ですから、どうみても、それだけの金額、財政に穴が空くということになりますと、いろいろな面で支障を来たすわけでございますから、中部横断自動車道、先ほどのチラシのお話がありましたんですけど、これはある程度、危機感を持って、そういう数字が並べられたと思うんですけど、まさか40年向こうまで待たされるわけではないと思いますから、そこらへんは、要するに、今まで、私ども中部横断自動車道の早期実現につきましては、20年以上もかかって、ずいぶんと苦勞をさせていただいたわけでございますが、ようやく日の目をみたら、こういうことが出てまいったわけで、これは国全体としてのいろいろなものの考え方よりか、峡南地域の今後の発展をいかに中部横断にかけているかという、1つの熱い思いがこういうチラシになったんだと、ご理解をいただきたいと思うわけでございます。

地方のほうで9千億円減収、ですから、それだけ足りないものをどうするのかということ。民主党さんは、要するに地方の直轄事業の負担金を減らしたいと。減らして、そっちへまわしたいというのが民主党さんの主張していることで、それが、そんなふうになるのか、ならないのかというのは、これはまた別問題でございますけど、財源としてはそういう格好で穴埋めをしたいと。あと1兆7千億円はどうするのかということで、これは国のほうのあれですが、この財源をどこから持ってくるかというのは、なかなか民主党さんの政策的なものから見えない面があるので、私ども、ちょっと不安な面があるわけでございますけど、とりあえず、こういうようなあれがあります。ちょっと長くなりますけど、読ませていただきます。

国の特定財源減収の地方への影響について。

暫定税率の廃止によって、国税の道路特定財源は約1.7兆円減収となることが見込まれる。地方道路整備の財源である地方道路整備臨時交付金は、法律に基づき揮発油税収の4分の1を地方に交付してきたが、暫定税率廃止後も関係法律を改正することによって、現状の7千億円を、そのまま維持して交付することによる。また、個別の補助金として交付されてきた6千億円についても、国の道路特定財源制度が廃止されることから、国の一般財源の中から同額を確保する。

一般財源から確保できるのかどうかというのが、これは疑問なんでございますので、なかなか、机の上で計算されることが確実に、具体的な数字として出てくるのかどうか。なかなか難しい問題がありますが、さっき、芦澤さんがおっしゃったように、道路特定財源、また暫定税率、なんとか、ここ10年とは言いませんが、しっかりと道路の整備の方向付けができるような状況までは、やはり維持をして、むしろ、これは20年の3月31日をもって、一般財源にするということは法律で決まっておりますから、自民党のおっしゃるのは維持というより、むしろ新しい税を課すというような格好になろうかと、僕は解釈しているわけですから。

とりあえず、いずれにしても、この暫定税率はなんとか確保していただけないかと、正直な

ところを申し上げまして、ずいぶん長い間、この夢に見ていた中部横断自動車道も崩壊をすると。水の泡みたいな格好になる可能性が多分に出てきたということだけは、深刻に受け止めて、それなりの対応はしてまいらなければならないのかなと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

町長の思いというのは、私ども、よく理解しているつもりであります。今後、この問題に関しましては、国民の一人として、いろんなところで意見を述べさせていただければと思います。

それでは次にSCT、下部コミュニケーションテレビのPFI方式による事業スケジュール変更について、お伺いしたいと思います。

ご存じのように、2011年7月にはアナログ放送の電波が停止されるということになっております。あとわずか、2年数カ月を残すのみとなっているわけです。下部地区は今までも散々、議論があったわけですが、非常に電波の悪いところで、そのためにCATV、SCTが整備されてきたということをございまして、これが2011年7月のアナログ放送の停止とともに見えなくなってしまうのかということで、非常に町民といいますが、下部地区の住民は不安に感じていることだろうと思います。

せっかくPFI方式でということで、うまくいかけたと思うんですけども、これがうまくいかなくなってしまうと、非常にスケジュール的にも苦しいことになっていると思います。当初の予定どおり、PFI方式で、このSCTのデジタル化が実施できるのかどうか、可能な状況なのかどうか、その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

お答えいたします。

町長の所信表明でも話されたとおりでございますが、昨年の11月、12月に事業者を募りましたが、応募がなかったということで、再度、事務局といたしまして検討し、再公募ということで、今まで事務を進めてきました。審査委員会にも方針等をかけまして、決定をいただきまして、この10日から町のホームページで、募集要項等について公表しております。6カ月程度の遅れが出たわけでございますが、なんとかデジタル放送の開始に向け、早いうちに移行をしていきたいと、このように思いまして、特に心配はないと思っております。現在のところ。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、PFI方式で実施することが可能であるというふうにお考えということでよろしいですか。その場合、今、答弁の中でおっしゃっていましたが、6カ月の遅れということで、これもよろしいでしょうか。これは以前、出されておりました実施方針とスケジュールというのは、当然、変更しなければならないということと、6カ月のブランクがあるわけですから、このへんが、今後どのようにそのへんを詰めていくのかということがあると思いますけれども、この実施方針、ならびにスケジュールについて、もし提示していただける・・・そうすると、ホームページに全部出ているということでしょうか。それとも、われわれがいただいた

ようなペーパーで、実施方針およびスケジュールというふうなことでいただいたような形のもの提示していただけるのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

ホームページのほうに出ておまして、実施方針の中に出ております。今、3月10日から3月21日まで、この募集要項を現在、公表しておりますので、その質問受け付けということになっております。4月4日には質問の公表、回答の公表をいたします。4月7日から11日、参加表明、参加資格確認、申請書の受け付けを行いまして、4月21日に参加資格通知書の発送をし、6月20日に提案書等の提出を行うことになっております。その後、8月に優先交渉権、今回、応募プロポーザル方式をとりますので、優先交渉権の選定、公表。それから9月ごろ、基本協定の締結。それから今年の12月には、事業契約をしていきたいと思っております。それから、その後の予定でございますが、21年、来年の4月には現状の施設を民間のほうへ移管して、来年の7月には工事を開始していきたいと思っております。それから工事の、全地区への引き込みが平成22年の9月には、終了していきたいと。それで新しいサービス、デジタル放送のサービスについては、22年の10月ということの、現在の予定でございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今、簡単に発表していただいたんですけども、こんなことを申し上げていいのかどうか分かりませんが、あまりパソコンになじんでいない方もおおいいらっしゃると思いますので、できれば紙にしたものを提示していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

分かりました。予定表等、またコピーしてお渡ししたいと思います。また、最終区長会等がございます。また、新しい新区長会もございますので、その節には区長さん方に、この予定等をお知らせしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、このPFI方式に参加していただく企業が出現することを希望しております。

それでは、最後に鴨川市との姉妹都市協定締結による今後の進展計画といいますが、そういうものについて、お伺いしたいと思います。

この2月20日に、身延山久遠寺におきまして、法主猊下ご臨席のもとに鴨川市と当町との姉妹都市協定がめでたく提携されました。日蓮聖人の聖地である天津小湊町と日蓮宗総本山という、旧身延町の縁が市町村合併によって拡大され、鴨川市と新身延町の姉妹都市協定という、非常に理想的な形が実現したというふうに考えております。

まず、その姉妹都市協定書の中で、行政・教育・文化・産業・経済などの各分野における、さまざまな交流を通じというふうにありますけども、これについて具体的な構想がおりかど

うか、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

旧身延町時代は観光、物産関係の交流や中学生の交流等が行われていました。観光、物産関係については、町の大きな催しがあるときには交流が現在も続いておりますが、中学生の交流等は合併後、途絶えていますので、今後、学校教育課等で検討してもらい、再開できたらと考えています。

20年度当初予算では、物産観光交流事業として70万円が予算化されていますが、町全体としての交流事業は、今後の課題であります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

鴨川市というのは天津小湊町と合併して、先日、議員の研修というか、視察で訪れたわけですが、非常に自然に恵まれている、海に面していて、しかも山の中は大山千枚田というふうな、自然の、非常に豊かなところで、加藤登紀子さんが大山千枚田の近くに農業を営んでいるというか、そういうふうなところなので、非常にそういう意味では文化的にも教育的にも、非常に大きな交流ができる、そういう下地があるというふうに考えます。それから、こちらのほうとしても、できれば、この日蓮聖人の聖地でありますので、できるだけ多くの鴨川市民に、こちらに来ていただくというふうなことを考えていっていただきたいというふうに考えます。

両市とも合併によりまして、従来とは異なる新たな関係が築かれるということになるわけですが、一般の市民とか町民が参加可能な分野というのは、今、先ほど、中学生の交流というふうなことでお考えのようですが、そのほかに何か、これをやりたいというふうな、もし、具体的なお考えがあれば、政策室長にお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

協定の調印をしたということで、両市町の広報やホームページに掲載される等によりまして、相互に親密感が生まれたんではないかと思っております。ただ、姉妹都市の協定を結んだからといって、今すぐに、今までの状態が大きく変わるとは考えていません。歩みは少しずついいんではないかと思っています。当面は個人の旅行等、個人的な関わり方が中心ではないかと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

両市町の絆の基礎というのは日蓮聖人にあるということで、身延山と誕生寺というふうな宗教法人同士の交流については、町はあくまでも政教分離という考え方で臨まれるのか。それと

も、もっと積極的に関わっていくというお考えであるのか、その点についてお伺いしたいんですが、久遠寺の門前町として発展してきた身延町ですから、私としては、ある程度、積極的な関わりを持ってよいのではないかというふうに考えております。私自身は、曹洞宗の寺の檀家で、日蓮宗とはなんの縁もないわけでございますけれども、日本人の宗教観というふうなことで考えると、そんなに、あまりですね、日本国憲法では政教分離がはっきり出ているわけですが、そのへんは柔軟な考えで進んでもよろしいのではないかというふうに考えますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ただいま、芦澤さんがおっしゃったように、要するに、結ばれたひとつ、ご縁というのが日蓮聖人の仏縁でもって結ばれたわけでございますので、一般の結婚にいたしましても、何かご縁があって結ばれるわけなので、姉妹都市として結ばれたというのは、そういう仏縁で結ばれたわけでございますので、政教分離、ここはきちっと心得て、町としても対応して、お互いに今までもやってまいりましたし、今後もそういう格好でやってまいりたいと思うところでございます。

先ほど、政策室長がいろいろな事業等については、走りながら考えていくということでありますが、議員の皆さん方も鴨川市へ訪問をされて、あちこちご覧をいただいて、つぶさに鴨川の様子はご承知のとおりであります。亀田の総合病院にいたしましても、あと城西大学の、要するに国際部、観光部というのがございますので、あそこはちょっとユニークな大学でありますので、町の職員に、誰か行って研修してもらおうとか、若い人たちで、あの大学で観光のことを学んでもらうことに対する、ある程度の助成をすることも1つの方法かなというような考え方を持っておりますので、ひとつご理解を頂戴したいと思います。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

最後に、姉妹都市協定締結によるメリットというものが、はっきり示されるものがあれば、お示しいただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

今回、鴨川市と姉妹都市協定を締結するにあたっては、日蓮聖人の縁によるものであり、合併協議の中で、新町においても姉妹都市協定を引き継ぐこととなっていました。メリットがあるからということで協定を結んだものではありませんが、あえてメリットを挙げさせてもらうとすれば、町のイメージがアップする、地域間交流が促進される、鴨川市からの訪問客の増加が見込まれる、町民にとっては町の歴史を再確認することになり、町への愛着が高められる、こんなようなことが考えられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

非常に恵まれたというか、いい相手に恵まれたということで考えておりますけども、今後ともぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ここで、暫時休憩いたします。

開会は10時40分といたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時40分

○議長（松木慶光君）

それでは休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次の通告の3番、川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

通告いたしました、大きく分けて3点について、お伺ひいたします。

まず、第1点目はデマンド交通システムの導入についてであります。町民にとっても、初めて、この言葉を耳にする人が多いことと思ひます。こうした中、本町で今後、計画されました、このデマンド交通システム。このデマンド交通システムの意義は、3つあるといわれております。1つ目は、利用者サイドに立ったサービス革新。2つ目といたしまして、一つひとつの利用データを大切に蓄積する管理システム。無駄・無理を把握でき、運営の方法や仕組みの改良、改善にある。3つ目として、サービスの向上や財政支出の効率化を図る。こうした3つのメリットから、このデマンド交通が各地で計画されております。

本町においても、少子高齢化の流れの中で、交通対策、地域活性化、高齢者福祉に向けて、町当局において、デマンド交通導入に向け、1月10日、福島大学の教授、奥山修司先生の講演がありました。町内各地より、おおぜいの参加者の中で、このデマンド交通についての説明を受けたわけであり。新年度予算においても2,880万円計上され、今後、高齢者福祉サービスをはじめ、町民の足として、大いに期待するところでもあります。

このデマンド交通は、平成14年1月、福島県小高町において導入され、現在、全国で36の市町村で実施されております。近県においては長野県の富士見町、平成16年3月に導入され、長野県においては、6町村がデマンド交通を導入されております。

こうした中、この町当局の調査報告書を見ますと、310からのアンケート調査が寄せられております。中には年寄りにはありがたいシステムであり、賛成である。デマンド交通になると、年寄りには大変うれしい。楽しみである。また新しい交通システムにより、安い料金で利用できればありがたい。町営バスを利用させていただき、大変ありがたく思っている。デマンド交通システムを含め、より一層、利用者が利用しやすい交通システムの検討をお願いしますと、多くのこうしたアンケートが、310の中から寄せられておりますが、こうした計画の中

において、本町で今現在、この計画の進行状況はどのような状況であるか、まず第1点目としてお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

昨年10月に、アンケート調査とデマンド交通の実施のための検討をNTTに委託して、実施しました。その結果については、報告書のとおりです。

進捗状況ですが、システム開発はすでにできているものを利用していきますので、あとは実証実験に取り組むということで、今、準備をしているところです。

なお、実証実験は赤字バス路線への、経営補助金の切り替え日であります10月1日を目標ということで、準備をしているところです。また、当初は町単独で実施を計画しておりましたが、国交省の補助事業の対象になりそうだということで、今現在、補助金申請のための準備をしているところでもあります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今、答弁をいただきましたが、本町はいわゆる字を含めて82の集落があります。2月29日現在で、旧身延町が23集落で2,762世帯。人口が7,260人。旧中富が21集落で、1,573世帯で人口が4,004人。旧下部町においては38の集落で、1,916世帯で人口4,715人という状況にあります。こうした状況下の中、町当局で計画されております運行車両、これは今現在、この資料を見ますと、4台で計画されておりますが、この4台で対応できるかどうか。その点、1点、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

当初、この前、奥山先生も言いましたが、はじめのうちは利用者が少ないだろうということで、はじめ4台から進めたいと思います。最終的には、もしかしたら増える可能性はあると思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

4台を増やす予定もあるというようなことですが、いわゆる地形的に見まして、旧3町においては、旧中富の場合は富士見山林道等を経由して、集落ごとの、いわゆる送迎ができるわけですが、旧下部町においては、非常に道路事情等が各集落とも、行って、また帰ってきて入るというような状況下にあります。こうした今後の計画をもって、当たられる上において、各、そういった地域の構成と申しますか、地形と申しますか、その点をやはり、この集落ごとの人口を含めた中で検討する必要もあろうと。

そして、もう1点は、この今の計画段階で、いわゆる実施されています長野県をはじめ、全国36の実施町村へ実際に出向いて、調査・研究した経緯があるかについて、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

昨年の、ちょっと日はあれなんです、6月だと思いますが、富士見町に行きまして、研修をさせていただいております。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

それでは、次に導入した場合、非常に町として、財政的な面が考えられるわけですが、いわゆるメリット、デメリットについてですが、この報告書の資料を見ますと、結局、今の路線バスを全面廃止した場合、6,631万円の減額が可能であるというような、いわゆる報告書のまとめがつかられております。また、一部路線を廃止した場合で、2,485万2千円の、いわゆる減額。町としては、財政的に非常に、こうした時期で厳しい中、この計画をもたれておるわけですが、今後において、この2案のうち、どちらを最重点に置いて検討されるのか。その点、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

この案ですが、実を言いますと、ちょっと町の現状が把握しきれていない案だと思っております。これにつきましては、今、これをどういうふうにしていくかということで検討中です。このとおり、全部廃止するということも考えていませんし、うまく利用できるかどうかということで、今、検討中という段階です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

検討中ということですが、当初の予定では、今年の10月から実施というようにお話を伺っております。こうした段階において、この検討をいつまでされて、いわゆる詳細な説明が町民に分らしめられるような形の中でPRできるのか、それを1点、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

実証実験の前に、その前のテストというか、オペレーターのための研修をしなければなりません。それが大体、1カ月ぐらいやらなければ実証実験もできないということで、それから路線を変更するためにも、2カ月以上前には、その路線の廃止等、届をしないとできませんので、それから逆算しますと、7月頭ぐらいには募集とか、いろいろな面の事業をやらなければならないと考えております。ですから7月1日を目処に、ある程度の準備は終わらせていきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

できるだけスムーズな計画のもとに、早い段階で町民への、いわゆる周知を図っていただきたいと思います。その面において、次へ移ります。

今、計画の段階ということですが、こうした、町民へのいわゆる、新システムの導入についてのアピール、いわゆる啓蒙ですね。今まで、どういう形でやってこられたのか。過日の広報みのぶには、小さな記事として掲載されておりましたが、今回こうして、私が一般質問するのも、1つには町民に対する、このデマンド交通に対するPRを兼ねた形の中で、こうして一般質問しているわけですが、ほかに町としてどのような形でPRしてきたのか。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

今回、予算を通りましたら、一応、今までやってきたのは区長会とか地域審議会とか、そういうところでしたので、できれば老人クラブ等のところへも、なるべく地域へ出向いて、4月以降はアピールをしていきたいと思っております。

○15番議員（川口福三君）

次の指定業者について、お伺いいたします。

現在、町として山交タウンコーチ、それから富士急、それから町有バス、町営バス等に分けられて、町民の足として、今現在、町内を巡回しておられます。今後、このデマンド交通を導入するにあたり、指定業者をどのような形で選定していかれるのか。まず、その指定業者の選定について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

今現在、事業をしています山交タウンコーチさん、身延タクシーさん、中富タクシーさんが、今の交通事業に関わってもらっておりますので、そちらのほうで今、デマンドタクシーというか、乗り合いタクシーの関係で運行してくれるかどうかという、今、協議はさせてもらっております。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

私が、このデマンド交通について、一応、資料収集をしてきたところ、36の、全国で実施されておられます市町村において、組織団体、いわゆる、このデマンド交通を25の市町村で商工会が実施。自治体は、ただ3つ。社協が6というような形の中で、その他というのが、おそらく今、答弁がありましたように、民間業者といいますが、交通関係の会社だと思います。いわゆる商工会、自治体、社協というような組織の中で、今まで36の町村で実施されておる例を、本町として視野に入れるのかどうか、その点についてもお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

すみません。今、事業者の勘違いをしまして、事業を実際に運営してもらうのは、今、議員さんが言いましたように社協とか、商工会というふうなことで、うちとしては商工会さんにやってもらえればどうかということ、今、商工会さんには簡単には投げてある現状です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今の答弁ですと、なんだか頼りないような答弁ですが、商工会なら商工会に、もう少し真剣になって、町の計画と合わせてやるような形。また、もう1点はこのデマンド交通を導入しての上で、やはり町民が一番、利用しやすい形が望まれるわけですね。この点、やはり、この指定業者と併せて、今現在、町内においては、飯富病院等でも13の路線で月・水・金、月・火・木といったような形でもって、患者さんの送迎をされていると。このデマンド交通を導入した場合、当然、その病院と送迎がダブるケースが生じるわけですね。ですから、この計画をもたれる上において、やはり飯富病院も町からの、いわゆる病院運営に関わる経費が出ております。その点を併せますと、やはり効率的な導入をするにおいては、総体的なやはり、町内交通機関施設等も合わせた中で、この計画を実施するような方向こそ必要であろうと私は考えますが、その点についてはどのようなお考えでおられますか。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

お答えいたします。

飯富病院につきましては患者輸送ということで、送迎しているということは承知していますが、一応、患者輸送ということで、対象から、今、考えていないということですが、考えの中から一応、外して考えております。ただ、全体から考えれば、その患者輸送の分を減らして、デマンドに移行したいというのは、頭の中にはあります。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今の答弁ですと、ただ、行政当局だけでもって考えているというようなことですが、病院側との、こういった、このデマンド交通についての、詳細な話し合いはもたれていたかどうか、その点お伺いします。

○議長（松木慶光君）

政策室長。

○政策室長（依田二郎君）

まだ、もたれておりません。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

その点はやはり、先ほど申し上げましたように、できれば、そうした、今後の計画の中へ含めて、話し合いをもたれることを望んで、この質問は終わります。

次の町営バス路線の見直しについてということで、伺います。

先ほども申し上げましたが、町内には山交タウンコーチ、富士急、それから町有・町営バスというような形の中で、町内の運行業務を行っております。町民の足として、非常にありがたい交通機関であります。この路線について、まず見直しがあるかどうかということです。旧町内の路線のまま、現在まで至っております。まして、ここでデマンド交通の実施計画がもたれておるわけですが、そうした点を含めて、路線の見直しをやはり、する必要もあるんではなからうかと、このような考えですが、行政当局は、この路線については、どのような考えであるか、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現在の町営・町有バスの路線について、現在、見直しの予定はございませんが、デマンド交通の調査報告書にもありますが、路線廃止というような報告も出ておりますので、これから利用者の動向、それから通学の児童生徒の状況等を見ながら、現在、デマンド交通事業との調整を図りながら、必要に応じた路線の見直しをしていきたいと、このように思っております。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

必要に応じた路線の見直しということですが、当然、合併して、もう3年半を経過しているわけですから、これは身延町民、いわゆる下部町は下部町、旧中富は旧中富だけの路線というような考えで、今までの路線はそうした路線であったわけですが、やはり下部から、では役場へ来るのにも、町の、いわゆる公共交通機関がないと。旧身延から来るにしても、そうしたことが言えるわけです。当然、これはもっと早い段階に、この路線の見直しをすることは、もう必要であったと。私は、そう考えるわけです。

また次の質問にもありますが、新路線計画として、結局、この路線見直しと併せて、いわゆる身延町内、南部から鵜沢まで、約28キロの国道52号の国道があるわけですが、例えば身延高校へ旧中富から通学する生徒、町内に高校がありながら、中富から身延高校へはバスで行けないという現状にあります。そういう点。また町当局で、身延の温泉へ、老人の送迎として車を出していただいておりますが、ただ一般町民の足として使える交通機関として、当然、この路線の見直しと併せて、身延から、例えば和紙の里への美術館の見学、それから旧中富西嶋から身延高校、またはあそこの町の温泉へ行ける、いわゆるこういった路線も定期路線として、やはり、今後検討する必要があると、私はこう考えるわけですが、こうした新路線について、今までの路線と併せて、見直しの計画、または新路線を加える計画があるかどうか。その点、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現在、合併前の運行形態で、それぞれの地区をやっているわけでございますが、これまでも担当といたしまして、この路線の見直しということも検討してまいりました。一部、身延循環線が中富の飯富病院の前まで乗り入れと、あるいは上田原まで乗り入れとか、見直しをしてお

りますが、今度のこのデマンド交通システムということが、昨年来、出ておりました、このこととの関連がございますので、今言ったように学生さんの通勤・通学の手段、あるいは和紙の里、あるいは金山、あるいは文化会館、こういうところを結ぶルートも視野に入れながら、これが路線の見直しと同時にデマンド交通との調整をしていくと、見直しをしていきたいと、このように思っております。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

ぜひとも、町民が利便性を感じられるような路線計画をお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

今の路線と併せた問題ですが、乗車料金問題ですね。現在、町営バスは無料というような状況で運行されております。また、新早川橋から鯉沢線においては、町内一律100円。それから古関岩間線は区間ごとに料金が変わり、いわゆる古関から久那土駅まで260円かかるというような料金設定になっております。また、甲斐常葉駅から新早川橋、いわゆる旧下部町内で150円。委託している山交タウンコーチにおいては、やはり旧身延町の負担料金が150円ということで、いわゆる、あの循環路線を1周しますと、930円の料金がかかると。こうした、その料金格差が合併以来そのまま、現在までできておられます。

過日の山日にも出ておりましたように、南部町でも、いわゆる料金は統一、100円払ってもら。それから市川三郷においても同じような形で、町の交通機関として運用されるというような報道もされました。本町において、この路線計画と併せて、この料金を見直しする予定があるかどうか。その点をお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（片田公夫君）

現在、担当レベルで運賃体系を統一させるための検討をしております。今、合併前の料金体系をずっと引きずっているわけございまして、100円から400円というような幅がございます。距離によって違うところもございまして、今、言われたとおりでございますが。これについても、このデマンド交通の料金システムとの関連も出てきますので、そこらへんも考慮しながら、実際、そのバスを利用しやすいような運賃体系、あるいは利用者が多くなるような料金体系ですね、こういうものを、これも交通会議等で、また検討しなければならないわけございまして、また運輸支局のほうへも手続きが必要になりますので、他町の状況も勘案しながら、できるだけ統一を図っていきたいと思っております。これから、利用者に混乱が起きないような料金体系を進めてまいりたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今、今後見直すというような答弁をいただきましたが、このアンケート調査の中にも町営バスは非常にありがたいと。ちょっと高くても200円か300円ぐらいで、継続してもらいたいというような意見も出されております。ぜひとも今後、この見直し計画の中へ、町民平等な立場で交通機関が利用できるような、いわゆる料金改定をはじめ、路線の見直し等を行って

ただきたいと、このように願って、この交通問題は終わります。

次に町内の高校存続問題について、町長にお伺いいたします。

本町にも保育園をはじめ小学校・中学校の、いわゆる統廃合問題が少子化の中で検討されております。高校においても、県教委において、やはり高校問題がこうした話題になっておるわけですが、前年度まで実施された高校の学区制は、県立高校における教育の普及および機会均等、通学の便宜を図ることを目的として、昭和42年に制定され、昨年まで実施されてきました。この昨年まで実施されてきた、いわゆる学区制は全日制普通科で11学区。それから6つの複合地域を設置の中で、高校の入試等が図られてきたわけでございます。

第10次の入学者選抜制度審議会において、今年度より全県一学区制実施となりました。この要因として町村合併等が見られ、全県一学区制により、居住する地域にかかわらず、選択可能となったわけでございます。生徒が自主的に高校を選抜することにより、高校間の切磋琢磨が生じ、特色づくりの一層の推進が期待できるという大きな目的のもとに、全県一学区制となりました。

こうした中、高校の今後の問題として、特に本町においては、教育機関の最高の教育の場として、身延高校と峡南高校の2校があるわけでありまして、身延高校においては、大正12年4月に開校されまして、85年という、県下においても伝統校でもあります。また峡南高校は、実践校としての伝統もあり、通学生も今現在、甲府市内をはじめ、かなりの遠距離からの通学生が通学しておられます。峡南高校は今現在、32の中学校から生徒が通っておる状況であります。こうした中、本町としても、伝統ある両校を今後、町としてどのような形で存続をしていけるのか。父兄への働き等も含めた中で、町長のお考えを伺います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

結論から言えば、町内に存続をしてもらいたいと、これは私どもの熱い思いでございます。もう2年ぐらい前でございませうか、峡南高校、市川高校、それに増穂商業高校、ここが総合学科高校として1校にというような話もございまして、そのときにはやはり、峡南高校でもそのことについて、県教委のほうへ存続を要望した経緯がありまして、私どもも、そのことに加わらせていただきました。

その後、この全県一学区制になってから、このことについては、なんら進んでいないような感じでありまして、いずれにいたしましても、高校改革の一環として、そういうような話が出てまいりではないかなと思いますけど、ここらは教育委員会の範ちゅうでございますので、専門的なことは教育委員会にお願いしたいと思っておりますけど、身延高校につきましては、一応、今の状況で普通科と理数科ということでございませうけど、ただ、その県南の、南部町あたりから身延の学区の、中学生の皆さん方が静岡方面へ結構、出ていっているというのは、これは現実の問題ですから、身延高校といたしましても、野球部の、要するにいろいろなことについての支援をされるとか、PTAの皆さん、また同窓会の皆さん方が鋭意、学校とともに努力していただいているところでございませうけど、今年の入試の状況を見ましても、再募集というような格好で、大変、残念な状況でございませうけど、これはやはり、県の教育委員会できちっとした形で、高校をいかにやるべきかということを考えていただきませんと、放っておけばどうかなる

というような状況がなんとなく感じられるので、やはり町といたしましても、そのことについては、県のほうへ鋭意、要望をしまいたいと思いますけど、やはり、この峡南の地域に2校、高校があるということは、正直なところを申し上げまして、町の活性化につきましても、また子どもたちの教育のいろいろな問題につきましても、大変メリットがあるわけでございますので、私どもといたしましては2校の存続、また内容の充実・強化等について、県のほうへお願いをしていくというようなことは、今後、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今、町長からも答弁をいただきましたが、やはり、隣町の市川三郷町にしても、増穂町にしても、やはり地元の高校として、市川高校、また増穂高校等の存続といいますか、統合に向けて、やはり、ここへ置いてほしいというような町、または議会としても県への要望が出ているように伺っております。本町としても、町長の答弁にもありましたように、ぜひとも、この存続問題については、町を挙げて、やはり町内の教育の最高の機関でもありますから、今後、努力していただきたいと。

身延高校においては、こういう85年という歴史の中で、昭和20年には、定員が700人というような時代もあったそうです。今現在は、いわゆる普通科と理数科を合わせて450人というように、少子化の中で定員数もだいぶ少なくなったわけですが、この特色ある高校づくり、こうした点から考えますと、やはり地域の高校として、今後どのような形で存続していったらいいか、教育長、答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

大変、難しい問題といたしますが、1つは子どもたちが自分の大きな希望を持って、希望の高校へ進みたいという大きな面もありまして、まだ私、今、学校教育のほうから届いたばかりで、中身はさらっと見ているだけですが、甲府の、今までは3%枠がひかれていた学校も、今度はそれを取っ払ったということで、かなりおおぜいの子どもが入っていると。この子どもたちにとっては、大変いいことだというふうに思いますし、これはちょっと余計なことかもしれませんが、川口議員さんも自動車業界で、そういうほうへ進みたいということで、たしか甲府の専門学校へ進められていると思いますけども、そんなことを考えますと、子どもたちを優先に考えると、そういう方向に道をひらいてやりたいということであれば、今の制度は大変いいと。

一方、言われていますように、地元、私自身も地元の高校の卒業生ですけども、非常に応募率がいつも気になって、出て行くとなると残念だなという気持ちは非常に強いわけですけども、あとは中学校にですね、地元の学校のよさを進路指導の中で十分に生徒や、それから親たちにも分かってもらう中でもって、PRを、指導をしていくということと、もう1つは、受け皿の高校側の努力が、これが非常に大きいと思うんですけども、最近は大変、高校づくりに熱心のようなのですが、かつてはどうなのかなと。こういう席で言ってもいいかどうか分からないけども、県外の高校に比べれば、やや怠慢かなという面も、不満の面もありましたけども、今は、全県一区ということになりましたので、特色ある高校づくりに取り組まなければならないし、私たちもそういうふうに高校との連携を強めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

今、教育長からも答弁をいただきましたが、やはり、この特色というのは、非常に難しい問題だと思います。現在、身延高校においては、普通科と理数科の2科によって学校経営がなされておるわけですが、私の、ひとつの考えといたしまして、県下にないような学科ですね。いわゆる県立高校にないような学科。例えば、書道科とかですね、そういうような特色あるような学科でも設けて、県下、いわゆる各地から入学生があるというような方向も、今後の施策として必要ではなかろうかと。この点、当然、高校教育の上で必要かどうかという問題になると、私には素人だから分かりませんが、そのへんを含めた中で、今後の身延高校をはじめ、峡南高校の存続問題について、町当局のご努力をお願いし、なおかつデマンド交通、また町営バス、町有バスの路線計画をはじめ、料金の見直し等も早急に実施していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

川口福三君の一般質問は終わりましたので、川口福三の一般質問は終結いたします。

次は通告の4番、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

最近、テレビ、ラジオ、新聞等で目にしない日がないほど、取り上げられております地球温暖化問題です。日本だけではなく、地球全体の大きな問題となっているわけですが、大気中の温室効果ガス、CO₂等の増大によって地球の温暖化を抑止することを目的として、1997年12月11日に、地球温暖化防止京都議定書が京都で開催されたわけでございます。ここで議決されましたのが京都議定書、最近いろいろところで話になっておりますけれども、京都議定書なわけですが、ここでは先進諸国に対して、2008年から2012年の間に、1990年比で温室効果ガスの削減が数値として、義務付けられました。今まで、数値として義務付けられたのは、ここが初めてなわけですが、ちなみに日本に対しては6%が義務付けられたところでございます。

この京都議定書、2005年2月16日に発効されて、今年から実行することが決められているため、大きな話題となっているところでございます。これが今年から実行するということで、皆さん、テレビを見ても、昨年末ごろから今年に入ってからのコマーシャル、今までと、ずいぶん様変わりしたような気がします。エコ商品、それから省エネ商品、それからエコマークが付いているかどうか、そういうCMが大変多くなったわけですが、この問題、地球規模の大きな問題ではありますが、解決には一人ひとりの意識の向上、そして努力の積み重ねが大切ではないかと考えているところでございます。本町におきましても、法律や国、そして県からの指導によって、すでに取り組みを実行している事業もございしますが、今回、地球の中の日本、そして日本の中の身延町に住む、自分の身近な問題として、本町における地球温暖化対策について、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、温室効果ガス排出量削減を実現するための国民的プロジェクトと位置づけられております、チームマイナス6%への参加の時期をお伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

お答え申し上げます。

チームマイナス6%への参加時期につきましては、2005年、いわゆる平成17年の8月25日の登録というふうなことから、ちょうど2005年の4月に環境省から出されたから、私たちは即座に、それへ対応したというふうに理解しております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

2005年8月25日に登録したということですが、これは基本的には早かったような気がするんですが、現在、県内でチームマイナス6%へ参加しているのは山梨県、それから大月市役所、甲斐市、そして中央市役所と、わが身延町役場というふうに、5つの行政が登録しているわけですが、本町は結構早かったんですね。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

今、議員さんからおっしゃられました本県での、チームマイナス6%への登録状況でございますが、今おっしゃられた以外に韮崎市が、この3月6日の時点では登録されておりますから、山梨、1県と5市町というふうなことで、私ども町の段階では、町村の段階では身延町だけというふうなことでございますが、これをいち早く取り組んだことにつきましては、このあとの質問の中にもあるんですが、地球温暖化対策実行計画の、これらを具現化するというふうな意味合いもあったというふうにご理解願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

6つの行政が取り組んでいるということですが、3月からというのは、ちょっと把握していませんでした。

このチームマイナス6%、これは一人ひとりの力はそれほど大きくないかもしれない。一人ひとりの行いは、ちょっとしたこともかもしれない。でも、それがチームとなって結集すれば、地球規模の大きな力になる。買い物袋を遠慮すること、エアコンを少し控える、水や電気を節約すること、身近にできる、ちょっとしたことがチームになれば大きな力になるという定義づけをしてあるわけですが、町として、2005年に参加した経緯、そして目的、参加後の効果をお話いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

先ほども、少し、さわりをさせていただいたんですが、環境省において地球温暖化防止国民

運動というふうなものが、2005年の4月というふうなことで、先ほども少し答弁させていただきました。そのときに開始された取り組みだというふうに理解しております。これで、同時期に私たちが、身延町地球温暖化対策実行計画を策定しようというふうなことで、計画段階へ入っていました。そんなふうなことをふまえながら、その運動に参加することによって、職員一人ひとりの環境保全意識の向上というふうなものを図るとともに、本町の地球温暖化防止に取り組む姿勢を、このインターネット上を含めてアピールすることを目的としたというふうなところでございます。

それから、あと参加団体に認められるチームマイナス6%というふうなものは、ロゴマークというふうなものがありまして、そのロゴマークを使ってよろしいというふうなことで、これを使わせていただいております。今現在、もうお気付きの方はおおぜいいらっしゃるんですが、封筒とか、あるいは町のホームページ、それから私たちが持ち歩く名刺などにも使用して、PRが図られていると考えております。

それから、もう1点でございますが、クールビズの実施とか、あるいは冷房・暖房などの温度設定、昼休みの消灯など、職員の意識の高揚による省エネの効果がみられていると思います。

ちなみにチームマイナス6%、何するのかというふうなことで、アクションプランが全部で6つ掲げられております。その中で、先ほど議員さんがおっしゃられたことが、全部、網羅されているというふうに、私は理解しております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

実は、私もお恥ずかしいところですが、このチームマイナス6%。町の封筒、それから職員の名刺を見て、初めて知ったところでございますが、このチームマイナス6%、現在、これは2月末現在なんですが、個人で213万1,614名。それから団体で1万8,040団体、これは加盟しております。内閣官房等の官公庁、それから各県、それから地方自治体ですね、県内も6つありましたけども、それからNPO、NGO、そして労働団体、それから一般企業と、それから個人が参加しているという、大変大きな団体でございまして、先ほどの定義づけがありましたように、国民一人ひとりがやるということで、参加することによって大きな力を生み出そうという、こういう取り組みだと思われま。

それでは次にいきますけども、先ほど課長のほうから話がありました。身延町地球温暖化対策実行計画、話がありましたけども、こちらのほう、18年3月に作成されたわけですが、この計画の推移をお話いただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

この件につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律という上位法がございまして、それは平成10年の10月9日に制定されている法律でございます。その中の21条の中に、都道府県および市町村は京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県および市町村の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減、ならびに吸収作用の保全および強化のための措置に関する計画、いわゆるこれを地方公共団体実行計画というふうにまとめているわけなんですが、それを策定するものとするというふうなところの上位法を受けまして、私どもで

地球温暖化対策実行計画というふうなものを策定しようというふうなことになりました。その経緯につきましては、策定年を2005年の17年をお願いして、基準年をやはり同じ2005年の17年、それから行動年といたしまして、2006年から2010年というふうなことで、平成18年から22年の5年間というふうなことで、これを行動年としてやっていくというふうな経緯でございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

先ほどのチームマイナス6%での答弁にあったように、国のほうでチームマイナス6%、これを進めている、同時期に町のほうでも身延町地球温暖化対策実行計画、これを策定する準備を進めていたということで、両方を両輪のように進めてきたと思われるわけですが、チームマイナス6%に身延町役場と登録されておりますね。そういうふうにあるように、私の認識がもし間違えていましたら申し訳ないんですが、この身延町地球温暖化対策実行計画、これは役場を対象としたチーム6%と同じように、両輪のようにいくように、役場を対象としたということでやった計画ですよ。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

今、質問がございましたとおりでございます、町の管理施設といわれている公共施設36施設、それから公用車といわれている車両118台を対象にしていきました。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、この実行計画発効後、役場で取り組んだと思われるわけですが、今、施設と車、車両ですね、具体的な対象も出ましたけども、これに取り組んだ成果、これは少なくとも数字で出ていると思うわけですが、そちらの数字のほうはいかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

この取り組みにつきましては、先ほど施設等についてお答えさせていただきましたが、その施設の中で、どんなふうなものを項目とするかというふうなことで、電気、灯油、重油、LPG、ガソリン、軽油、水道というふうな項目に絞らせていただきました。その中でCO₂の削減目標値を6%というふうなことでございますが、この実行計画につきましては特徴がありまして、それぞれの部署から実行計画の策定委員というふうなものを各課長さんをお願いして、職員を推薦していただきました。その職員の皆さま方が持ち帰っていただいて、その自分たちの施設の目標を立てたというふうなことです。平均すると6%。だから多いところは10%になるところもあるし、少ないところは2%、3%というふうなところもございます。そこに特徴があるというふうに、私は理解しております。

そんなふうな中で、最終的に6%を目指したんですが、2006年の成果といたしましてはCO₂の削減値、基準年に対して5.9%の削減というふうなことで、その内訳は施設面で

6.1%、車両で4.3%というふうなことで、成果が出ております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

成果が出たということでございますけども、今の課長の答弁でCO₂削減、施設目標値マイナス5.3%ですか、これに対してマイナス6.1%を達成したと。これは大きな、評価できることだと思います。その反面、今のお話でいきますと、車両が4.3%ですよ。これは台数、たしか、僕、ちょっと定かではないんですが、昨年、数量を削減したはずですよ。それにもかかわらずに、この数値、これは何なんだろうかね。先ほど、各部署が委員会をつくって、各部署ごとにいろいろやっていくという、そういう取り組みをしているということでしたけども、その部署ごとの職員の意識、それはある程度、高まっているんでしょうけども、まだまだ足りない部分があるんじゃないかなという気がするわけですよ。

先ほど、チームマイナス6%での参加の経緯の中で、課長から、職員一人ひとり、環境保全意識向上ということで、クールビズの実施とか、それから冷暖房の温度設定での省エネで、取り組みで効果があったというふうな話がありました。これはだから、施設に関してあったわけですが、たしかにそういう流れがありました。しかしながら、この施設に関しては、上からの達しといいますか、流れといいますか、システム的というか、そういう形の中で達成されたような気がしないでもないんですね。一人ひとりが真剣に考えて、アイデアを出しあって取り組む、これが本当の意味での環境保全の意識ではないかと、このように思うわけですね。

先ほど言いましたように、部署ごとにいろいろな形の中で協議を重ね、また目標達成を持ってやっていくわけですが、やはり基本は、一個人の考え方、意識の持ち方だと思うわけですから、先ほど言いましたように、車両部門で達成できなかった理由。それから今年、2007年度版が発表されると思うわけですが、そのへんの成果。去年の2007年度版は、これは達成、期待できそうかどうか。そのへんを併せて、お答えいただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

議員さんのご質問のとおり、車両は10%という削減計画を立てさせていただいたんですが、それが残念なことに4.3%だったというふうなことで、そのへんの検証がある程度、出された段階で、実は県が進めておりますエコドライブというふうなものがありまして、そのエコドライブ宣言に身延町はさせていただきました。今度、公用車をご覧いただければ、公用車の裏側のほうにエコドライブ宣言の車両だというふうなことで、努めさせていただいております。

そんなふうな中で、私の環境課の取り組みとすれば、信号機で信号待ちのときには車両のエンジンを切るとかというふうな形で、かなり大きな効果が表れてきております。

もう一つ、地球温暖化防止推進委員さんの望月さんという方は、甲府まで通うような状況もありまして、20回、信号待ちをしたと。その都度、停めていたら、ものすごい省エネ効果が出たよというふうなことでございますから、そういうふうなものをふまえながら、今後、職員の皆さんに啓蒙をしていきたいなというふうに考えております。

ただ、2007年が果たしてどうだというふうな話のことですが、車両が118台から、今、

100台ぐらいに減らしてございます。そのへんのことでどうかということで、今、私たちは非常に推移を気にしているというふうな状況でございまして、また、このような数字がしっかり表れたときには、きちっと職員にも公表させていただきます。これは、実は職員に公表した調査票でございます。これは課長会議ですべて公表させていただいて、それぞれ課長さん方が職場へ持ち帰っていただいて、職員の皆さんとお話し合いをしていただいているというふうな状況でございますので、今後について、期待が持てるんだなというふうに、私は思っておりますので、そのへんのことについて、また数字的にはご報告できる機会が必ずくると思いますので、今、ここでどうだというふうな形は、私は期待感を持ちまして、推移がいいほうへいってほしいというふうにお願ひしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

分かりました。今、アイドリングストップを盛んにやったら省エネ、たしかに、実は僕もやっています。最近、ガソリンが高くなりまして、走るたびに財布からどんどんお金が出ていくような気がするので、アイドリングストップ、できるだけ心がけて、またスタート時にも急な発進もしない、急ブレーキもしないような、そういうことをやはり、一人ひとりが心がけることによって、リッター何キロ、少し伸びたような、自分で今、自覚しているところでもございます。

本町の総合計画にもあるように、これは町民、事業所向け温暖化対策実行計画ですか、これが21年に策定、22年度から実施されるとあるわけですが、そこで町長にお伺ひしたいんですが、いろいろと、今までチームマイナス6%、それから今の地球温暖化対策実行計画をされてきたわけです。また、それ以外にも車の削減等々、取り組んでこられたわけですが、役場職員として、役場職員は公僕として、僕は事務所や町民に対して模範となるべき立場ではないかというふうに考えております。少なくとも、今、課長が言いました、なんとかできるように期待をしながら、2007年度版を見たいというふうな話をしておりましたけれども、少なくとも、21年度までにはこの目標値を達成すると、町長みずから先頭に立って、私は宣言すべきではないかと。それが町民へのけん引力にもなって、また職員への意識高揚につながって、相乗効果を生む。そういう形の中で、町民への実行計画をお願いするような形がいいんじゃないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ご提言を頂戴して、大変ありがとうございます。ご注進に沿って、一生懸命とやらせていただきますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

やはり、これはなんとか、町民も1つの輪になって進めていかなければいけないことだろうと思います。

それでは続きまして、2項の実践中の内容についてのほうに移らせていただきます。

現在、ゴミの分別収集を行っているわけですが、そのゴミの分別収集での成果、これは数字で出ていると思いますが、お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

分別収集につきましては、新たに平成18年度の4月から、その他プラスチックとミックス紙の分別回収を始めさせていただきました。その成果といたしまして、町民の皆さま方の理解とご協力によりまして、前年対比でいきますと、身延町分でいきますと、身延町は資源ゴミとして、いわゆる分別で回収できたものが484.7トン増えてございます。17年度に比べまして、それで可燃ゴミ、いわゆる焼却施設で燃したゴミでございますが、対前年比で身延町でございますが、740.9トン減ってございます。それから、もっとおもしろい状況が起きてまして、やはり分別をすることによって、意識が出てきたのかなというふうなことがうかがえるんですが、身延町から出される全体のゴミの量が256.2トン減ったと。全体のゴミの量が、というふうな傾向が出てきております。

ちなみに平成19年度でございますが、これは12月末時点というふうなことで、資源ゴミとして、その他プラ、ミックス紙等を含めての資源ゴミの増加は昨年に比べて0.5トン増でございます。それから可燃ゴミとして、焼却場で燃したゴミの推移ですが、110.1トン減ってございます。それから全体的に身延町から出たゴミの量でございますが、やはり109.6トン、対前年度、いわゆる平成18年、同じ時期に比して減っているというふうなことで、この関係につきましては、排出されるゴミの純減というふうな形でございまして、町民のゴミの分別について、環境保全に対する意識向上の表れではないかなというふうに推測されまして、非常に喜ばしい減少が、今、続いているというふうな状況で、今後に向けても、これを続けていただければなというふうに期待を持ちたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今の答弁で、18年度ですか、資源ゴミ、それから可燃ゴミ、ゴミの純減ですか、ゴミが減ったということでございますね。それはもう、非常にうれしいことでございますし、ゴミが減るということは、CO₂削減と経費の削減につながった成果と、このように思われるわけですが、今、課長のほうから資源ゴミが480トン増になったと。それ以外に可燃ゴミが700トンですか、それからゴミが250トンほど減ったという、そういう話でございました。19年度、資源ゴミが0.5トン増ということですが、これは途中までの経過なわけですが、しかしながら、この数字を見ますと、19年度が、資源ゴミが0.5トンの増という形。それから可燃ゴミ、ゴミの純減もある程度、こうやって数字を見てきますと、町内のゴミの排出量、これが見えてくるのではないかなというふうに思うわけですね。そうすると、見えてくることによって、収集作業、これの計画なんかも立てやすいんじゃないかなというふうに考えるんですが、そういうふうに見えてきて、収集作業を計画、ほかの部分もそうですが、やった場合に、経費削減を図りながらの新しい形でのサービス、これは可能ではないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

やはり、私ども財政をふまえて考えるときには、峡南衛生組合の維持負担金というふうなところを一番考えなくてはいけないというふうなことで、昨日、財政課長のほうから提案の説明の中にもございましたが、今、私が持っている資料でいきますと、峡南衛生組合の維持負担金で、20年度の当初予算では1,491万4千円減っております。というふうなことで、こういう状況をできるだけ続けてほしいということと、それから可燃ゴミが減ることによって、峡南衛生組合のほうの、いわゆる焼却炉の延命というふうなことでございます。そんなふうなところを、しっかりふまえていきたいということを考えてございます。

それから、新たなサービスをというふうなことでございますが、このへんにつきましては、やはり峡南衛生組合の収集員の方々が、これだけゴミの量が減ってきたというふうな状況がありますので、実はこれまで業者に委託してございました金物類等につきまして、すべてそれを自前でやるというふうな形になりましたので、非常に大きな経費の削減にもつながっているというふうな状況が、今、傾向として表れつつあります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

サービス面でも、いろいろ形が出てくる。また、経費も削減される。これはいいことなわけですが、ただ、今、そういうふうな形になったからということではなくて、やはりもっともっと積み重ねて、もっと削減できるような、またもっと、いいサービスができるような形でもってきていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

分別収集の回数減、こういう峡南衛生組合からのお知らせということでありまして、このお知らせの中に可燃ゴミ収集日数の変更ということで、現在、週3回の地域について、週2日に変更するという、そういうチラシがございました。これは、どういうことなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

先ほどの答弁に基づくような状況になるんですが、実は可燃ゴミ、いわゆるステーションに出されるゴミの量が減ったことによって、いわゆる峡南衛生組合の収集車がまわる回数を減らしても、十分対応できるというふうなところが見受けられたというふうなことでございまして、これまで、現在、週3回の可燃ゴミ収集の地域がありました。それを週2回に減らしていきたいということでございます。そんなふうなところが、今回のお知らせの中に含まれているというふうにご理解願いたいと思います。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうすると、週3回が週2回に変更になる。例えば、これは週2回に変更になる、ゴミが減っ

たことによって、収集車をうまくまわすことができる。今まで、業者をお願いしていたものを自前でできるという、これは素晴らしいことなんですが、例えば収集日が休日になった場合、今まででもそういうことはあったんですが、ゴミがたしかに少なくはなってきたんですが、溜まっていると。そういう部分も、日にちを変えるなりなんなり、そういう対策をやっていたほしいという声があるんですが、そちらのほうの細かな対応の考えはどうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

これにつきましては、峡南衛生組合に出向されている議会の議員さんの皆さま方にご審議をいただきまして、決めさせていただいた部分がございます。そんなふうなものをふまえて、今、町内にゴミの収集カレンダーというふうなものをお配りするというふうなことで、今、手続き中でございます。その中で見ていきますと、たしかに峡南衛生組合の議員さんからもご指摘がございました。特に月曜日がハッピーマンデーというふうな形がありまして、月曜日の収集日にあたってしまうと、非常にステーションの中の夏場の腐敗というふうな形がありまして、不評でございました。それで月曜日のほうを火曜日というふうな形の変更も、かなりされております。

ただし、月曜日がハッピーマンデーのときも、もし出されたときには、それも収集にというふうなことがあるんですが、それはおそらく、カレンダーの中には記入はされていないというように、私はまだ見ていないので申し訳ないんですが、記入はされていないと思われまして。ただ、そのへんにつきましては収集サービスというふうな部分は、できるだけステーションに長く置いておかないような状況を続けられるようにというふうなことで、峡南衛生組合として検討を加えているということでございます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

今後も細かな町民への対応を考えて、また実践していただきたいというふうに思います。

続きまして、環境のシンポジウム、これが開催されました。この経緯と内容について、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

本年1月に、環境シンポジウムを身延総合文化会館で開かせていただきました。この関係につきましては、実は県から平成19年度の環境保全活動支援事業費補助金ということで、追加交付申請の打診がございました。

そんなふうな中に、同じような時期に県の地球温暖化防止推進センターというものがありまして、その峡南地域を対象とした環境研修会の開催が予定されていたというふうなこと。あるいは、町民から環境映画の上映要望の声が寄せられておりました。環境下水課のほうに。そんなふうなことで、県の補助金事業として、一般財源を増加することがなくて、できるんじゃないかということで、財政当局に補正予算でお願いしたということで、本来、あってはならないことなんですが、補正予算でお願いしたということで、その地球温暖化防止推進センターとの

共催で、環境シンポジウムを開催したというふうなことで、その開催したことによって、町民への環境啓発事業として実施ができたのではないかと考えております。

また、その内容でございますが、町内におきます環境活動をPRしたいというふうなことがありまして、小中学校での取り組みを実践発表として行っていただきました。1つは、下部小中学校におけるPTA活動というふうなことで、児童生徒、保護者、地域住民と協力し合って、約30年間にわたって取り組んでいる資源回収活動でございます。下部中学校のPTA会長が代表として発表していただきました。

なお、この下部中学校につきましては、この長年の取り組みが評価されまして、昨年10月、東京の霞ヶ関で開催されましたリデュース・リユース・リサイクル推進協議会功労者等の授賞式において、会長賞を受賞したというふうなことでございます。これにつきましては、広報のほうでも、皆さん方にご案内をされているとおりでございます。

また、静川小学校に実践状況を発表していただきました。これは静川小学校が3年前から実施している使用済みの食用油を回収し、それをBDFという、ディーゼル車の燃料にリサイクルをする取り組みと、それからEMを活用いたしました米のとぎ汁発酵液を全校の児童が作って、製造していただいております。その作られた米のとぎ汁発酵液を、小学校のプールに投入をさせていただきまして、水質の保全に取り組むという環境活動でございます。静川小の6年生全員がスライドを使って発表をしていただきました。

なお、静川小学校においては、これらの取り組みが評価されまして、昨年11月、山梨科学アカデミー、児童生徒科学賞の授賞式において、小学校の部で表彰をされております。あとパネルディスカッションが行われたんですが、このパネルディスカッションにつきましては、峡南地域において環境活動を実践している、本町のエコクラブ身延を含めた5団体による、それぞれの活動内容の発表でございました。

それで後半、地球温暖化の原因である温室効果ガス削減に向け、町民の意識の向上を図るために、地球温暖化をテーマにした啓発活動を行っております元アメリカ合衆国副大統領、アル・ゴア氏の講演会を映画にした、2007年アカデミー賞、長編ドキュメンタリー賞受賞作「不都合な真実」の鑑賞を行ったというふうなことでございます。

それから参加していただきました方々がお帰りに、地元で環境に対する普及活動に取り組んでいます女性団体 環境の会下部、ならびに西嶋ボランティアの会の共同によりまして、家庭から出る廃食油を原料にEMを混合して製造した石けんを来場者に配布していただいて、それぞれの環境に対する活動をPRすることができたというふうなことでございます。

このような啓発事業を、これからも継続していくというふうなことで、町内の環境活動団体を支援するというふうなことと、町民の環境活動への参加を促していければというふうなことでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

大変、丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございます。

やはり、こういう啓発事業ですね、これは本当に大事なことだと思うんですね。啓発をすることによって、やはり子どもたち、それから町民、そして行政も意識を持った中で、次のア

クションをどうするかということを考える。これは大変な、大事なことだと思いますし、また長年にわたる下部中学校ですか、それから静川小学校が表彰されたということも、これも大きな弾みになるような気がしますし、その子どもたちにとってもいい思い出、また今後の環境問題に対する取り組みが違ってくるような気がします。

今の話の中でありましたけども、静川小学校がBDFですか、それからEM、BDF、廃油回収活動、それからEM発酵液ですか、そちらのほうを使った活動をしているということでありましたけれども、その実践例があるわけですが、今後、この静川小学校での実践と同じような形で、町内の各学校への普及はどう考えているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

静川小学校の廃油の回収活動についてでございますが、これは学校に限らず、私たちは町内へというふうな形も含めて考えておりまして、今現在、全国各地で実施されている菜の花プロジェクトというふうなものがございまして、そんなふうなところへ結びつけていければなというふうにも考えております。

内容でございますが、これにつきましては、他県の例でございますが、遊休農地を利用した菜の花栽培により収穫した菜種から食油を絞ると。それから、その食油を使用後の油をBDFや石けんなどにリサイクルというふうな取り組みでございます。この取り組みを廃油回収活動と結びつけ、町民参画による官民の共同作業というふうな形をふまえながら、環境教育の場においても活用できるものではないかというふうに考えます。20年度には、この菜の花プロジェクトについて、町民の皆さんと研究をしながら進められればなというふうに考えております。

またEMでございますが、今年度5校が、実はプールへの米のとぎ汁EM発酵液の投入を実施してございます。来年度から、すべての学校のプールで利用していただけるように働きかけをしていきたいなというふうなことで、教育委員会の教育長さんの許可をいただいて、学校の校長会に私ども参加させていただいて、校長先生をお願いしているというふうな状況がございまして。そんなふうなことで、すでに管内の小中学校のみならず、身延高校からも実は、プール投入への意向が寄せられているというふうな状況がございまして。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

静川小学校での取り組み、実践例、今後もいろいろな各学校、小中学校を問わずに進めていただきたいと思うわけですが、静川小学校の保護者のほうから、要望されて実践したという話を伺いました。その内容を説明していただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

実は静川小学校、子どもたちが一生懸命、EMに取り組んでいるというふうな状況を、やはりPTAとしても、非常に感化されたんだろうと思われまして。そんな中で、この米のとぎ汁、

EMの発酵液作りでございますが、PTAとして実施したいというふうな申し出がございまして、エコクラブ身延の協力をいただきながら、夜間に保護者、教師対象の環境学習会を実施することができました。子どもたちから保護者、地域などへの波及効果をふまえて、今後も積極的に児童生徒への環境教育や環境学習を進めていければというふうにも考えてございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

私も子どもを育てあげたわけですけども、子どものPTAの関係で、いろいろやった経緯がございますけれども、やはり子どもたちがやるということは、その地域によってなんですが、PTAと学校がうまくつながっている、そういうところにおきましては、PTAのほうも非常に力を入れて、子どもたちと一緒に活動を進めて、その地域を盛り上げていこうという、そういう形ができるわけですね。今、課長のほうから答弁がありましたけども、子どもから地域へ波及効果をふまえてという、そういうふうな答弁がありました。私は、ちょっと、今の波及効果をふまえてやるという、もっと積極的に教育委員会と校長会のほうに参加させていただいて進めるということなんですが、もっともっと積極的に踏み込んでいただきたいような、そんな気がするところでございます。

それと環境庁が取り組んでいるエコファミリー、それから子どもエコクラブ、こういう活動もでございます。それはやはり、環境省が家庭の、みんなで参加できるエコファミリーという、そういう組織をつくって、国民が等しくみんなで、その環境問題に取り組んでいこう。それから子どもエコクラブ、これも環境省がやっていますけれども、そちらは子どもなら、小中学生なら誰でも参加できるという、そういう全国組織でございますが、これは今の、静川小学校の実践例を聞きますと、そのエコファミリー、それから子どもエコクラブ、これに、本当に内容としては同じような形になると思うんですが、教育委員会として、そういうこともふまえた中で、地域の復旧、これをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

町内の14の小中学校が、すべて、チームマイナス6%の推進施設ということで、それに積極的に取り組んでいるわけでありまして。その取り組みにあたって、一教職員だけではなくて、やはり児童生徒をすべて絡めてというようなことで、先ほど下部小中では資源回収活動をしているという答弁がされたわけでありまして、1つの事例とすれば、校舎内で使う水は鉛筆の太さで出して、必要以上に出さないようにしよう、そのようなことは学校の中でそれぞれ対応しているところであります。

それから、あと社会科などで、峡南衛生組合の施設を学習するような機会、それから上下水道の施設を学習するような機会もありますが、ただ、それが、ゴミはこのように処理されているんだよ、だからここに任せれば安全だよというものではありませんので、こういうところになるべく負担をかけないようにするには、それぞれどうしたらいいかというようなことまで踏み込んで、それぞれ各学校では総合的な学習、あるいは道徳教育の中で、そのようなことで取り組んでおります。

下部小学校の通学路で、ちょっと私が子どもと出会ったときに、地域のお母さん方がアルミ缶を回収していました。あちこちから集めてきたものを大きな袋に詰めていたときに、上級生が下級生に喋っている言葉を聞いたときに、すごい環境教育をしていることの表れだなということがありました。こういうものを回収して、こういうふうに出せば、新しいものをつくるのに電気料がかからないんだよということを上級生が下級生に、その現場を見ながら教えていることに立ち会ったことがありまして、大変素晴らしいことが浸透しているなということを感じました。

今、話にもありました環境シンポジウムのほうにも、町内の学校からも参加しておりますから、こういうことが徐々に全学校に広まってくるようなことで、また校長会、教頭会の中でも周知、それから指導をしていきたいと思えます。

私も過日、「アース」という映画を見ました。大変、感動したものでありますが、ただ、なんとく私たちが日常生活をしていることが、ホッキョクグマを絶滅させてしまうことにつながっているというような映画でありました。やはり、私個人としても、そういうものを念頭に置きながら職務上、学校の教職員と、また対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

大変、いい話を聞かせていただきました。子どもたちが自分たちで、子どもたちから子どもたちへ教えていく、これは非常に大事なことだと思うんですね。そういう中で、さっき話しましたエコファミリー、子どもエコクラブですか、そういう取り組みが国でもなされているわけですね。そうすると、それをそのままどうのこうのではないんですが、町の中でも、そういう取り組みをやっていく、それが今後、大事なのではないかというふうに思います。それに絡んでいるわけですが、児童生徒への教育環境の取り組み、これをちょっとお伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

環境教育でございますが、先ほど来、話をさせていただきましたので、端的にご答弁を申し上げたいと思えます。

まずEMの石けん作りでございますが、静川小と下部中学校で今年度やってございますから、これを広げていきたいというふうに考えております。また、プールへ投入のための米のとぎ汁発酵液でございますが、西嶋小学校、静川小学校、原小学校、下山小学校、身延小学校というふうなことで、もうすでに予定されておりますから、これをさらに広げていきたいというふうなことでございます。

なお、先ほど下部小中学校の資源回収というふうなことで、資源回収につきましては、すみません、もう少し付けたしをさせていただきたいと思えますが、まだほかに管内の小中学校に取り組んでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず豊岡小学校、それから西嶋小学校、それから久那土小学校、原小学校、静川小学校、それから中富中学校というふうなことでございますから、管内の全学校にまだまだいっていない

ということですから、これらについての取り組みもしていきたいというふうに考えております。

また、さらにキッズISOプログラムというふうなものがありまして、先ほどエコファミリーという話が出たんですが、実はこのキッズISO14000プログラムというふうなものの導入をしていこうというふうなことをございまして、これにつきましては、やはり子どもが家庭に帰って、家庭の中で親御さんと相談して、自分のお家の電気を使っている状況とか、そういうふうなものを全部調査して、今後に向けてどんなふうに削減できるかなという、子どもが主役のものでございまして、すでに西嶋小学校と下部中学校が取り組んでいるというふうなことをございます。そんなふうなことで、そういうふうなものを、さらに一步も二歩も先に進めていきたいというふうに考えております。それがまさにエコファミリーにつながっていくんだろうと思われま。

なお、小中学校ではないんですが、実は身延高校を先ほど、ちょっと話をしたんですが、今年の2月でございます。身延高校から環境学習授業として、高校から担当者を派遣してくれというふうな依頼がありました。そこに職員を派遣させたんですが、卒業を控えた3年生を対象というふうなことで、環境についての話をする機会をもたせていただきました。この中で、特に自分たちの出すゴミの量、先ほどの峡南衛生組合へ出しているゴミの量なんかのことを、実際、そういうふうなものを出したり、それから自分たちがペットボトルで、どのくらいの本数がどんなふうになっているかというクイズ形式も出したりというふうなことで、興味を持っていただきました。非常に、それであと、そんなふうなことをふまえて、また身延高校では、今度、4月には新入生を対象とした環境学習への協力も打診が来ております。ぜひ、積極的に協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね、本当にそういうふうに積極的にどんどん進めていただきたいと思いますが、ちょっと僕も書き留められなかったんですが、今の、これから実践していく小中学校の話、いろいろ出ましたけれども、なんか中学校が少ないような気がしないでもないんですが、ぜひ中学校のほうでも、進めていただきたいというふうに考えます。

それでは、次の質問に移ります。

3番目、今後の本町における取り組みについて、質問させていただきます。

温暖化対策については、国民すべてが納得をし、対応すべき問題と考えているわけですが、本町でも早い段階での周知・説明が必要かなと思っています。理解と協力を求めるためには、やはり周知・説明、また理解できるような内容のものが必要かと思うんですが、町民、事業所向け温暖化対策実行計画、これは実行計画でいいんでしょうかね、その今後の周知方法、また時期をお話いただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

先ほど、職員向けと、いわゆる役場の公共施設の形が身延町地球温暖化対策実行計画でございます。それをふまえて、今度は町民向け、あるいは事業所向けというふうな形で、地球温暖

化対策推進計画になります。これは法律に求められているものでございますが、そのような策定をしていきたいというふうなことで、いわゆる、それぞれの町民や事業所からの意見を吸い上げるといふふうなことで、ボトムアップ型の計画といふふうなものでいきたいなというふうに考えておりました、20年度において先進自治体における、いわゆる調査・研究をさせていただきたいと。そんなふうなことのために、組織づくりをも進めていきたいというふうに考えてございます。その中で、皆さん方のご意見を伺いながら、21年度には策定を目指していきたいと考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

20年度からですか、計画調査、そして研究を進めて、21年度には策定したいとのことなんですが、この組織づくりという答弁がありましたけども、策定における組織づくり、また人選の原案等、これはあるんですか。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

今、どんなふうな組織にするかという原案は、今のところ、頭の中にはございません。今年の新年度の当初予算の中に、ワークショップというふうなものを策定したいというふうなことで、予算要求をさせていただいてございます。提案がされておりますので、そのワークショップに集う皆さん方を中心な形にしていければ、町民の意見が聞けるのかなというふうに、おぼろげながら考えているというふうな状況で、具現化いたしましたところで、また皆さん方にご報告ができるというふうに考えております。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

それと、この組織づくりが今、話がありましたように、何しろ、幅広い層から人を集めていただきたい。かつ、この主体性を持てる、この環境問題に対して、理解をして、なおかつ主体性を持てるような、そういう人選をやはり心がけるべきではないかなと思いますし、そのような形で進んでいただきたいと思います。

私たちにもできるCO₂削減、いくつかの団体、いろんなもので、今、言われています。段階を踏むのが、これは合理的なやり方だといふふうにいわれております。日本においてCO₂排出量の多いのが、産業界と電力業界なわけです。家庭での電力消費も結構大きいわけですが、やはり一番は産業界と電力業界。また、その電力の供給のために発電するわけですが、CO₂排出は全体の30%を占めているわけですが、電力業界。ですから役場でも、今、進めております、それとまた一般家庭でも電気など、こまめな入り切りの対応ですね、そういうことを含めた省エネで、電力業界のCO₂排出を減らそうという、そういう試みがやられておりますが、その上で実際に使うエネルギーを、太陽光エネルギー、それから生物および森林資源の、素材のバイオマスエネルギーですか、それから風力のエネルギー等の自然エネルギーに置き換えていくのが一番理想的という、そういう話が出ております。すでに、その流れの中で、全国の多くの自治体やNPOがいろいろな内容で注目すべき、実績を積んでいるわけですが、

が、その中の1つに、この間の中にもありましたように、エコ増穂ですね、発表がありましたけれども、エコ増穂の活動、これも入っていると思うわけですが、このエコ増穂の活動をモデルにして、丸きり同じとは言いませんが、それをモデルにした本町方式、こういうものに取り組むことはどうなんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池義明君）

エコ増穂につきましては、県の地球温暖化防止推進センターの委員として、そちらに参加されております芦澤さんという方が、非常に問題意識を持ちまして、やっけていただいているというふうな状況。芦澤さんを取り巻く、グループの皆さんだというふうに理解しておるんですが、これにつきましては、エコ増穂は、実は新エネルギービジョンの実現に向けたというふうなことで、新エネルギービジョン、先ほども話がされました、非常にCO₂の排出というふうな話がありましたが、いわゆる化石燃料といわれている石油や石炭などに、私たちは一辺倒でございます。そんな限りある資源の代替資源というふうな形で、新エネルギービジョンというふうなものがあるんですが、その実現に向けた事業でございます、エコ増穂は、2007年から2008年というふうな形で、町立保育所のほうに太陽光発電所の設置事業を行っているというふうなことで、これは新聞報道がございました。

その資金といたしましては、85%、グリーン電力基金というふうなものの助成金を活用して、残りの15%は町民から募ろうというふうなものでございます。参加者、町民から募られた15%につきましては、地域協力商店で使える地域通貨の発行というふうなことで、そんなふうなものをエコ増穂が発行することによって、町からの資金は一切、支出がないというふうな形でございます。そこで太陽光発電で削減できた電気代の相当額をエコ増穂のほうに、町から拠出をしていただいて、それを事業の活動資金というふうなシステムで行っていくというふうな聞いてございます。

なお、新エネルギービジョンにつきましては、先ほども話がありましたが、太陽光発電とか、風力発電とか、太陽熱利用とかというふうなことで化石燃料に頼らない、いわゆる新エネルギーというふうなものでございまして、このエネルギービジョンの策定につきましても、やはり、今後、そんなふうな状況を続けて、私どもも策定していく必要があるというふうに思います。

なお、この協議会につきましては、実は地球温暖化対策の推進に関する法律の第26条の中に、地球温暖化対策地域協議会というふうなものがございます。このエコ増穂は、まさにこの地域協議会というふうなことで、先ほども申し上げました、グリーン電力基金からの助成が受けられるというふうなことで、今、自治体が行おうとしても、なかなか環境省、自治体には補助金を出していただけません。やはり住民主体というふうな形がありますので、私ども、先ほどもちょっと申し上げたんですが、推進計画をつくるのに、ワークショップを活用したり、そんなふうなものの、皆さんの集まりが地域協議会のほうに移行できるような形も照準にして、これから進めていければなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1 番議員（松浦隆君）

そうですね、自治体でやるということは、これは非常に難しいことだと思います。他のところでも、やはり協議会、それからNPO法人、そういうところが主体になって、いろんな活動をしております。例えば東京の江戸川の、NPO法人がやっていることは、家庭の電力が非常に多いと。そういうことで、それを削減するために、ではどうするかということで、NPO法人を立ち上げまして、例えば、家庭の中での冷蔵庫、それからエアコン、それが非常に消費電力が大きいと。ですから、それを解消するために、今の省エネ型の電気製品に代えることによって、上限が10万円なんですけど、それを貸与する。そういう形の中で、節減された電気代で、そのお金を返していくというふうな、そういう方式もいろいろやっているわけですね。全国を見れば、本当にいろいろございます。そういう中での、ぜひ、本町独自の、やっぱりNPOなり協議会なり、つくってやっていくべきだと思うんですが、ただ、それにはやはり行政が、それなりの指導をしていってやっていただきたいと、このように考えますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

今後の環境問題の、町としてのビジョンに関してですが、先ほど答弁が、課長からの答弁で実践力のある観光立町を目指したいということだと思うんですが、他の地方行政、同様に、環境の問題が山積して、今後、取り組まなければならない、本町として大変、大事な時期の大きな一歩になるんじゃないかというふうに、これで考えています。

ですから、そこで町長にお伺いしたいんですが、最後に1つだけ、町長にお伺いしたいんですが、これからの時代、国を挙げての地球温暖化対策への取り組みが地方行政へも波及してくることは明らかですが、その中で何をどう推進しているか。その方法、内容、その対応のスピードが最も重要になると思われるわけですね。県においても、今後の問題への対応のために、各部署ごとに取り組んでいた環境、担当を1つにまとめることを表明しました。本町においても、相当数の仕事量の増加が今後、予想されると思うわけですが、現在の環境下水道課だけでの対応では、本来の事業と、この温暖化対策事業、双方に支障を来たす懸念があるんじゃないかというふうに私は考えるわけです。この温暖化対策に対しては、半永久的に続けて、やっと成果が出る事業で、そして同時に永久的に進めなければならない事業でもあるというふうに、考えているわけです。本町の環境対策のビジョンと取り組みを町内外に示すためにも、環境独自の新たな部署を設置して、対応するべきではないかというふうに考えるんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

部署を新設するというふうな、最後、おっしゃっていますけど、これはまだ、そこまでいってありません。

ただ、環境問題が本当に、これは国にとってもそうですけど、地球的規模でもって汚染が進んでいるわけですから、私どもといたしましても、このことは肝に銘じて、今までもやらせていただきましたし、峡南衛生も、その形で進めさせていただいたわけでございますので、ただいま、松浦議員と、うちの課長とのやりとりをお聞きしておりましたが、大変、阿吽の呼吸で素晴らしい一般質問をなさっているなど、本当に感動をいたしました。

ただ、省エネというのは、やはり質問も答弁も、要するに省エネでおやりをいただくことが、議会の皆さん方も大変よろしいのではないかなと、そんな感じもいたしたわけでございますので、松浦議員の思いはひしひしと伝わってまいっておりますので、今後、いろいろな手立て、担当課とも合議をしながら進めさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（松木慶光君）

松浦君。

○1番議員（松浦隆君）

そうですね、今後もぜひ、この環境問題に真剣に取り組んでいただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で松浦隆君の一般質問が終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

ここで昼食のため、休憩いたします。

開会を午後1時30分にいたします。

休憩 午後12時20分

再開 午後 1時30分

○議長（松木慶光君）

それでは、会議を行います。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告の5番、渡辺文子君でございますが、文子君、登壇してください。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は3点について、お尋ねをしたいと思えます。

まず1点目、後期高齢者医療制度について、質問をいたします。

この後期高齢者医療制度に対する国民の怒りは燎原の火のごとく、全国に広がっています。制度の中止・撤回・見直しを求める地方自治体の決議は512自治体と、全国の自治体数の27.5%に上がり、反対署名は350万人に達しています。本町においても、まだ署名を取り始めたばかりですが、377人の署名が集まりました。岐阜県大垣市議会では、自民党市議団も反対の意見書を出しました。その内容は、本制度が実施されれば、過酷な負担がさらに追い討ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、わが国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を踏みにじる暴挙となる。高齢者に大幅な負担増をもたらす、生存権を脅かすというものでした。この怒りは、今後もさらに広がっていくと思えます。

日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党は2月28日、後期高齢者医療制度の廃止法案を衆院に提出しました。この怒りには、長生きすると医療で差別される。これ以上の負担を求めるといふ、これに対する国民の怒りがあると思えます。これはお年寄りだけではなく、国民全体の怒りとなっています。そういう中には、お年寄りの今、置かれている生活実態が最悪だということがあると思えますが、町ではお年寄りの生活実態をどういうふうに把握されていますでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

今の、高齢者における生活の状況がどうかというふうなことで、これはすでにもう、今回で3回のご質問というふうなことでございますけど、担当といたしましては、老人の、その生活の場に入って、どのような生活、困窮しているのか、そういう把握はしてございません。

ただ、私たちも地域におりまして、老人の方との接触はございます。たしかに年金生活の方たちが、また、これからいろんなことで、いろんな経費がかかってきて大変だという、そういう皆さんの状況は、肌で感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私、前にも言ったと思うんですけど、施策を考えるときに、その施策の対象者がどういう生活実態なのか。だから、何をしなければいけないのかということから、やっぱり施策が出てくるものだというふうに思っています。そういう意味では、やっぱりきちんと生活実態を把握する中で、では何が求められているのか。何を手厚くしなくてはいけないのかということ、やっぱりきちんと、私は考えるべきで、生活実態の把握が一番重要だというふうに思って前も質問したんですけども、その後、なんの進展もないということで理解をしました。

この生活実態については、山梨民医連が高齢者の生活実態調査ということで、昨年、生活実態調査をしまして、報道にもありましたけども、報告を出しました。その中で、地域に暮らす高齢者の厳しい生活実態が本当に明らかになったということで、例えば生活の困窮状況ですね、本人の収入なし、それから1万円から5万円未満とか、5万円から10万円未満ということで、高齢者本人の月の収入10万円未満が、全体の5割近くを占めている。そして、特に女性においては経済状況が大変厳しくて、女性の月収の10万円未満というのは59%。6割に迫っているという、そういう高齢者の実態があるという報告がされました。

本町においては、やっぱり、低所得世帯が多い本町でありますから、これはそのまま、本町にも当てはまるのではないかと私は理解して、だからこそ生活実態に基づいた、きちんとした施策、何を手当しなければいけないのかということ、町としてすべきではないかなと思いますけれども、この生活実態、先ほど税金の関係で、厳しい状況だという実態はおっしゃったんですけども、今後、その生活実態ですね、どういう生活実態なんだということ把握するおつもりはあるのか、どうなのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

今回の医療制度改正に伴いまして、どのようなことで、このような背景になってきたのかという、そんな国の考え方というか、私の予測する部分で、ちょっと話をさせていただきますと、これはもう、前から話をしましたように、現行でいきますと、医療制度の崩壊が間近というふ

うな背景のもとで、また少子高齢化の中で、これまで5人で支えてきたのが4人、あるいは3人で支えていかなければならないという、もう現実面に直視しまして、それぞれ負担していただける範囲で負担していただくということで、今回もそれぞれ特例措置がされておまして、所得者、168万円ですか、高齢者の方は7割軽減とか、されるようになってございます。

それでは、先ほど言った10万円の所得の人がどうなるかということで、まだ、私も前からも3回、質問を受けておまして、どうしてこのような問題が生じてきているのかなと、ちょっと考えてみました。

1つ、背景には、なぜ、その人たちから均等割を取る制度になっているのかというと、今、国で、これは上位法で町も、あるいは県の連合のほうでも、その制度に基づいてやっている。背景にはやはり、生活保護実態、生活保護を基準とした、例えば年間70万円以下の人からはかからないような方策をとっているわけですけど、実際、今の制度の中では民法上、相互扶助、子は親をみる、親は子をみるということがまだ、わが国の中ではそういう流れの中で、世帯の中で、例えば先ほど言った、ほとんど所得がなくても、普通徴収に、その人たちはなるわけです。そして普通徴収の、その負担はどうするかというと、世帯主が義務を負うということになっております。あるいは、夫婦の場合は奥さんが例えば無年金、だれどご主人がそれ相応の収入を得ている場合は、主人が面倒みてやりなさいよということの根底のもとに、先ほど言ったゼロの人、その世帯主、あるいは夫婦の場合はどちらかがみてやる、そんな制度のもとに、今、議員さんがおっしゃられる、本当に無年金、あるいは10万円以下の方も、今、7割軽減しても年間1万1,600円、払わなければならないシステムということになっておりますから、生活実態の前に、やはりこういう制度が、また国の中でどう考えられるのか。先ほど言った、今、わが国日本の相互扶助、扶養、まだ民法上で定められている扶養というふうなことに重きを置いている中では、やはり、こういう制度になってしまうのかなということで、今、思っている状況で、すみません、前段が長くなりまして。生活実態につきましては、個々にゼロの人がいくらあるかというよりは、まだ世帯の状況の中で、それぞれ負担金、国保料も決定になってきているという状況だけ、ご理解をいただきたいと思います。ということで、まだ生活実態までは、踏み込む予定はございません。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

この問題については、先ほども生活保護という制度があるではないかということ、前にもおっしゃったんですけども、もちろん、その家族の中で扶養義務を負う人たちにおいては、今まで、扶養になっていたわけですね。だけど今回は、そういう人たちも自分で払わなければいけない。全部、75歳以上の人は、自分で自分の保険料を払わなければいけない制度になってきましたよね。そういう意味では、そういう人たちもいるし、それから一人暮らしの人たちは、やっぱり、誰も援助をしてもらえないということで、一人で頑張っているという方もいらっしゃると思うんですね。そういう意味でも、そういう人たちも、きちんと制度を活用できるような、保険証を取られたり、そういうことがないような制度にしていく必要があると思うので、その前に私は高齢者の生活実態がどうなのかということで、では町はどういうふう、国が言うとおりのものではなくて、この町の高齢者はどういうふうにして守っていくんだ

という、そういうものが必要ではないですかと。生活実態をきちんと把握した上で、そういうものが必要だということで、生活実態をとということで、今まで言ってきたんですけども、なかなか理解していただけないようなので、生活実態を調べる予定はないということで、次に進みたいと思います。

次に制度の周知ということで、前の質問でも、やっぱり分かりにくい、この制度ですね。だけど、もう4月から始まるということで、周知についてはきちんとやっていただきたいということでお願いをしたんですけど、その後も4月から始まってしまうということなんですけども、周知のほうはどうなっているのでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

先ほどの件で、もう1つ、加えておきたい点でございますけど、後期高齢に入ってしまうと、その人が負担しなければならない。だけど、その負担しなければならないという人については、それぞれ所得があって特別徴収できる方でありまして、できない方は普通徴収になっています。上位法のほうでも、普通徴収については世帯主の負担義務を負っていただくというふうなことが規定に設けられております。そのことをちょっとご理解、1点していただきたいと思います。

それでは住民への周知の関係でございますけど、まず広報をもちまして、すでに6号までシリーズ的に出させていただいて、パンフレットも2回、また該当者には1回というふうなことで出しておりますけど、たしかに分かりづらいパンフレットになってございます。というふうなことで、町といたしましては、すでに各地区に入りまして、これもそれぞれ、協議会とか、あらゆる機関をとおしまして、いつでも応じますよということで、すでに5回ほど入っております。それから、やはり一番接触、今、民生児童委員さんです。高齢者と、非常に接触の多い民生児童委員さんに1時間ほど勉強していただきまして、これからまた、高齢者のお宅を訪問された際には、ぜひ困っている方がありましたら、その勉強の内容、あるいは町の窓口のほうへご案内をしていただくようにということで、周知を図ってございます。

なお、これから、また、今、社会福祉協議会とか、老人クラブを抱えている関係機関と今、連絡調整をしながら、それぞれの総会なり、集まる機会に入っていくというふうなことでやってございます。今、積極的にしておりますし、また窓口へ来た、それぞれのお客さんに対しては本当に時間をかけながら、懇切丁寧に説明をしてございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

課長、おっしゃるように、広報では本当に分かりにくくて、私たちが読んでも分からないというようなものが、果たしてお年寄りが読んで分かるのでしょうかということで、やっぱり、きちんとした説明ですね。さっき、おっしゃったように、老人クラブとか、そういうところにやっていると出掛けていってということも必要でしょうけども、町として、きちんとした説明会ですね、それはやっぱり、すべきではないかなというふうに思うんですね。やっぱり、お年寄りがすごく不安な思いをしているんですね。

この前、生き生きデーですか、中富でやったのと、それからいろんなところでやっていらっ
しゃって、皆さんから感想を聞いたんですね。そうすると、やっぱり職員の話聞いたけども、
さっぱり分からない。それから、保険料がどれだけになるのか。それから、これはどうも姥捨
て山だねと、長生きするなよということか。若い人もおじいさん、おばあさん、長生きしてね
と言えない制度だねというようなことを、あとの立ち話で話をしていたという話も伺いました。

きちっとやっぱり、これは本当に、こういうようなことは当然で、やっぱり、でも4月から
始まるわけですから、高齢者の皆さんに分かるように丁寧に、町として責任を持って説明をす
ることが必要ではないかなというふうに思いますけども、それについてはいかがでしょうか。
町として。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

これまでも、先ほど申し上げましたように、町でそれぞれの機関と打ち合わせをしたところ、
やはりちょっと寒い時期で、皆さんちょっと、集めるに集められないというような状況がござ
いまして、やはり、もうちょっと、あと時間がないもので、また計画を立ててしていきたいと。
また、これから、事務局と担当と打ち合わせをしながら、またそれぞれの団体と打ち合わせを
しながら、そんな機会を設けていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

もちろん、そういういろんな会合に行って、説明することも大切でしょうけれども、町とし
て、きちんと説明会をする、いろんな場がないと、やっぱり伝わっていかないのではないかと
思いますので、努力をしていただきたいと思います。

それから3番目の相談窓口についてなんですけども、今のお年寄りに話を聞くと、自分の保
険料が一体どのくらいになるのか、どのくらい引かれるのか、そういうことすごく、いろん
な意味で不安になっている方が多いということを感じます。そういう意味で、これからどん
どん4月になって、お知らせなんかがあると、特にそれは多くなっていくのではないかと思うん
ですね。そういうときにやっぱり、いつでも相談できるような窓口をきちんと設けて、いつ
でも対応できるような対応をしていただきたいと思いますけれども、それについては、いかがで
しょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

本庁の担当はもちろんですけど、過日、やはり課長会議でも話をさせていただきまして、そ
れぞれの身延支所、あるいは下部支所、近場で相談できるように、また、これから、今まで制
度のはっきりしなくて、ようやく、今、国会のほうへ提出され、おそらく動かなければなら
ない状況にありますから、もう、今の制度というか、今の中できちっと各住民の皆さんに相談
できるようにということで、まず中で勉強会もしようとして、その計画も立てて、それで住民の皆さ

んが来たとき、先ほど言ったとおり、両支所でも対応できる、そんな体制を整えていこうというふうなことで、今、計画してございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

役場の職員の方は、やっぱり地域で、お年寄りに聞かれたりしたら、きちんと答えられるような対応も必要だと思いますので、窓口ももちろん必要ですけども、職員一人ひとりがやっぱり、そのお年寄りの不安な思いに答えられるような、そんな対策もとっていただきたいと思えます。それは、していただけるということで確認してよろしいですか。

○町民課長（渡辺力君）

はい。

○13番議員（渡辺文子君）

では最後の保険料、窓口負担などの軽減策についてということで、お尋ねをいたします。

広報みのぶ2月号には、後期高齢者医療制度の保険料が決定したということで掲載をされておりました。それによれば、応益分である均等割額は年3万8,710円で、これに応能分の所得割が加わることになっております。これまでの老人保健法が廃止をされ、75歳以上の方は文字どおり、全員がこの後期高齢者医療制度に編入をされ、保険料も全員から徴収されることになったわけですね。低所得者への減免制度は均等割でいうと7割、5割、2割の3種類の減免しかありません。低所得者のみの世帯では所得割は発生しないものの、同居世帯の収入状況によって減免の対象にならず、年金から均等割と所得割の合計額が天引きされることになっております。

広報の中で7割、5割、2割ということで軽減されるということでありましたけれども、これが7割軽減されて、1万1,613円ということですよ。これ、所得がない人は、最低限、これは払わなければいけないということで、額、7割としても月に968円なんです。これに介護保険料がプラスされて、例えば1万5千円の方たちも、この額をやっぱり払わなくてはならないということで、大きな負担になることだと思います。

そういう意味では、保険料もそうなんですけども、窓口負担ですね。例えば1割負担ということなんですけれども、外来の負担の上限とか、それから入院の負担の上限とかということがありますけれども、これが低所得者、一番の低所得者の中でも外来が8千円。それから入院したら1万5千円の額なんです。いくら軽減されても、これだけは払わなければいけないという額なんです。先ほど、課長がおっしゃったように、こういう制度があるではないかといっても、これだけの、例えば入院して、いろんな病気で入院したということになっても、これだけは払わなければいけないということで、これが負担できない人たちはどうするのかなというところが心配になるんですけども、これについては、町としてお考えはあるんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

先ほど、冒頭申し上げましたとおり、これはもう制度上で、町といたしましても減額分に、先ほど7割軽減、あるいは5割、2割軽減した場合の分については、すでに町の4分の1の一般財源、皆さんからいただく税金も充ててございます。また、あるいは一般財源からは、後期

高齢のほうからも、過日、予算で説明させていただいたとおり、2億円以上のお金も出しているということで、本町の財政状況を見る中では、今の、ちょうど、制度にのった減額分の補てん、4分の1の負担とか、それを超えてのさらなる制度をとというふうなことだと思いますけど、現在のところは、まだ考えられない状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

さっき、この広報に7割、5割、2割の軽減があるということなんですけども、住民の皆さん、まだ試算できていないのかも分かりませんが、自分がどこに当てはまるのかということが、まだ分かっていないんじゃないかなというふうに思うんですね。こういうのも、なるべく早くお知らせをしてもらいたいと同時に、この7割、5割、2割の方たちが、75歳以上の、全体の中でどのくらい、本当はこの7割の方がどのくらい、5割の方がどのくらい、2割がどのくらいとお聞きしたいんですけど、まだ出ていないということなので、全体としてどのくらいになるのかということをお聞きしたい。

それから、もう1つは、その高齢者の医療の確保に関する法律の第69条には、特別の事情がある被保険者は医療関係での一部負担金を軽減、または免除できると決められています。法律で。こういう法律があるわけですけども、まだ、軽減されても負担が大変な人たちには、この制度が適用できるのかどうなのか。できるものなら、していただきたいというふうに思うんですけど、これについて。以上3点ですね、お願いします。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

まず69条ですか、減免あるいは減額措置が、上位法でも、後期高齢の法の中でも、あるいは県の広域連合の条例の中でも定めがございます。これに対しましては、やはり要綱等で、その条項に当てはまった場合は、当然、していかなければならないと確認してございます。

それから、もう1点のほうは、前段、すみません・・・軽減の、はい、分かりました。

まだ7割、5割、2割がそれぞれの、どのくらいパーセンテージを占めているかということ、現段階ではまだ把握が困難な状況でございまして、県の連合の試算によりますと、50%ということで、今、つかんでいるところでございます。50%が軽減世帯に当てはまるということ。

以上です。

○13番議員（渡辺文子君）

それで、一番最初の質問、1点目の質問、いつ知らせるような・・・。

○議長（松木慶光君）

町民課長。

○町民課長（渡辺力君）

これからのスケジュールでいきますと、まだ、従前で行きますと国保の関係の部分については、すでにデータを送ってあるわけですけど、これから健保組合、つまり社会保険庁関係の部分については、この3月31日までにそれぞれの被保険者、あるいはまた被保養者の関係のデー

夕を送るということになってきます。その方たちについては普通徴収というようなことで、早くて7月、あるいは被扶養者については10月からの課税というふうなことで、それぞれを諸々、全部集計した時期となりますと、やっぱり完全に納付、また保険料が決定される今年の10月1日以降でないと、正しい数字が把握できないという状況で、今年は特にスタート年度が4月1日ということで、来年になれば少しは早くなると思いますけど、今年は初年度というふうなことで、先ほど言ったとおり、軽減措置とか特例措置等もありまして、10月以降というふうな状況になってきます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では確認なんですけれども、その7割、5割、2割以外には、町としては考えていないと。だけど、この高齢者の医療の確保に関する法律の中の69条の、その制度については当てはまる部分では、当てはまる人に対してはやっていくということで理解してよろしいでしょうか。

○町民課長（渡辺力君）

はい。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。

では、2点目の質問に移ります。

安全な学校給食と地産地消についてということで、質問をします。

この質問は同僚議員が午前中やられましたので、私は若干、重なる部分もあるとは思うんですけれども、違う部分で質問をしたいと思います。

この食材についてということで、今回、やっぱり、食の安全性という問題があったときに、保護者の方たちに、家庭では気を付けているとは思うんだけど、学校給食に関して、どんな思いをされていますかということで、何人かの方にお聞きをしました。そうしたら、私も意外だったんですけども、本当に学校を信頼しているということで、そんなことを考えてもいなかったという答えが返ってきました。

小学校に入学するときに、給食について、保護者にきちんと説明をされていると、午前中の答弁でもありましたけれども、そういうことをして、そして試食も、保護者の方たちはしているということで、本当に全面的にも学校を信頼している様子がうかがえました。

栄養士の先生や調理員の皆さんはやっぱり、相手が日々成長している子ども相手なんだということで、いつもそのことを頭に置いて努力をしているという話も伺って、本当に頭が下がる思いをしました。いろんな工夫をされていて、子どもたちにはなるべく多くの経験や体験をさせたいということで、家庭では味わえないような食材を食べさせたいという思いで、献立にいろんな工夫をしているという話も伺いました。

やっぱり、安全なものを追求すればするほど、手間も暇もお金もかかるんですね。例えば、葉っぱなんかは安全面ですごく気を使っていて、3回洗わなくてはいけないとか、例えばコロッケなんか、子どもたちはすごく大好きなんだそうですけども、普通コロッケというのは平たいんだけど、学校で作るコロッケは丸くて、ふんわりしておいしいねということで、子どもたちにはすごく好評だそうなんですけども、揚げるときも3カ所に温度計を置いて、きっちと温

度管理をしながら揚げているということで、本当に努力をしていただいている様子が理解できました。

やっぱり、子どもたちの食というのは、発達過程は化学物質の影響を受けやすい上、細胞の破壊などが継続するおそれがあるということ。それから手や物を口にするなどの行動をとる一方、食物が大人ほど多様でないため、特定の物質を大量に取り込みやすいということ。それから代謝、排泄機能が未熟なため、やっぱり、なるべく安全な食料を子どもたちには食べさせないと、あとの問題も出てくるということで、皆さん頑張っているんだと思うんですね。そういう意味でも、午前中の論議でもありましたけども、物価が高騰して食材も高騰している中で、なんとかこういうような努力をしている、この努力がやっぱり、実するためには、今、ある負担ではなかなか、無理ではないかなということで、南部町では200円の補助を出しているということをお聞きしています。そして、今年はそれを増額したいという話も、この前、聞いてきました。

何よりも、子どもたちの安全な食料を調達するためにも、給食費への補助が、私は今こそ必要なんではないかなというふうに思いますので、ぜひ、この点についてお考えがあるかないか。今後、どうするのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（笠井義仁君）

午前中、うちの課長からご説明を申し上げたことですべてでありまして、できるだけ努力をしながら、しかも安全ということに十分気をつけながらやっていくつもりではおりますが、1年間余裕を置いて、あとは上昇の様子を見ながら、検討していかなければならないということまでは分かりますけどもね。

大きな補助が出ていることは、渡辺議員さんも十分ご承知のことだと思いますけれども、その中の食材費について、子どもたち、保護者から負担をしていただくということが、十分ご理解いただいているところですけども、南部町の例が出ましたが、私たちの部分では、そこまではまだ考えておりませんし、教育委員会はお金を持っておりませんので、先ほどちょっと、私が答えていいのかどうなのか、お金を持っている方に怒られやしないかなと思って、ちょっと躊躇しましたけども、いずれにしましても、せっかく質していただきましたので、まったく、渡辺議員さんがおっしゃるとおり、食育というのは、ただ給食を食べればいいではないということで、昔は栄養失調の子どもを救うためにということから、だんだん適正な食のあり方を考えるところへ進んで、さらには地域のものであることによって、地域のお百姓を知るとか、そういうふうに、私たちの郷土を愛するところまでも広げて、だんだん、給食というのが入っておりますので、大変、今、大事なことで、今までは、その栄養士は、栄養職員と言ったんですけども、その中から栄養教諭、栄養教諭というのも教壇へ立って指導ができると。そういう方向に変わりつつあって、本町でもそっちのほうへできるだけ研修をして、応募するということ、栄養職員の皆さんにはお願いしているところです。大変、大事なことで、真剣に取り組んでいきたいと思いますが、お金の問題になりますと、こちらを向かれてもちょっと困りますので、そちらへ質問してください。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、食の安全が大きな問題になっている中、そして食育が重視されている中、食材の選択というもやっぱり、学校給食にとって重視しなくてはならない問題だと考えています。そういう意味ではやっぱり、ほかにも出ていることは承知していますけども、今、ある中で、やりくりはたぶんしてくれている、くださるとは思うんですけども、やっぱりそれも、限度がありまして、それが子どもたちの食品に跳ね返ってくるということを、私は一番、心配しているんですね。かといって、やっぱり親の負担もなかなか厳しいということで、こういうときだからこそ、額の問題ではなくて、子育て支援という立場からもぜひ、なんらかの補助があったらいいんじゃないかというふうに思いますが、再度、今度は町長にお願いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

財政的な問題が出ておりますけども、教育委員会で担当の皆さん方がこれでいこうということであれば、私どもは出すにはやぶさかではございません。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

関係機関でよく協議をしていただいて、本当に子どもたちのためにということで、検討をしていただきたいと要望をして、1番目は終わります。

それから地産地消の取り組みということで、午前中、同僚議員も質問ありましたけども、南部の例も出ていましたけれども、南部においては、道の駅に出荷している農家に農産物を提供してもらって、学校給食センターの管理栄養士さんが供給農家の畑を、実際に視察してまわっているという話を聞いてきました。

やっぱり、いかに子どもの食に対する取り組みというか、そういう、今、南部においてはモデル校ということで、いろんな制度があるということは承知しているんですけども、それにしても、今まで200円の補助が出ていたとか、そういう意味ではいい取り組みをしていたんじゃないかなというふうに思っています。

下部地区では長い間、子どもたちに安全な食材をとということで、無農薬のお米や野菜を毎年、寄附してくださっている方がいるんですね。子どもたちも、今日はそのおじいさんが作ってくれた野菜で、とてもおいしかったよというようなことで喜んで話をしてくれます。本当に子どもたちに対する思いというのが本当に伝わって、頭が下がる思いをしました。

地産地消の問題については、1%ぐらいという答弁があったわけですけども、やっぱり、地域の方たちが作った野菜を、なるべく子どもたちに食べさせたいという思いは誰もが同じだと思うんですね。そういう意味では、現在はやっぱり、自家消費するだけの農産物ですけども、これをやっぱり農協とか、そういうところを通すと、やっぱり単価が上がってしまうので、直接、その生産者がグループなりをつくって、この1%をなるべく上げるべく、少しでも子どもたちのために、地域の方たちが取り組んでいただければと思うんですけども、そういう意味では、この土地に合った地産地消のやり方で、少しでも多く、子どもたちに地場品を食べさせたいと思っているんですけど、そういうふうな提案ということに対してはどうなんでしょうか。考えはありますでしょうか。

疑問に思いながら今、答弁させていただいておりますけども、私が申し上げられる範囲は、そんな程度だと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

一応、提案ですので、こういう提案もあったということでお聞きいただきたいと思います。

最後の3番目、アレルギーを持つ児童に対する対応ということなんですけども、これ、今、アレルギーを持つ子どもたちが、かなり多くいるのではないかなと思うんですけど、除去食をするほどまでもないのかなとは思いますが、学校給食ではどのような対応をされているのか。除去食をしている子どもたちは、どのくらいいるのか。そして、どういう対応をされているのかということで、お聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

アレルギー源としましてはタマゴ、ナッツ類、ゴマ類、それから乳製品、そばなどがアレルギー源とされておりますが、本町での対応であります。現在、4つの施設でそういう対応をしているのは、合わせて6人の児童生徒がおります。保護者からの申し出をさせていただきますが、その際、診断書を添えていただきます。というのは、うちの子どもはこれが嫌いだから食べさせないでほしいというような申し出もあるようですので、たしかに医者が認めたものについて除去しようということで、診断書を添えていただいております。

それで、2段階で調理をしております。最初、例えばナッツ類を出すときも、ナッツを加えないで、その子どもの分を作って、次はナッツを加えて、アレルギーの子どもでないものを作るといったようなことの2段階の方式で調理をして、対応しております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

大体、比較的、除去が簡単、それを抜けばいいというような、今は対応で済んでいるから、比較的やりやすいのかなと思いますけれども、これについては、調理員さんや栄養士さんのご苦労はもちろん、あると思うんですけども、やっぱり家庭との連携ですね。そういう意味では家庭との連携をとりながらやっていると思うんですけど、やっぱり、いろんなアレルゲンがあるわけですから、そういう意味では時期によって、いろんなものも加わってきますので、そういう意味では、家庭との連携というのはきちんととって、やっていらっしゃることなんです。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

先ほど、6人ということで申し上げました。それからアレルギー源も一般的なものを申し上げましたけども、6人のうち1人、相当、重症な子どもがおります。ほとんどの食品、学校で出される、ほとんどの食品について配慮しなければならないというような重症な子どもがおり

まして、その子どもに対しては、各学校からあらかじめ献立表が、それぞれの世帯に届けられます。

お母さんが幾月幾日の献立が、こういうもので、この子はこれが食べられないということになれば、それと似たような、例えばサンマが駄目だとするとサバを出すとか、そういうようなことで、お母さんがほとんど同じようなものを、朝、弁当として持たせて対応しているというようなケースもあります。

徐々にその症状は、年齢が加わると同時に改善されているような方向にはあるようですが、1人、ひどい子に対しましてはお母さんが代替の物を持たせて、あらかじめ栄養士とお母さんで連絡をとりながら、そういう対応をしているという子どもが6人のうち1人はおります。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。引き続き、やっぱりきめ細やかな対応をしていただきたいと思います。

最後ですけれども、妊婦健診の現状と改善について、質問をいたします。

妊婦健診、町の活性化というのは、若い人たちに移り住んでもらって、この町で子どもを産み育ててもらうことが、とても重要だと思います。豊かな自然に恵まれた本町の子育てには、とてもいい環境だと思います。母体と胎児の健康チェックするのが妊婦健診です。その病院によって、それぞれ違いますが、1回当たり5千円から1万円以上かかります。先日、話を聞いた人は最小で、いろいろ検査をして2万8千円かかったということです。しかし、妊婦健診には医療保険が使えないので、健診を受けずにいて、陣痛がきてから病院に駆け込む例があとを絶たないそうです。

昨年の夏、奈良で緊急搬送に時間がかかり、死産した女性の場合も受診をしていなかったそうです。奈良県は、妊婦健診助成がたった1回の市町村が多い県でした。現在、山梨県では6千円分を5回公費負担していますが、国は妊婦健診の回数を13回から14回が望ましいと通知をしてきました。町独自の対応が求められています。

来年度以降の予算を含め、女性が10回以上の市町村は67あり、そのうち秋田県内が13市町村、福島県内が16市町村と東北2県で、全国の43%を占めています。秋田はどこに住んでも8回以上の助成が受けられ、中でも男鹿市では16回の健診だけでなく、2回の歯科検診にも助成があり、妊婦1人当たり9万円から10万円を出す計算で、必要な検査はほぼ無料で受けられると報じられています。出産、子育ての不安を解消するには、祝金を出すよりも健診の助成が効果的だと、アンケートの結果が出たとも報じられています。東北地方での少子化対策への意気込みがうかがえます。

教育厚生常任委員会で、2月に視察をした長野県阿智村でも15回の助成をしていました。若い妊婦にとって健診の必要性は分かっているけども負担が重く、健診を受けられないのが実態です。安心して出産できるように、町独自の妊婦健診への助成をし、県の5回に上乘せをし、国が指導している13回ないし14回に近づけることが必要だと考えています。現状についての改善は考えているかについて、お答えください。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

お答えいたします。

今、現状につきましては、渡辺議員さんがおっしゃったとおり、県下統一で5回です。それを町単独で増やすのか、いろんなことですが、それは先ほどご質問あったように、少子高齢化対策、子育て支援対策、定住対策等に含まれて、何をどうするかとなりますから、今後、政策室、財政課等を中心に私たちの課でも、子育て支援課でもいろんな課を、子育て支援プロジェクトといいまして、その中で検討しないと、妊婦健診だけを14回にしても、それがいいのかどうか、ちょっと分かりませんので、そんなことで、たぶん課長会議に話題になっておりますので、こういう方向で検討する機会があると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君、あと5分です。

○13番議員（渡辺文子君）

妊婦健診という必要性というのは、分かっていると思うんですけど、前は妊娠中毒症といったんですけど、今はちょっと名前が変わって、これは将来の生活習慣病の予防にも役立つということで、きちとした対処を早期にやっぱり、すべきだということも言われています。そういう意味では、将来の医療費のことも考えたり、それから今の子育て支援、何よりもやっぱり若い世代の負担を軽くして、この町が子育てしやすい町になるように、多くの人に住んでもらえるような対策を整えることの上でも、私は重要な施策だと思いますので、さっきの答弁にありましたけれども、論議することもあり得ることなので、ぜひ、そのことを前向きに考えていただきたいと思います。

南部町では8回のを、今度14回にしたいと。市川三郷町では、5回を10回にしたいという答弁があったということです。それから、それに加えて不妊治療費に対する助成ですね。この不妊治療に対しては、精神的にも肉体的にも経済的にも、本当に大変な思いをされて治療されている方がいらっしゃると思うんですね。そういう中で少しでも、この町の方たちが、この町で安心して、子どもを産んでいただけるような助成ということが必要ではないかなというふうに思いますので、このことに関しては、どういうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中澤俊雄君）

ご質問の不妊治療費は現在、補助を出しておりませんが、そういった治療費を含めまして、不妊からずっと定住まで、含めて検討材料になると思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

やっぱり、この環境がいい本町において、一人でも多くの若い人たちが住んでもらえる、そしてそこで子どもたちを産み育てられるような対策ということで、重要な施策だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでした。

それでは、最後のあいさつをしたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分

平成 2 0 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 9 日

平成20年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成20年3月19日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託案件に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案の質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案に対する採決
- 追加日程第6 切坂山恩賜県有財産保護組合議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	穂 坂 英 勝	12番	伊 藤 文 雄
13番	渡 辺 文 子	14番	奥 村 征 夫
15番	川 口 福 三	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 沱	18番	石 部 典 生
19番	中 野 恒 彦	20番	松 木 慶 光

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	依田光弥	副町長	野中邑浩
総務課	長	片田公夫	会計管理者	市川忠利
財政課	長	佐野雅仁	政策室長	依田二郎
町民課	長	渡辺力	土地対策課長	望月和永
身延支所	長	広島法明	下部支所長	山宮富士男
福祉保健課	長	中沢俊雄	子育て支援課長	赤池和希
建設課	長	伊藤守	産業課長	遠藤忠
環境下水道課	長	赤池義明	観光課長	望月治雄
水道課	長	串松文雄	教育委員長	佐野武司
教育	長	笠井義仁	学校教育課長	赤池一博
生涯学習課	長	佐野治仁		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 深沢 茂
録音係 遠藤 守

開会 午前 9時00分

○議長（松木慶光君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を行います。

本日は、議事日程第4号により行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、望月広喜君。

○総務常任委員長（望月広喜君）

総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、近藤康次君。

○教育厚生常任委員長（近藤康次君）

では、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、伊藤文雄君。

○産業建設常任委員長（伊藤文雄君）

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

各委員長報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告および修正案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

総務常任委員長の報告について、反対討論をいたします。

議案第8号 身延町後期高齢者医療に関する条例の制定について。

岐阜県第2の都市、大垣市で政府に提出した意見書について、次のように報道されています。本制度が実施されれば過酷な負担がさらに追い打ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な影響を及ぼし、わが国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を踏みにじる暴挙となる。高齢者に大幅な負担増をもたらす、生存権を脅かす。この意見書の提案をしたのは自民党で、公明党の議員を除く全議員の賛成で可決をしました。

朝、新聞に折り込まれていた自民党市議らで作る自由クラブの会報には、意見書を提出した報告が記されるとともに、一番上段には「後期高齢者医療制度に断固反対 国に対し制度の廃止を強力に要望してまいります」と書かれています。後期高齢者医療制度に対する国民の怒りは、燎原の火のごとく全国に広がっています。

3月14日の参議院予算委員会での、日本共産党の小池晃議員の質問に対し、舛添厚生労働大臣は、3月11日までに厚生労働省に届いた中止見直しを求める意見書が487件あったことを明らかにしました。全国の全自治体の約3割にもものぼる数です。

後期高齢者医療制度は75歳という、特定の年齢以上の方のみ対象とする新たな保険制度です。世界で国民がみんな、健康保険に加入しなくてはならない制度をとっている国の中で、後期高齢者医療制度と同じような制度がある国は1つありません。

75歳以上の方を勝手に後期高齢者と呼んで、75歳になったとたんに現在、加入している医療保険から全員が脱退させられ、新しい制度に囲い込まれていく。75歳以上の高齢者だけ、なぜ外さなくてはならないのでしょうか。75歳を過ぎた親は、なぜ扶養家族にはいけないのでしょうか。政府は、高齢者にきめ細かい手当ができる制度の創設だといっています。それならば、別建ての保険にしなくても、その患者に合わせた医療をすればよいことであって、別の保険に切り離す必要はありません。

私は今まで、議会ごとにこの制度について、一般質問をしてきました。年金から天引きの保険料、年金額が月に1万5千円に満たない人、無年金の人は保険料を自分で納めなくてはなりません。負担は増え、受けられる医療も制限する制度です。

今国会には、後期高齢者医療制度廃止の法案が提出されています。直ちに4月の実施を中止し、撤回することを願い、本条例制定に反対するものです。

議案第38号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、後期高齢者医療制度の発足による予算の計上です。条例制定の折にも討論の中で述べましたように、75歳以上の方々を勝手に高齢者と決めつけ、現在、加入している医療保険から全員が脱退させられ、新しい制度に囲い込まれていく。健診、治療の後退、負担の増加などで、75歳以上の方を苦しめる何者でもありません。

3月4日付け、山日新聞に次のような投書が掲載されていました。75歳以上の人たちは、

いわれなき大戦で食べるものもなく、大変な苦勞を乗り越え、さらに現在の日本の基礎を築いてきた人たちなのです。その人たちを二階に上げ、はしごを取り外したり、病んで寝ている者のふとんを剥ぐようなことが、よくもできるものと心を痛めます。私も同じ思いです。

よって、後期高齢者医療制度のための本予算には、反対をいたします。

○議長（松木慶光君）

ただいま、渡辺君の反対討論がございましたが、賛成討論はありますか。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

それでは議案第8号 身延町後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者制度は、平成20年4月1日からスタートに向けて、山梨県後期高齢者医療広域連合が設立。本町議会でも議会の代表者を送るなどして、今日に至っている。本条例の事務を進めるための手続きの上、規定を定めるものであり、今後、制度の運用を見ながら論議すべきものであると思っている。本条例を否定した場合には、身延町だけの医療制度を設け、対処しなければならない。実現としては、できないことである。町民の皆さんに大きな混乱を起こすことだけ。それは絶対に避けなければならないということで、賛成するものであります。

○議長（松木慶光君）

ほかに討論はございますか。

福与三郎君。

○7番議員（福与三郎君）

平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

本特別会計は、主として75歳以上の被保険者の医療に欠くことができない療養給付費の負担金1億9,715万8千円および、低所得者の保険料を軽減するための負担金5,464万円。また850人の特定健康業務委託等、重要な予算でありまして、後期高齢者医療事務がストップし、被保険者が診療を受けることができない最悪の状況を回避するためにも賛成といたします。

○議長（松木慶光君）

他に討論はございますか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

まず、最初に議案第18号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を除いた委員長報告に対する討論を求めます。

討論はございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第23号 身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例に対する反対討論を行います。

町単独の心身障害児福祉手当の支給を廃止する条例ですが、障害を持つ子や親たちを少して

も多く支援すべきで、10月に施行するにしても、町として廃止するという事です。障害者に対する手当を廃止すべきではないと考え、反対をいたします。

議案第35号 平成20年度身延町一般会計、教育費、2目公民館費について反対討論を行います。

19年度941万8千円の賃金が20年度169万3千円になり、身延の4分館の用務員さんが配置されないということです。地域共同で、まちづくりを進める上で地域のコミュニティ活動の拠点となる公民館の役割は重大です。これまで、公民館の組織形態や運営については、3つの地区が異なっていました。地域住民の皆さんと十分話し合いをする中で、自主的な活動をどう進めていくべきか、検討すべきと考えます。地域の皆さんが利用しやすく、自主的な活動を進めるには、その地域に合った手立てが必要だと考えます。

4目青少年育成推進費について、反対討論を行います。

19年度まで、2人だった青少年カウンセラーを1人にする予算です。青少年カウンセラーは学校とは違う立場で、青少年の健全な育成を図るために子どもたちや保護者、そして地域の人たちの相談や助言をする。青少年育成組織との連携を図り、青少年育成を総合的に進める。青少年育成身延町民会議の活動を進めるなどの、大きな役割があります。

青少年を取り巻く状況が厳しい今、青少年の健全な育成を図るため、カウンセラーを中心に町民全体で考えていかなければならないのに、1人に減らしてしまうことには賛成できません。

民生費、5目障害福祉費について。条例審議で反対討論をしましたが、身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例の具体化ですので、反対をいたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに、賛成の方の討論はございますか。

近藤康次君。

○16番議員（近藤康次君）

私は、賛成の立場で発言をいたします。

たしかに渡辺君の言うことも分かりますけれど、緊縮財政ですね、また国の支出金の減少、それらを考えますと、言うは易くして行いは難しというのが現状だと思います。それらについて、当局も大いに心配しておりますけれども、思うに任せないと。したがって、こういうふうなことで、対応せざるを得ない状態にあります。すべてのことについて、縮小していくことはできませんけれども、主立ったものとして取り上げたものでして、カウンセラーの2人を1人というようなことも、苦肉の策と理解しているわけでございます。

以上、諸般の国の体制、県の体制なども考慮した結果、私は現状の提案をよしとするものでございます。

以上で終わります。

○議長（松木慶光君）

ほかにありますか。

（なし）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に議案第18号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、討論を求めます。

まず、最初に原案賛成者の討論を求めます。

討論はございませんか。

(な し)

次に、原案修正案反対者の討論を求めます。

渡辺君。

○13番議員(渡辺文子君)

高齢者の皆さんは大変な苦勞を乗り越え、家族のため地域のためと、現在の日本の基礎を築いてきた方たちです。誰もが100歳まで長生きできるわけではありません。その方たちの祝い金を削るといふ、この条例に賛成することはできません。

○議長(松木慶光君)

次に、原案修正案賛成者の討論を求めます。

日向君。

○9番議員(日向英明君)

敬老祝金をもらった年寄りも、ちょっとした小遣いができて、孫におもちゃの1つも買ってあげられる。また長い間、寝たきりの人もあるかと思われる。そういうご家族に対して慰勞の意味のためにも、議案第18号 身延町敬老祝金条例の一部を改正する条例の修正案に賛成します。

○議長(松木慶光君)

ほかに討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を求めます。

議案第3号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号 身延町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第4号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号 身延町企業立地促進産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第5号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号 身延町まちづくり振興基金条例の制定については、原案のとおり可決

決定いたしました。

議案第6号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号 身延町児童館条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第7号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号 身延町乳幼児医療費助成に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第8号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第8号 身延町後期高齢者医療に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第9号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第10号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号 身延町定住促進に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第11号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号 身延町長及び副町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第12号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第13号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第14号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号 身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第15号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号 身延町保健センター及び高齢者コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第16号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号 身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第17号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第18号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について、委員長報告は修正可決です。

修正案について、起立により採決いたします。

委員長の修正案に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数でございます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。

修正部分を除く部分を、原案のとおり可決決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数であります。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決決定いたしました。

議案第19号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号 身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第20号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第21号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号 身延町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第22号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号 身延町身延福祉健康拠点施設整備基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第23号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第23号 身延町心身障害児福祉手当支給条例を廃止する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第35号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第35号 平成20年度身延町一般会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第36号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第36号 平成20年度身延町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第37号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第37号 平成20年度身延町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第38号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第38号 平成20年度身延町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第39号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第39号 平成20年度身延町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第40号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第40号 平成20年度身延町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第41号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第41号 平成20年度身延町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第42号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第42号 平成20年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第43号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第43号 平成20年度身延町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第44号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第44号 平成20年度身延町青少年自然の里特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第45号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号 平成20年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第59号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第59号 身延町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に請願第5号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本件を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 少 数)

起立少数であります。

よって、請願第5号 障害者施策推進協議会設置を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長より所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上2委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしま

した。

お諮りいたします。

本日、町長より追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 追加提出議案の報告並びに上程を行います。

同意第1号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、上程いたします。

追加日程第2 追加提出議案の説明を行います。

町長。

○町長(依田光弥君)

追加提出議案の説明を申し上げます。

同意第1号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成20年3月19日 提出

身延町長 依田光弥

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町福原78番地

氏 名 河西勝

生年月日 昭和17年8月24日生まれ

提案理由でございますが、平成19年12月13日に、佐野七郎委員が死亡されましたので、その後任を選任したいということで、これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(松木慶光君)

町長の説明は終わりました。

追加日程第3 追加提出議案の質疑を行います。

お諮りいたします。

同意第1号は人事案件でありますので、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は質疑を省略いたします。

追加日程第4 追加提出議案の討論を行います。

お諮りいたします。

同意第1号は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号は討論を省略いたします。

追加日程第5 追加提出議案の採決を行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任については、山梨県南巨摩郡身延町福原78番地、河西勝氏、昭和17年8月24日生まれに同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

切坂山恩賜県有財産保護組合の議員の任期が3月31日で満了しますので、切坂山恩賜県有財産保護組合規約第6条の規定により、追加日程第6として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第6として、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第6 切坂山恩賜県有財産保護組合議員の選挙を行います。

この選挙の方法については、議長の指名により決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議員指名を行います。

切坂山恩賜県有財産保護組合議員の選挙については、山梨県南巨摩郡身延町八坂335番地、今福誠氏、昭和2年3月17日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町八坂107番地、今福正孝氏、大正14年2月15日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町八坂360番地、今福歳男氏、昭和12年10月18日生まれ。山梨県南巨摩郡身延町八坂325番、今福益行氏、昭和14年2月19日生まれの4人を指名したいと思います、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名したとおり、決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、ご苦労さまでございます。

最後のごあいさつをさせていただきます。

平成20年身延町議会第1回定例会、3月10日に開会されまして、本日まで会期10日間。松木議長のもとで、当局提案に関わる諸議案につきまして、ご熱心にご審議をいただき、本日最終日、閉会を迎えました。議員各位のご足労に対しまして、心から敬意を有し、御礼を申し上げたいと存じます。

今議会に提案をいたしました議案第24号 平成19年度身延町一般会計補正予算（第7号）、また平成19年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）をはじめ、各特別会計補正予算10件につきましては、先議、原案どおりご可決を頂戴いたし、さらに議案第3号から第23号までの条例案のうち、議案第18号を除く20件、また平成20年度身延町一般会計予算、ならびに各特別会計予算22件、議案第58号、議案第59号については原案どおり、議案第18号 身延町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきましては、教育厚生常任委員長報告のとおり、原案一部修正の上、それぞれ可決・確定を頂戴いたしました。さらに追加提出議案、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案ご同意を頂戴いたし、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

今議会におきましては、条例案2件につきまして、議長はじめ議員各位にご心配をおかけいたしました。特に教育厚生常任委員会委員各位には真摯なお取り組み、ご熱心なご審議の上、適切・妥当な結審を頂戴いたしました。心から御礼を申し上げたいと存じます。

今後は何事によらず、慎重に審査・検討をし、議員各位にご心労を煩わすことがございませんよう、しっかりと取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

さらに各議案に関わる委員会審議、現地調査等々、また一般質問を通しまして、行政運営のあるべき姿について、ご意見・ご提言・ご叱正を頂戴いたしました。それぞれの皆さまの、まちづくりに寄せられる熱い思いが、ひしひしと伝わってまいります。

議員各位の意を介し、施政方針で述べさせていただいた諸施策の実現に向けて、ご決定をいただきました、それぞれの予算の執行を職員ともども、しっかりとした歩みで進めてまいりたいと存じますので、議員各位、ならびに町民の皆さまのさらなるご指導とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議員各位の10日間にわたりましての、真摯な議会活動に対しまして、重ねて敬意を表し、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

「家々に 雨ふりしづく 彼岸道」飯田龍太先生の句であります。暑さも寒さも彼岸までといわれるところです。明日は彼岸の中日、春分の日でございますが、春の彼岸中によく雨が降ります。この雨が寒さを消して、暖かな日差しを運んでくれるわけでございますが、久遠寺のしだれざくらも気になるところでございます。国道52号にシャトルバスの交通案内が目につくようになりました。年度末、何かとお忙しいことと存じますが、ご健康にご留意をいただき、ご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。大変、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。
会議規則第7条の規定によって、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。

これもちまして、平成20年第1回定例会を閉会といたします。

○議会事務局長（深沢茂君）

大変、ご苦労さまでございました。

長い日程、ご苦労さまでした。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時00分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長深沢茂が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上